

午前10時30分開会

○小野委員長 ただいまから予算・決算特別委員会を開会いたします。

欠席届が出ています。政策経営部人事課長、健診受診のためということで途中まで、健診受診のためになっています。それから、学務課長、病気療養のため。（発言する者あり）
暫時休憩します。

午前10時30分休憩

午前10時31分再開

○小野委員長 再開いたします。

政策経営部人事課長、開会から午前11時30分まで二次健康診断を受診のため、学務課長、病気療養のため、政策経営部法務担当課長、家族の看護、介護のための欠席届が出ております。

それでは、昨日に引き続き、部所管の項目に関する総括質疑を行います。

質疑の前に、まず、昨日スマホの音ですとか音量が漏れる音がしたということがございましたので、その辺りはお留意をお願いいたします。また、スマホのご使用についてはお控えくださいますようお願いいたします。

また、本日もたくさんの方々に質疑をしていただくということで、ぜひ、質疑、答弁ともに端的にお願いをし、一人でも多くの方が多くの質疑ができるようにご協力を引き続きお願いいたします。

まず、保健福祉部所管の項目について総括質疑を受けます。

それでは、挙手をお願いいたします。

○のざわ委員 では、手短に。風ぐるまについてご質問をさせていただきます。決算参考書160ページ、主要施策43ページ、令和6年度予算概要96ページ。

風ぐるまにつきまして、①デマンド交通や自動運転などの新技術など、様々な課題への解決の可能性を多角的に令和6年度は検討されましたか。今後のデマンド交通、自動運転などの新技術導入の予定を教えてください。

○岡福祉総務課長 のざわ委員から頂戴しましたご質問について答弁させていただきます。

風ぐるまの事業に関しまして、令和6年度に行った主な取組としましては、EV車両の導入に伴うその実証ルートの運行開始でありましたりとか、利用者の件数測定の設置を目的にした乗降センサーの設置などがありました。その上での新技術の活用などの検討というのは、もちろんこの持続可能な風ぐるまをつくり上げていくためにも喫緊の課題であるというふうに認識しておりますけれども、その本格的な検討については、令和7年度にしっかりと行いたいということで、令和6年度はその準備作業を進めているという時期でございました。

先ほど申し上げた今年度ですけれども、先日の本会議でも部長から申し上げましたとおり、この運転手不足が全国的な課題となる中で、より質が高く、持続的な風ぐるま事業への見直しを行っていくために、デマンド交通などの新技術の導入を含めて、風ぐるまの在り方を見直しに向けた調査研究を進めていきたいというふうに考えております。

○のざわ委員 2問目、同じことなんですが、第2回定例会一般質問におきまして、私、千代田区で自動運転の実現をさせていただきました、千代田区に本部のある大学に世界一の技術をお持ちの方と多くの知見をお持ちの先生方が多くいらっしゃいまして、地元の

方々のご意向を反映する形でデマンド交通や自動運転をご提案くださいます先生方のすばらしいアイデアをいっぱいお持ちしますので、ぜひ聞いていただいて、実現の一助にいただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○岡福祉総務課長 ご提案ありがとうございます。他自治体でも先行的な取組が進んでおりますけれども、しっかりと勉強させていただきながら、検討を深めていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○小野委員長 はい。では、この関連なければ、引き続き質疑を受けます。

○富山委員 私からは障害者就労についてお伺いします。決算参考書178ページ、事務事業概要313ページ辺りになります。

まず、障害者就労についてなんですが、厚生労働省は企業に令和8年度までに2.7%の障害者就労を義務づけておりまして、ただ、達成度もいまだ46%付近と半数を切っている状況になっています。決算参考書を参考に、この雇用促進援助事業のみ、かなり執行率が低くなっているんですけど、その理由を教えてください。

○緒方障害者福祉課長 雇用促進事業の執行率についてご質問を頂きました。こちら、資料のとおり33.7%と大変低いということは、ご指摘のとおりでございます。こちら、来年度予算計上に当たりまして、EBPMの考え方に基づいて分析をするということで、まさに現在、本事業について様々に調査をしていたところでございまして、そこで本事業のうち、障害者実習受入れ報奨金と環境整備助成金につきましては、厚生労働省所管の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が本区より助成金額などが手厚い制度を実施していたということが確認できました。こちらが本区の執行率が低い要因であると考えてございます。

機構に連絡しまして、自治体に対してこういった制度周知をしてもらえないものか問合せをしたところ、制度周知は各都道府県のハローワークと連携して行っているという回答でございました。これまで調査が不足しておりまして、結果的に制度の低い予算計上になっていたところは深く反省しております。申し訳ございませんでした。

○富山委員 ありがとうございます。迅速に原因も追求してくださって、結局、厚労省のほうでやっていた事業とほぼ同じ内容をしていたということがよく分かりました。今後、EBPMを考えながら、新しい事業に取り組んでいただけると助かります。

ただ、この障害者就労に関して、千代田区のほうで、ほかにも企業向けに障害者雇用をどう進めればいいのかの説明会も行っていると思うんですけども、その様子は現在どんな状況でしょうか。

○緒方障害者福祉課長 まず、今年度、令和7年度は、障害者就労支援センターの事業の予算額600万円増をご議決賜りまして、これまでの5名体制から6名体制へ許可しているところでございます。

ご指摘のとおり、今まで年4回開催しております地域交流会というところには、毎回大手町や丸の内の大企業様から、特例子会社や障害者雇用に挑戦してみようと検討中の中小事業所など、様々な事業所の担当者が、オンライン参加も含めまして、毎年40名程度参加いただいてきましたが、特に昨年度の4回目の合理的配慮をテーマにしたときには70名の参加を頂いていると、関心の高さは実感してございます。

まず、事業所の皆様がよく窓口相談に見えることが多くて、昨年ぐらいからは、実際

雇用している障害のある方をどのように特性を生かして働いてもらえばいいかですとか、ジョブコーチと申しまして、障害者雇用促進法に基づきまして、障害のある方を支援する方がいるんですけど、そういったコーチをどのように活用すべきかなど、そういったご相談をよく窓口で受けるようになりました。こういったところをより事業所の皆さんが継続的に雇用を続けていただけるよう、丁寧に寄り添って支援をしているところに注力しているところでございます。

○富山委員 企業側の意識も変わってきているということですね。障害者就労は、企業によっては一般的な雇用よりも安定率、定着率が高くて、長期的には安定的な雇用につながりやすいといったメリットもあります。そしてまた、それ以外の方とは別の仕事を担当してもらえるとということで、それ以外の方の業務効率化にもつながりというメリットがあるので、今後もそういうところを企業側に伝えていただけると幸いです。先ほどおっしゃっていたジョブコーチなど、理解促進事業にも取り組んでいただきたいと思います。

千代田区の障害者就労の特徴として、区役所内で簡単なお仕事をして工賃を頂くといった障害者就労をさせるぐらいだったら、家で楽しく過ごしておいたほうがいいと思われる方が多く、就労をもともと希望される方が少ないといったことも課題になっております。これまでの答弁の中で、超短時間雇用についての検討だったり、今年からはえみふるのような分身ロボットなども活用されているんですけども、それについて状況を教えてください。

○緒方障害者福祉課長 はい。ご指摘のとおり、超短時間事業につきましては、これといった予算を設けているところではございませんけれども、今申し上げた就労支援センターのそういった4階の地域交流会ですとか、年に4回発行しております会報誌、そういった紙面において、超短時間雇用で障害のある方を雇っていらっしゃる事業所を紹介するですとか、あと今、現在、ちよだんごのほうで1日2時間程度の勤務をするということが実際に行っているというところでございます。

○富山委員 ありがとうございます。そういった超短時間雇用など、私は当事者の方から、まだやっているところは少ないんだといったご意見も伺っていたので、ほかでもやっているところはあるよというのを周知していただけると幸いです。

就労を希望される方の中には、初めての経験だったりとか、初めて行くのが不安過ぎて、1回目すら、1回目から行けなかったというお話も聞くんですけど、その辺りのサポート状況というのはどうなっていますでしょうか。

○緒方障害者福祉課長 先ほど申し上げた障害者就労支援センター、体制を強化しているところでございまして、基本的に今まで登録していらっしゃる方170名いらっしゃるんですけど、そういう障害のある区民の方を令和7年度は全員面談を実施しておりまして、現状を聞き取っております。基本的にはご意向を聞きまして、ハローワークへ行くときは相談員が同行し、希望事業所と面接となった際も同行しまして、晴れて就労が決定した場合は、初出勤の日も相談員が同行しております。その後、就労されてからも、悩みや相談を受けて、状況に応じまして、事業所と本人に代わりまして合理的配慮を求める交渉をするなど、丁寧に寄り添って継続的に就労できるような対応支援をしているところでございます。

○富山委員 すごく丁寧な対応をしてくださっていらして、その合理的配慮を求める面で

かなり不安がある方も多いと思うので、そちらのほうも支援してくださっているということで、そういったことをやっぱりこれからは周知をして、より多くの方に働いてみたい、働きたいと思えるような千代田区にしていっていただくことをお願いします。

○緒方障害者福祉課長 ありがとうございます。委員に応援を頂いたと思って受け止めまして、引き続き周知を推進していきたいと考えております。ありがとうございます。

○小野委員長 はい。こちらは関連ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 それでは、引き続き質疑を受けます。

○米田委員 決算書160ページの6番、生活困窮者自立支援について、少し伺います。分科会でも少しやられていますけど、違ったところの観点で少しやらせていただきます。

現在、自立相談支援員は何人配置されているんでしょうか。昨年度の新規相談件数とか見ていますと、362件あって、プラン作成が72件で、就労が56名で、就労準備支援が0人となっていると。この数字に対してどのように感じるか、まずお聞かせください。

○前畠生活支援課長 はい。現在、自立相談支援員は、委託で4名の支援員が常時配置をされている状況になってございます。令和6年度の実績に関しましては、大きく変化というところでいくと、コロナの特例の措置等が終わった関係もありまして、令和4年度等から比べますと、大分窓口での対応の件数は落ち着いてきているものと考えてございます。

ただ、やはり一定数相談にいらっしゃる方は常にいらっしゃいますので、丁寧に対応をさせていただいているところでございます。

○米田委員 丁寧に対応していただいているということだと思っています。

そうはいえ、こういった中には複雑な相談が相当あると思います。例えば精神疾患や債務、DVなどの対応についての相談とか、様々な相談があると思います。

支援員の専門性を高めるための研修とか、そういったことはやっていると聞いていますが、こういったことをやっているか、お聞かせください。

○前畠生活支援課長 先ほど申し上げましたとおり、支援員については委託で対応させていただいておりますが、最初、プロポーザルで事業者選定をしておりますが、その際の要件としまして、必要となる資格ですとか経験というところは、要件として定めさせていただいておりますので、それ相応の方が配置していただいていると認識をしております。

また、国や東京都などでも定期的に行われておる研修が各種ございますので、そちらについては、こちらからも情報提供しながら、必ず参加をしていただくようお願いをさせていただいているところでございます。

○米田委員 年を重ねるごとに研修メニューも増えてきていますんで、そういったところもしっかり受けれるように対応していただきたいと思います。

あと、これは連携してやっていくというようなことが大事ですので、困窮者支援は福祉だけでなく、住宅、教育など、他の部門の連携も大事となっていると思いますんで、この辺の連携についてもお聞かせください。

○前畠生活支援課長 委員のご指摘のとおり、福祉だけ、また生活支援課の窓口だけで完結するものというのは非常にまれになっておりまして、かなり内容が複雑になっているというのは、年々窓口でも感じているところでございます。

具体的な事例といたしましては、最近ですと、区営住宅の利用料の滞納であったりです

とか税金の滞納がある方が、家計相談に行ってみてはどうかということでご紹介いただいて、こちらの窓口につなげていただくパターンもございますし、その場合は、返済計画、家計相談を通じまして、返済計画をご一緒に検討させていただいて、所管への説明等にも一緒に行くなどして、丁寧に対応をさせていただいておるところでございます。反対に住宅を失うおそれがある方について、生活支援課の窓口へいらっしゃる場合には、次の行き先の確保の相談などは住宅課やまた高齢者の住み替え支援など福祉総務課で行っておりますので、そちらへの相談につなげさせていただいているところでございます。

○米田委員 ほかとの連携は非常に大事ですので、例えば、今、課長がおっしゃったように、住宅の滞納があった場合、請求する場合、こういった窓口につなげますよとか、そういった案内も住宅課とかあと様々、国保もそうですけど、滞納が続いた場合にはそこに同封するなど、様々工夫を重ねていただいて、今のところの課につないでいただきたいと思いますけど、よろしくお願いします。

本来は、生活保護になる前に救っていただきたいんですけど、仕方なく、どうしようもなく、生活保護になる場合もあります。扶養照会は国での制度で、我々も一生懸命やってなくしたんですけど、制度が分かりにくいとか、書き方が分からないとか、やはり恥ずかしいとか、そういった場合があって、その手前で止まっている場合があります。そういった場合、どのように取り組んでいるか、水際作戦としてどういうふうに案内しているかお聞かせください。

○前畠生活支援課長 現在、生活保護の扶養照会につきましては、委員ご案内のとおり、ご本人の同意がない場合に、強制的にやるものではなく、こちらでも保留とさせていただいております。

また、制度につきましては、本当に複雑なものとなっておりますので、そちらについては、窓口で最初に丁寧に説明をさせていただくこと、また、生活保護以外でもこういった支援がありますというところも併せてご案内をさせていただいておるところでございます。また、高齢者の方も増えていらっしゃるすとか、障害がある方もいらっしゃいますので、ヒアリング等をさせていただいて、申請書の代筆対応等もさせていただいておりますし、場合によっては、入院中などで動けない方につきましては、こちらから相談員が訪問をして申請を受けたり等もさせていただいておるところでございます。

○米田委員 ありがとうございます。訪問など活用していただきたいなと思います。ご高齢になって、どうしようもなく生活保護になられる方もいらっしゃいますんで、そういった方には丁寧にやっていただきたいなと思います。

住宅確保給付金についても少しお聞かせください。給付金の申請、支給実績について、この数年の推移をお聞かせください。また、コロナの特例措置が終わった後の支援策はどのように行っているかもお聞かせください。

○前畠生活支援課長 住居確保給付金につきましては、令和4年度でコロナの特例措置が終了しております。そのため、相談件数も実績につきましても減少傾向となっております。また、令和7年度から、それまでの家賃の助成から、助成に追加しまして、転宅費用の助成もスタートをしておるところなんですけれども、なかなか該当する条件が厳しかったり、細かく設定がされておりましたり、あと安価な住宅がなかなか少ないという千代田区の土地柄もございます、実績については、現状まだ相談も含めましていただい

いところでございます。

まだ、転宅費用につきましては、制度が始まったばかりではございますし、家賃助成も含めまして、利用状況を見ながら、またあの皆さんのこういったご要望が多いのかというところも研究を進めながら、また、これ国の制度によるものになりますが、区独自で何かできることがないかなどは、これからちょっと窓口での様子を伺いながら検討を進めてまいりたいと思います。

○米田委員 様々困難なことはあると思いますが、国での制度、せっかくありますので、しっかりそこに当てはめるようにと。で、今、課長、区独自でとありましたんで、しっかり様々、皆さんのご意見を聞いて、制度にはめ込めるようつくっていただきたいと思います。

で、この事業に関して、民間の委託、もうこれもあると伺っています。資産調査や個人情報管理など適切に行われているか、これの管理についてお聞かせください。

○前畠生活支援課長 住居確保給付金につきましても、自立相談支援事業の一環といたしまして、委託で支援員のほうで対応をしていただいておりますのでございます。

委託先の事業者につきましては、もちろん年度初めには個人情報保護の誓約書を提出していただいておりますし、事業開始時には、その辺りについてもこちらから丁寧に説明をしているところです。また、区役所本庁舎内での同じ生活支援課の執務室の隣で業務をしていただいておりますので、その点につきましては、私も職員の間も行き届く中で業務に当たっていただいておりますので、これからもしっかりその辺りは遵守できるように勧奨していきたいと思っています。

○米田委員 ありがとうございます。ぜひともお願いしたいなと思います。

先ほども少し触れましたけど、就労支援についてです。令和6年度の利用者が事務事業概要を見るとゼロとのことでした。この制度を活用してもらうための周知、支援体制について、どのように行っているかお聞かせください。

○前畠生活支援課長 就労準備支援につきましては、支援内容としては、すぐ就労することが難しい方に対して、日常生活のリズムの調整ですとか、必要なスキル習得のための講座や訓練を受けていただくものとなっております。こちら、路上生活者に対しては、自立支援センターで同様な支援を行っておりますので、本事業につきましては居宅生活を既に送っていらっしゃる方が対象になっております。

となりますと、なかなか朝起きて、昼、ご飯を食べましょう、顔を洗いましょう、歯磨きしましょうみたいなところから支援をしていくという場合の、その対象者自体が近年は非常に少なくなっているというのが現状としてはございます。また、ちょっと事業の特色上、なかなかターゲットを絞って周知をしていくというのも難しいものとなっておりますので、ただ、相談窓口にいらしゃった方については、状況に合わせて支援を提案をしていくという形を取らせていただいておりますので、その中でこういった事業に合致するような方の、必要だなというふうに判断できる方につきましては、適切にご紹介をしながら支援につなげてまいりたいと思っております。

○米田委員 この就労準備支援は、今、課長のご説明とおりになんですけど、幅広く活用できてはめ込むこともできると聞いていますんで、窓口に来られた方については上手に説明してあげてほしいなと思います。

一方で、就職された方、これ、望まない就職、働いてもらうのはいいことなんですけど、例えば体力仕事が苦手なのに体力仕事に就いたがゆえにすぐに退職してしまったと。こういうことになるとう自信喪失につながりますんで、こういうことは千代田区ではないと思いますが、思いますけど、こういうことのないようにしていただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○前畠生活支援課長 窓口におきましては、もちろん就労されたいということでいらっしゃる方に関しては、そういったご案内はさせていただくんですけども、ご本人の意向に沿わない支援というのは一切行っておりませんし、また、区のほうで、窓口のほうでもちょっと就労の条件ですとかご本人の状況を伺いながら、適正な職につなげるように支援をさせていただいておるところでございます。また、無理に就労させることはせずに、まずは必要に応じては生活保護を受給して、生活を立て直すことを優先しながら、しっかりと落ち着いた状態で就労に向けて活動ができるように支援をすることも提案をさせていただいておるところでございます。

○米田委員 本区ではやっていないということで安心しました。今、課長言ったように、1回生活保護になっていただいて立て直してやっていくというのも一つの方法ですし、あと、ハローワークでは1年間かけて勉強しながら、これハローワークで給料出ます。こういったパターンもありますんで、そういった組合せでしっかり就労支援していただきたいなと思います。

あと、次なんですけど、子どもの学習生活支援についてです。6年度の利用数は57人とのことです、事務事業概要を見ると。効果や成果はどう評価しているかお聞かせください。

○前畠生活支援課長 子どもの学習生活支援につきましては、令和6年度、定員を5名増やしまして70名とさせていただいております。定員を増やしているのも利用が伸びておりまして、一定数しっかりと需要に応えられているかなというところに対応させていただいたところになります。

学習生活支援につきましては、学習面はもちろん生活習慣の改善等にも役立っている、学習の習慣がついたとか、朝ちゃんと起きて学校に行けるようになったとか、そういったお声もアンケートで頂いているところですので、一定の成果が上げられているものと認識しております。

また、例えばご本人の希望に沿いまして、推薦入試の面接練習等も対応させていただいたりしております、ニーズに応じてきめ細やかな対応をしていると認識しております。

○米田委員 ありがとうございます。人数も増やしていただいて、きめ細かくやっていたいているということでしたんで、安心しました。これからも継続してやっていただきたいなと思います。

一方で、ひとり親家庭や就学援助対象の子どもへの支援、文科省の制度とも関係しますが、役割分担や連携はどのように行っているかもお聞かせください。

○前畠生活支援課長 生活支援課でもお子さんへの支援事業というのを幾つか行っておりますので、その辺りは事業周知などにつきまして、特に児童扶養手当、就学援助の通知などにそういったチラシを同封していただきますとかということで対応をさせていただいております。また、こちらの窓口でいらっしゃる方について、子ども部での支援につなが

るようなご案内をすることもありまして、特にすみ分けというわけではないんですけども、いずれの窓口にいっちゃった場合においても、適切な支援につながるように対応をさせていただいておるところでございます。

○米田委員 ここ大事なところですので、しっかり子ども部とも連携しながら取り組んでいただきたいなと思います。

先ほども課長に触れていただきましたけど、窓口に来られる方はまだいいんですけど、見つけにくい方、こういった方を地域の方を活用というか、ご協力いただいて、探し出して、こういう支援につなげるというのが大事だと思います。相談に来れない方、このような方々には地域の方に協力いただいて、アウトリーチで助けていくというのが重要かと思うんですけど、その辺の連携はどうなっているかお聞かせください。

○岡福祉総務課長 生活困窮という観点だけではなくて、例えばひきこもりであったりとか、孤立されている方であったりとか、様々な課題を抱えている方を対象にした事業ですけども、私ども福祉総務課のほうでは、令和6年度からは社会福祉協議会と連携してコミュニティソーシャルワーカーということで、地域とつながりがなかなか持てないと、複合的な課題を抱えるといった方に対して、その生活上の課題解決、粘り強く伴走して支援する取組というのを始めているところでございます。アキバ分室を設置して、地域の中で溶け込んできめ細かな支援を行っているという取組を進めておるところですけども、そういった取組を通じまして、生活困窮の制度との連携をしっかりと図りながら支援に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○米田委員 最後にします。

様々確認させていただきました。取り組んでいただいていると思っております。この支援制度は貧困の連鎖を防ぐ重要なセーフティーネットと感じております。今年度も来年度もしっかり取り組んでいただきたいなと思いますけど、最後はいかがですか。

○前畠生活支援課長 生活支援課では、生活困窮から生活保護に至るまでしっかりと連携を取りながらですね、適切な支援を届けられるように尽力してまいりたいと思います。

○小野委員長 はい。それでは、引き続き質疑を受けます。

○春山委員 決算参考書188ページ、3、生活衛生費の1、ねずみ・衛生害虫駆除についてお伺いします。併せて、事務事業概要は219ページと環境まちづくり部の97ページの地域的な公害対策について関連して質疑させていただきます。

分科会でも、この地域的な公害対策の建築物解体工事事前周知要綱についての確認をさせていただきました。ここの中に、アスベストのほかにネズミの生態、ネズミの駆除についての区への届出があるということを確認させていただいたんですけども、令和6年で解体工事前周知報告が118件となっていますが、この区への届出のネズミの生態の状況であるとか、駆除の状況というのは、保健福祉部では把握されているんでしょうか。

○市川生活衛生課長 この解体工事に伴うネズミの駆除状況については、把握しておりません。ただ、解体工事に伴って、周辺にネズミが出たというような苦情などがあった場合は、どのような駆除をしたのかということについて、こちらから確認をすることはございます。

○春山委員 ご説明ありがとうございます。番町のところで大きな解体工事があったときに、その事業者は、区への届出には、ネズミの生態があったということと駆除について報

告したのになんですが、周辺への解体案内のポスティングには、ネズミについての義務づけがされていないということで、アスベストがあったということについては説明があったんですけど、近隣の方々にはネズミについては報告がなかったということで、解体後にたくさんのネズミが近隣のマンションに移動してしまったということが起きて、保健所福祉部のほうで、生活衛生課のほうで、今、駆除の対応はしていただいていると思うんですけども、解体に伴ってネズミが発生するということを近隣の方々も知らず、後追いでネズミの駆除をしなくてはならないという事態が発生している中で、解体現場でのネズミ報告、ネズミの駆除について、所管をまたいで状況を把握しておくということがとても大切だと思うんですけども、その辺り、今後の対応についてどうお考えでしょうか。

○市川生活衛生課長 ネズミが、建物が解体したことによってネズミが周囲に散らばったかどうかということは、なかなか確認することが難しいものではございますけれども、ネズミにつきましては、ネズミが増える要因がある場所に新たにネズミが来た場合、増えてしまいますから、そのようなことになった場合は、逐次、駆除とか相談には対応してまいりたいと考えております。

○春山委員 何十年もネズミが出ていなかった地域なんです、ここ。で、明らかに大きな大使館跡が解体されて、そこからネズミが発生していて、地域としては、やはり区のそれが環境まちづくり部であれ、保健福祉部であれ、そこにネズミが居たということが区として把握できている、届出が出ているのであれば、やっぱり地域の方々に周知するなり、行政の中でそれをきちんと情報を共有するということはとても大事だと思うんですけども、その辺りどうお考えですか。

○神河環境政策課長 解体工事の事前周知制度につきましては、環境政策課で所管する事務でございますので、私のほうからご答弁申し上げます。これまで、私どものほうに解体工事の届出があった情報が、うまく生活衛生の部署と共有できていなかったんじゃないかというような形のご指摘なのかなというふうに思います。ご指摘ごもっともで、速やかに生活衛生課と情報共有を図るなどしまして、地域における健全な生活環境の維持向上につなげられるように努めてまいります。

○小野委員長 はい。次の質疑ですか。次の質疑ですね、はい。

○小林委員 シルバーパスについてお伺いします。シルバーパス制度の現状と課題認識についてということです。

このシルバーパス交付は東京都の事業で、都が、事務事業概要146ページですけども、そもそも平成12年9月まで区長委任事務でやっていて、翌年から東京都に移っちゃったんですけど、今、東京バス協会が実施主体みたいですけど、このシルバーパス交付なんですけれども、東京都が今回大きな動きをしておりますので、それに関して確認をしたいと。

千代田区も様々な地域移動支援をしていますけれども、そもそも高齢者の外出支援と移動の公平をどう図っていくかということが問題なんで、まず、シルバーパスの現状、制度の現状と課題認識について確認をしながら入りたいと思います。

東京都シルバーパス事業は、70歳以上の高齢者が都内の路線バスや都営地下鉄など自由に利用できる重要な移動手段の制度でありまして、高齢者の外出促進、社会参加、健康維持に大きく寄与してきております。料金は、70歳以上で住民税非課税の方は1,000

0円、課税対象の方は2万510円となっておりますが、東京都は2025年10月、この10月からこの課税者向けの料金を1万2,000円に引き下げる方針を示しております。千代田区として、この制度が今現状どのように利用され、区内在住の対象者、利用実績者をどのように把握しているか、まずお伺いします。

○小目高齢介護課長 千代田区における、このシルバーパスの状況の把握についてでございます。

大変恐縮でございますけども、こちらの利用者の総数であるとか、うち千代田区民が何名であるとか、そういった情報は東京都から開示されておりませんでして、千代田区では現状においては把握がないという状況でございます。

○小林委員 それは寂しいことで、今後、高齢者の外出支援、移動支援を公平、平等に扱って、そういったときのためのシルバーパスというのは非常に重要な一角をなすものなんだけど、千代田区は既に情報を持っていないと。同制度が東京都が所管しているかと、所管、一般社団法人の東京バス協会が運営している。で、区は、今現状、事務事業概要に書いてありますけれども、都から広報依頼に応じて案内を行う程度。

一方で、区民は手続きが離れてから分かりづらいとか、区で支援してほしいという声が寄せられていますけれども、区としてこのような状況をどのようなサポート体制とか情報供給体制を取るのか、どのように考えているのか、また改善の余地があるのかどうかご見解をお伺いします。

○小目高齢介護課長 現状ですと、委員ご指摘のとおり、東京都から配布されるポスター、チラシ類での広報という形で、出張所であるとか本庁舎内、あるいは各種区有施設ですね、こちらにおいて周知を行っているところでございます。なかなか詳細の制度となりますと、シルバーパス協会が専門のコールセンター等をご用意しておりますので、そちらにお問い合わせいただくのが一番正確なご案内ができるかと思いますが、そもそもそちらの存在を知らないですとか、どこに相談したらいいか分からないという方も想定されますので、そういった方がこういった窓口にお越しいただいた際は、ポスターを配置しておる、あるいはチラシを配布しているところにおいて、適正なご誘導ができるように考えてまいりたいというふうに思っております。

○小林委員 そもそも先ほどから言ったように、高齢者の外出支援ということについて頭がないと、来たらポスター見てちょうだいではちょっと寂しいんですね。利用、東京都が利用料金値下げ1万2,000円への対応として、区の独自の可能性はないのかということなんですけれども、東京都が2万510円から1万2,000円に合わせて、既に荒川区はこの1万2,000円のうち1万1,000円を区が補助し、利用者負担を1,000円とする制度を導入しています。同じシステムに23区だからあるんですけれども、荒川区はそのような動きになっているわけですね。

そこがちょっと千代田区がどう考え、今後は考えているかと。こうした取組については、経済的負担の軽減だけではなくて、外出機会の拡大や地域経済の活性化にもつながると思われれます。千代田区として、こうした荒川区の先行事例をどのように評価され、同区の同様の独自補助制度を導入する考えがあるかどうか、まずお伺いします。

○岡福祉総務課長 乗合バスへの支援という観点でいきますと、地域福祉交通として風ぐるまを運営している福祉総務課の観点も非常に強く関わってくる部分でございますので、

私のほうから答弁をさせていただきます。まず、委員ご指摘のとおり、高齢者の方の外出のきっかけづくりですね、これは健康で元気にいきいきと活躍できる環境をつくっていくために非常に重要な取組だというふうに思っておりまして、荒川区でも外出の機会づくりを後押しするためにそうした補助制度をしているというふうに認識をしております。

その上で、千代田区のコミュニティバスではないですけれども、地域福祉交通風ぐるまとの関係で言いますと、もともと荒川区のほうは、シルバーパスをコミュニティバス、区のバスで利用可能というふうにしておりまして、その利用料金というのが、都営バスなどの路線バスの220円と同等の料金水準を設定していたというところで、風ぐるまは、一方でその利用料金の半額以下の1回100円の利用料金で可能としていると。それも70歳以上だけではなくて、70歳未満の方を含めた一般区民について100円の料金に設定していると。それに加えて、区民バスについてですけれども、シルバーパス、今回は1万2,000円に減額をされるという形で伺っておりますけれども、もともと風ぐるまのほうもそれよりも低い1万円の料金で年間の区民バスを設定しているところがございます。

この点について、過去に、風ぐるまについてですけれども、シルバーパスの利用可能とすべきではないかという議論というのは従来頂いておりましたので、この東京バス協会にそういった考え方の方向性はどうかというところを問うたところ、シルバーパスを利用可能とする、その利用に参加する自治体の考え方として、やはり都内全域のコミュニティバス全体を支援する取組でもあり、事業者を支援する取組でもありますので、言わばそのほかの地域との間での運賃水準であったりとか、その交通需要ですね、需要調整に関する平準化、バランスの調整というのが必要になるという観点で、例えばなんですけれども、風ぐるまについても、利用料金、今、言わばサービスがよ過ぎると。低過ぎるので、その100円という水準というのを200円に引き上げるなど、そういった検討も必要になってくるだろうと。それはもちろんその70歳以上だけでなく、70歳未満を含めた区民全体の料金水準とのバランスの調整というのも必要になるだろうというような話というのは頂いたところでございます。

やはり、もちろん都営バスも含めたほかの交通機関を含めた話ですので、風ぐるまだけの話ではないですけれども、やはり今回こうした取組というのを考えるに当たって（発言する者あり）今、都営バスではケアできていない、病院であったり施設であったりとか、様々福祉交通としての機能を果たしている風ぐるまとの関係というのは、切っても切れないというふうに考えておりますので、そういったものを踏まえながら考えていかなければいけないというふうに考えております。

○小林委員 答弁をちゃんとしてほしいんだけど、風ぐるまとの関係なんか問うていません。風ぐるまは風ぐるままでやりますか。たくさん問題ありますよ。今、安易に値段を上げるみたいなことも言っていたけれども、そんな議論に入っていきたいんですか。シルバーパスに私は限定して、要するに、高齢者の外出の支援と移動の公平を図るということで、風ぐるまに対しての言及を全くしていません。風ぐるまをやるならやりますけど、ちょっとおかしいと思います。シルバーパスについて今議論しているんで、それについてのお答えをしてください。

○岡福祉総務課長 失礼いたしました。ちょっとすみません、前提の部分の補足が欠けて

おり、失礼いたしました。

やはりシルバーパスを導入するとなれば、既存の区の路線バスとの関係性というのは論点になってくるといふふうに考えておりまして、荒川区のほうでは、区の路線バスも、そういったシルバーパスを利用しているということも鑑みましてのお話でしたけれども、今回、すみません、頂いたご指摘、まさに風ぐるまどうこうの話ではありませんので、ちょっとその点についての答弁させていただきます。

○小林委員 質問が分からなくなっちゃうんですよ、シルバーパスをしているのに、風ぐるま。風ぐるまも相当不便ですよ。今、言いますけれども、30分に1本しか走っていないバスなんだから。そちらの議論に入りましょうか、じゃあ。よくないでしょう。

○小野委員長 はい。シルバーパスでお願いします。

○小林委員 シルバーパス。（発言する者あり）

それで、要するに高齢者の社会参加、地域参加、要するに今言われた風ぐるままで十分なら風ぐるままでいいんですよ。風ぐるまは福祉バスだけどコミュニティバスじゃないんですよ。荒川区は福祉バスですか、コミュニティバスでしょう。文京区もコミュニティバス。風ぐるまのほうに議論は行っちゃいますよ。ね。

○小野委員長 シルバーパスでお願いします。

○小林委員 いやいや、いいんだよ、言ってきたんだから。

それで、そういう要するに交通事情が違う中で、高齢者の特に風ぐるまって全区民だから、そうじゃなくて、高齢者の移動を容易にするための経済的補助であり支援なんですね。経済だけではなく、移動支援なんです。単なる交通費助成ではないです、東京都もやっているのも。荒川区はそれに反応した、やっているんですけど。健康増進とか外出促進のこれからは投資なんですよ、こういうことは。それが重要で、こうした経済性、効果だけではなくて、ただそれも経済効果も評価し、今後の福祉政策の中にどのようにシルバーパスを位置づけていくかという質問なんで、シルバーバスは使いにくいから、風ぐるまが十分なんて、そんな質問、していませんから。その辺を、シルバーパスは、今、東京都に委託しちゃっているんで、数すら知らないんでしょう。でも、区民は関係ないんです。シルバーパスを使って移動もするんです。風ぐるまも移動するんです。福祉バスも、福祉バス券、何だ、タクシー券も使って移動するんです。そういうのを総合的にしていかなきゃいけないんで、福祉政策の中で、このシルバーパスも位置づけていかなきゃいけないかということを知っているんです。いかがですか。

○小目高齢介護課長 高齢者の外出促進という視点は大変重要な視点だといふふうに考えてございます。荒川区の事業も東京都が主体の中で独自の補助にする形にかじを切ったということでございますけども、やはり高齢者の外出を促進し、健康寿命の延伸につなげること、こちらを目的としているということを確認してございます。

千代田区としても、こちらの目的自体は賛同するものでございまして、ではあるのですが、こちらについては大変な、想定したところですね、千代田区の70歳の人口が大体9,000人ほどいるということございまして、こちら1万1,000円を補助出すとなりますと、大体1億円弱ぐらいの経費が総額で必要ではないかということも見込まれて、こちらの施策に当たっては、そういったところも慎重に検討していく必要があるかなといふふうに考えてございます。

○小林委員 今、答弁の中で、対象者層が9,000人で、想定予算規模は1億円程度ということなんですけれども、そんなにかけられないですよ。1億円程度って言われますけれども。この辺は試算して、要するに経済的補助だけで考えるのではなく、移動手段、要するに高齢者が移動をするために、非常に健康増進とか、外出促進のためになるという投資だと思って考えたら、1億円は決して高いものじゃないと思いますんで、引き続きこれを検討してください。

　　といえど、千代田区の高齢者の人口はどんどん増えてきますね、70歳以上も。増えてくると予算というか、今言った予算も上がってくるんだけど、70歳でも、以上の人でも外出支援を必要とする人が増えてきているということにもなるんで、これの観点から、外出していただいたほうが、介護予防にもなるし、医療費の抑制にも効果があるんです。外に出てくれることで。そういうのを認識すると、短期的な歳出の増加という、短期的な面にかかわらず、長期的な費用対効果の観点からも、本制度は僕は有効と評価するんですけども、ご見解をお伺いします。

○清水保健福祉部長 非常にですね、まあ、何ていいますか……

○小林委員 ちょっと。歌舞伎をやっているんじゃないからさ。（発言する者あり）

○清水保健福祉部長 まあ、そういうこともあるだろうなと思いながらお話をお伺いしておったところでございます。

　　ただ、それぞれ2人の課長がご答弁申し上げましたが、我々行政、お互いですけども預かっている身としては、様々な視点で物事を考えながら政策を検討していく責務を持っているんだと認識をしております。その上では、目的を高齢者の外出支援というところに一つ置くとしたときに、じゃあ風ぐるまとは違うんだということではありますが、風ぐるまもその視点もありつつやっているということは、地域福祉交通として当然ながらある、現実的にあるということでございます。

○小林委員 福祉バス。

○清水保健福祉部長 そういったときに、じゃあ、想定される金額が今は1億、ご指摘いただいたように今後はもっと増えてくる。じゃあそれが2億になるかもしれない。全部、今やっている風ぐるまも様々な課題がありますよというご指摘、くしくも頂いております。私どももその認識を持っておりますので、今後、今年度検討していこうと思っておりますけれども、その上で、屋上屋を重ねるように、ただただ、ほかの区でもやっているからやれるだろう、やればいいだろうというふうに……

○小林委員 そんなこと言っていない。

○清水保健福祉部長 安易に考えていいかということ、そうではないだろうと。

○小林委員 そんなことは言っていない。

○清水保健福祉部長 それは様々な視点で考えなければいけない責務を負っているんだろうと思っておりますので、そういう意味で検討をしたいというふうに担当課長は申し上げているところでございます。委員のご指摘も、検討してということだと受け止めておりますので、今年度の風ぐるまの検討の機会に合わせまして、様々な視点からその可能性というものを検討してまいりたいと思っております。

○小林委員 いや、余韻が長かったんで忘れちゃいました、質問を。（発言する者あり）
今のご答弁からも含めて、ご理解していただいているのは理解しました。

で、やっぱり千代田区だって、これ、神田と麹町、富士見もそうなんでしょうけど、地域によっては、やっぱり交通の利便性に差がありますよね。その差が、坂の多いところがあったりして、地下鉄から距離も、千代田区というのは地下鉄たくさんあるんだけど、距離の遠い人もいて、年寄りにとっては。そういう地域では、やっぱり高齢者の移動の手段がやっぱり課題になっているわけです。

そうした現状を踏まえて、シルバーパスも公共交通の補完の一つ。そしてそれらを活用して、千代田区とポリシーミックスをしていかなきゃいけない。それは千代田区の交通手段、風ぐるまもありましょ、福祉タクシー券も出しているからタクシーもありましょ、その他、買物送迎もありましょというようなことが連携して、要するにシルバーパスを言わば動いている中で、これは完全な公共交通機関で非常にスムーズに動いている、間違いのない交通機関を連携を取って、（発言する者あり）やってみてはいかがですか。

○清水保健福祉部長 連携を取ってやるのは大いに結構だと思っておりますけれども、委員のご指摘というのは、区で補助をしろということだと受け止めておりますので、その指摘で間違っていなければ、それに応じてご答弁させていただきますが。

くしくも、おっしゃっておられましたように、千代田区は地下鉄がたくさんあると。JRも含めまして、路線別で言っても、恐らく60を超える鉄道の駅がある自治体というのは、日本広しといえども千代田区だけなんではないかと思っております。神田と麹町で交通事情が違うという、おっしゃっているとおりだと思います、私も十分承知をしておりますが、60を超える鉄道駅がある自治体というのは、千代田区だけであって、ここのこの千代田区が交通不便地域がどこに存在しているのかというのをほかの地域と比べたときにどうなんだという視点も含めて考えなければ、我々はいけないだろうというふうに思っております。

ご指摘の趣旨は十分に踏まえた上で、総合的に地域交通というものの必然性、それから福祉としての必然性も含めて、総合的に本件は検討しなければいけない課題だと認識をして受け止めております。

○小林委員 ただ単に負担をしてくれというのは、経済的な面なんですよ。先ほどから言っているのは、経済的な面のほかに、非常に介護にならないためには手段を増やしているということで、交通移動手段を増やしていくことで、高齢者が外に出やすくなることの支援。その支援をすることによって、医療費だって介護費用だって、かからなくなるんですね。

○小野委員長 小林委員、ちょっと繰り返しになってきているので、質疑、ほかの角度でお願いします。

○小林委員 だから、お金を安くしろということだけじゃないですからね。総合的に外出の効果を最大限にするための一助として、支援策を考えてほしいというのが最後の依頼なんで、そのためには負担をすれば容易になることは間違いのないけれども、そこだけではないよと言っています。ご理解いただきたいと思います。いかがですか。

○小野委員長 ここまででよろしいでしょうか。答弁は必要ですか。

○小林委員 答弁するためにやっているんだよ。

○清水保健福祉部長 そもそも、答弁が長い。理事者があんまり長く引っ張っちゃいけないというふうに反省はしておりますが、そのお金を補助を出すだけじゃなくって、千代田

が関わる今の今日のご指摘は何があるんだろうかというのは、ちょっとごめんなさい、そこは申し訳ございません、ちょっと理解があまりできていないところではございますが。シルバーパスと連携する、じゃあ、シルバーパスを周知すればいいのかというそういうことではないというふうに受け止めておりますので。

○小林委員 そうです。

○清水保健福祉部長 要は、荒川区さんと同じようなことをやったら、その効果があるんじゃないかというご指摘だと受け止めております。

○小林委員 そうです。

○清水保健福祉部長 それでよろしゅうございますでしょうか。はい。

その効果は、あ、なるほどあるかもしれないなと受け止めているという答弁を、先ほど来ずっとしておるつもりでございます。それは課長も含めまして。

○小野委員長 はい。

○清水保健福祉部長 はい。ただし、ああ、そうですね、じゃあすぐやりましょうというふうに軽々に手を出していいかということ、我々はそうではないよねというふうに申し上げているつもりでございますので、慎重に検討させていただきたいと、こういうことでございます。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。総合的にご検討くださるということですね。

この件についての関連ですか。岩田委員。

○岩田委員 最初のほうで、値上げをするような話もなんていうような話がありましたけども、そこはやはり小林委員の言ってたように、その軽々に上げるとかじゃなくて、例えばですよ、広告をもっと取ってくるとか、そういう努力はされないんですか。大手町では無料のバスが走っていますよね。（「広告か」と呼ぶ者あり）やっているわけですよ。巡回バス。ただにしろとは言いませんよ。ただ、そういうお金の問題があるんだったら、そういうような解決の仕方もあるんじゃないかなと思うんですけど、そこはどういうふうに考えているんでしょう。

○小野委員長 それは、風ぐるまの件ですかね。

○岩田委員 ああ、そうです。

○小野委員長 今はシルバーパスについての関連です。

○岩田委員 シルバーパスも含めてですよ、それ。そんなこと言ったら。（発言する者あり）

○小野委員長 シルバーパスは、都。

保健福祉部長。

○清水保健福祉部長 そういうご指摘は受け止めさせていただきます。

ただ、その使用料を、これ、風ぐるまだけに限らないお話かというふうに受け止めておりますが、区民の皆様方がご利用になられる際の利用料を低減させるための手段として、広告収入を得るということは、様々に行ってきた、区政の中でも行ってきたところではありますし、現在も広報誌等でやっているところだと思っておりますので、ちょっとそれは全庁的に歳入確保手段の一つという中で検討すべき事項かなというふうに受け止めております。

○小野委員長 岩田委員。

○岩田委員 その利用料を下げろとまでは言っていないんです。ただ、上げるんだったら、

もうちょっとそこの努力をしてほしいなという話で。実際に大手町ではできているので、そこまでやれとは言いませんけども、もうちょっと考えていただければなというような話でございます。

○清水保健福祉部長 ちょっとシルバーパスの話でもなく、風ぐるまとも相当かけ離れているのかもしれませんが……

○小野委員長 はい、そうですね。（発言する者あり）

○清水保健福祉部長 ご趣旨は理解はしておるつもりではございます。一つ、先ほど担当課長がシルバーパスの関係でご答弁を差し上げる中でお話を差し上げた、バス協会からの提言ということについてはですね、特段、我々として、だから風ぐるまの利用料金を引き上げなければならないというふうに言っているわけでは、考えているわけでもございませんので、その点だけ補足させていただきます。

○小野委員長 はい。総合的にご検討いただくということでご答弁を頂いておりますので、これはここまででよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは、引き続き質疑を受けたいと思います。

○岩田委員 高齢者・障害者費の1番の高齢者福祉費のところで質問があります。よろしいでしょうか。いいですか。

○小野委員長 はい。高齢者の福祉施設についてですね。

○小野委員長 高齢者福祉費。1番、高齢者福祉費。

○小野委員長 1番。

○岩田委員 款の——款のじゃない。

○小野委員長 款の。

○岩田委員 款のじゃない。項の2番の高齢者・障害者費の中の目の1番、高齢者福祉費。（発言する者あり）

○小野委員長 はい。お願いします。

○岩田委員 まず基本的なところから。施設によっていろいろ違うとは思いますが、昼、夜、それぞれ働いている人の定員と今実際に働いている人はどれぐらいでしょう。

○小野委員長 これは、今、手が挙がりました。高齢介護課長、手が挙がりましてでしょうか。

○小目高齢介護課長 現状の特別養護老人ホームに限っての数字ということでもよろしいでしょうか。

○岩田委員 結構です。

○小目高齢介護課長 少々お待ちください。ちょっとお時間を頂いてよろしいでしょうか。

○小野委員長 時間かかりますか。

○小目高齢介護課長 少々お時間いただいてよろしいですか。

○小野委員長 はい。そうしましたら、ほかの……

○岩田委員 それなら別の方を先で。

○小野委員長 別の方を先にしますか。はい。

では、この件は一旦お調べいただき、ほかのことで質疑ございましたらお願いいたします。

○小目高齢介護課長 大丈夫です。数字出ました。

○小野委員長 失礼いたしました。大丈夫だそうです。はい。

○小目高齢介護課長 失礼いたしました。まず、日中の定員と実際の定員というところでございます。いきいきプラザ一番町が6年度の数字でございますけども38名でございます。かんだ連雀が25名でございます。シロール麴町が10名、ザ番町が48名となっております。

○岩田委員 夜の就業者は何人いるんでしょう。

○小目高齢介護課長 夜勤の人員につきましては、介護と看護の職種の人員でございますけども、いきいきプラザにつきましては夜間5名、かんだ連雀が3名、シロール麴町が2名、ザ番町が6名でございます。

○岩田委員 ありがとうございます。夜はやっぱり、ね、皆さん夜勤大変なんで、人手不足というのもあり、非常に少ないですね。

では、そういった施設で転倒事故というのは何件ぐらい報告されていますか。利用者の方の転倒事故。

○小目高齢介護課長 大変恐縮でございますが、転倒ということに限っての数は、現状持ち合わせないところなんですけども、医療を要するような事故がありますと区に報告が入るようになってございまして、そちらの総数としては、こちらの特別養護老人ホームに限りませんけども、年間ですと140件ほどの報告が入ってございます。

○岩田委員 それは、昼、夜、どちらが多いんでしょう、割合として。

○小目高齢介護課長 この140件の内訳は、夜間だけではなくて、デイサービスですとか日中のサービス提供を頂くものが多く占めてございますので、ちょっと厳密な数字、比較はしてございませんけども、この140件の内訳としては日中のものが多いのかなというふうに推察してございます。

○岩田委員 これもやっぱり昼も夜も人手不足なんだろうなとは思いますが、ほかに例えば入浴をする際、その利用者が入浴をする際、女性の利用者に対して男性が入浴の補助をする、そういう例はあるのかどうか、お答えください。

○小目高齢介護課長 実際あるのかどうかということにつきましては、報告は受けてございませんので、そういった実態を確認しているわけではございませんが、ただ、施設、ここの人と意見を交わす中では、そういうプライバシーの配慮等は利用者からも大変求められておるので、そこら辺は非常に気を遣っているというふうなことは聞いてございます。

○岩田委員 じゃあ、自分が実際、利用者の方から聞いたのをそのまま言います。ある高齢女性がお風呂を入れてもらうときに、若い男性が2名で来て、やはり女性ですから、幾らお年を召されても恥ずかしいわけです。そしてちょっと恥ずかしがって嫌がっていたら、その男性2人がこの歳になっても恥ずかしがっているぜと言いながら笑っていたそうです。

こういうことがあるんですよ、やはり。やっぱり女性は女性に入れてもらいたい。男性が女性を入れるというのは、やはりそれはちょっとハラスメントにもなるんじゃないかなって思うんですね。だから、そこはちゃんと報告を受けて、というか、ちゃんと目を光らせていただきたいんですね。

というのも、結局はこれ、人手不足だから、ある程度目をつぶるというような、そういうような風潮にあると思うんですけど、それはいかんと思うんですよ。これ、ある施設で

転倒事故があった。で、1件じゃないですよ、何件も、別のところで、別の施設であった。そのときに、施設の方ともお話をしました。特に夜は人がいないという話はもちろん聞きました。何でそれを増やせないんだと言ったら、一応国の基準は満たしていますと言うんですけども、いや、でも事故があったでしょう。事故があったんだったら何とかしなきゃいけないんじゃないのって言ったら、その方がぼつりと言ったのが、いや、区からの補助金というふうにおっしゃったんですね。何かあんまりもちょっと切ないというかですね、幾ら国の基準を満たしていたとしても、そこはちゃんとやるべきなんじゃないかなと思うんですよ。それについてはどうお考えでしょう。

○小目高齢介護課長 区としても、定員というものは国が基準で定めておりますけども、そちらを満たせばよいということじゃなくて、よいサービスを提供するためには基準以上の人員を置くということが、必要であればそちらは実際施設のほうでも人を置いてもらいたいという思いではございます。そちらの対応を推進するために、区としても様々補助金は用意してございまして、夜勤ですけども、介護の夜勤体制強化補助金ですとか、そういったメニューはご用意していて、その施設の取組を側面から支援しているという状況でございます。

○岩田委員 でも、こういうことが起きてしまった、今、どうするんでしょう、これから。それをやっぱり増やすとかそういうことなんですかね。

それよりも僕は、もちろん増やすことももちろんですけども、もっと区が目を見せなきゃいけないと思うんですよ。そのためにも、例えばですよ、この施設ごとにでも結構ですけど、家族会のようなものをつくったらいかがでしょうかね。そういうことによって、利用者からの声をちゃんと吸い上げることができるんじゃないでしょうか。

ただ、これ、なかなか皆さん言い出しづらいんですよ。言い方は悪いですけど人質に取られているようなもので、自分の親が、高齢の親がその施設に預けられていて、何か言ったら嫌がらせされるんじゃないかという、そういう思いもあってなかなか言い出せないの、ここはちゃんとプライバシーも守って、（発言する者あり）そして家族会のようなものをつくってはいかがかなと思うんですけど、そこはどうお考えでしょう。

○小目高齢介護課長 家族会あるいは懇談会のようなものは、各施設において既に立ち上げがなされているという状況でございます。全てにおいて千代田区の職員が入っていることはございませんけども、一応そういった形での取組は進んでいるのかなというふうに考えてございます。

○岩田委員 それ、ちゃんと機能しているのかなと。また利用者の方のお話なんですけども、それがちゃんと機能して、区と連携をして、そういう意見の交換とかそういうのができるのかなというのがやっぱり大事だと思うので、そこは今後ちょっと考え直していただきたいと思うんですけども、そこはどうでしょうか。

○小目高齢介護課長 家族会につきましても、やはりこういういろいろな方がいる場で議論を交わすというのがなかなか苦手な方もいらっしゃるのかなというふうに考えてございます。そういった場合の対応といたしまして、千代田区でも区の課の中で個別にお問い合わせ、匿名でも受けておりまして、そちらで頂いたご意見というのは、施設のほうにフィードバックはしてございますので、そういった家族会との対応と、あと区役所への直接の申入れ、こういったいろいろな側面で利用者の声というのを施設のほうに届けてまいりた

いと、で、改善を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○岩田委員 最後に。それでも、今現在、実際に施設を使っている方がなかなか言えないというようなこともあるので、そこをいろいろちょっと改良するような点もあると思いますので、今後ちょっと考えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○小野委員長 はい。これは答弁はよろしいですか。

○岩田委員 じゃあ、するだけ、していただいて。

○小野委員長 はい。高齢介護課長。

○小目高齢介護課長 今申し上げたもののほかに、利用者の声を吸い上げる手段というものは、ちょっと今後、さらに研究を深めてまいりたいと思います。

○小野委員長 はい。

小林委員。

○小林委員 今、やり取りありましたけれども、私も母をほほえみプラザに入れて、ずっとやっている。家族会があります。全員家族の方が来てお話をします。そこには区役所の職員は来ないんですけれども、まち、そのほほえみプラザのある町会の女性部の福祉部長の方が参加されているし、それからもちろん施設の人も参加しているし、あと高齢者、福祉協議会じゃなくて、もう一つの会も入って、ちゃんとした家族会で意見が吸い上げられるようになりますけど、さすがに言いにくい意見もあります、みんないるんで。そのとき、それを補完する意味で、第三者委員会みたいなのでお手紙を出せるんですね。こういうことがありました、こういうことを注意してほしいというのを全部名前を入れて、その施設でやっていることに対して、自分の名前が漏れないように封書を出せるんですね。その封書を出すと、その件というのは、ほとんど必ずと言っていいぐらい対応してくれたんです。既にそういうシステムがほほえみプラザにはあるんですけど、ほかの施設はないんですか。

○小野委員長 高齢介護課長。（発言する者あり）

○小林委員 いや、だって、足りない……

○小目高齢介護課長 いえ、そちらの手紙が区役所宛の手紙ということですよ……

○小林委員 違う違う違う。区役所宛てじゃない。第三者委員会。

○小目高齢介護課長 オンブズパーソンという制度がございまして……

○小林委員 そうです、そうです。

○小目高齢介護課長 そちらについては、各種施設、対応はしているところでございます。

○小野委員長 小林委員。

○小林委員 そうすると、いや、今、岩田委員が言っていたものというのは、本来はそういうルートで言って解決するはずなのに、それが解決しなかったんですか。それが解決しなかったということは、そのシステムがちゃんと機能していないということで解釈しているんですか。そしたら、そのシステムを変えないといけないということになっちゃうじゃないですか。その辺をちょっとご答弁。

○岡福祉総務課長 オンブズパーソンのちょっと制度の説明をさせていただきますと、保健福祉サービス、介護以外も含めて全般について、第三者的中立公正な立場で、そういったご不満を抱えておられる方の申立てに対して、公正に対応をさせていただくという制度になっておるんですけれども。一つ、公正な判断するためにということ、その最終には施設などに対してその通知を行って、改善要望を行うということも加味した制度になっ

ておりますので、これについて、実名ですね、匿名の形ではなくて申立てしていただくというところがございます。

ですので、これまでの議論であった匿名でこういった支援を受けたいという方に対しての部分でいうと、そういったお声というのがもしかしたら拾いにくい部分あるかもしれないと。ただ、実名でやっている部分はありますので、しっかり公正な立場での結果通知しているというところもございます。

そうしたオンブズの制度、個別の相談を受け付けるというところだけでは、今申し上げたような課題もあるというところありますので、オンブズの方々からの発案で、10年前から、個別の施設に対して調査を行うというところの取組というのも行っております。匿名を含めたこういった申立てを受けたその施設が、しっかりと今申し上げたような課題というのが、事案というのが発生していないかというところをですね、言わば抜き打ちの形なんですけれども、しっかり調査をして、そうした課題の洗い出し、改善の指導を行うというような調査を行っているというところですので、今お話しいただいているように、実際に今こういった事案が起きているというところもありますけれども、こういったところを取組、様々行っていきながら、できるだけ広くの方がこういった改善のご要望を出して、それを形につなげられるような取組というのは、高齢介護課と連携しながらしっかり進めていきたいというふうには考えております。

○小野委員長 はい。では、これ、よろしいですね。

○牛尾委員 関連で。

○小野委員長 はい。関連、牛尾委員。

○牛尾委員 もうちょっと危機感を持ってやっていただきたいんですよね。全国では介護施設での事件というのは様々起こっているじゃないですか。今、岩田委員がおっしゃった事件というのは、これ、重大だと思いますよ。最初はもう言葉かもしれないけれど、それがだんだん発展していく可能性があるわけですよ。

そうした中で、区として直接ね、さっき抜き打ちもオンブズマンがやっていると言ったけれども、区として、しっかり、そういった利用者の声を改めて聞くという姿勢でこういったことはなくすという、そういった、何ていうかな、姿勢というかな、見せていただきたいんですけれども、いかがですか。

○清水保健福祉部長 しっかりとした福祉の心を持って、姿勢を持って、積極的な姿勢を持って担当課長がご答弁したつもりではありますが、伝わっていなかったとしたならば、申し訳ございません。（発言する者あり）

施設の職員の皆様、夜勤というお話もございましたが、24時間365日、区民の高齢者の皆様を本当に丁寧に見てくださっています。私もいろいろなお話を聞いております。ご家族の方からは様々な声も頂戴しておるのが事実でございます。感謝を頂く声もたくさんあるのも事実でございます。施設だけではございません。ご案内のとおり、様々な場面でいろいろな方が、区民の皆様方、ご高齢の方々、支えてくださっているのもうご案内のとおりだと思います。

一方で、ご指摘を頂いたような事案があったということでございます。そのような事案があった場合には、入り口は様々にあるかと思います。入り口というのは、私どものほうにそういうお話が来るという入り口でございます。それは、担当課長が様々にご答弁申

し上げたとおりでございます。その様々なお声をしっかりと伺いして、改善すべきであるということであるならば、直ちに改善につなげてまいりたいという気持ちは、私どもも同様でございます。危機感も持っております。そのように施設の職員の皆さんも同じように考えているということは、日々の交流の中で私どもも感じております。ぜひですね、個別のお声が委員の皆様方、様々にご経験あるかと思いますけれども、ありましたら、遠慮なく私どものほうと共有をさせていただきたいと思っております。今後ともよろしくお願い申し上げます。

○小野委員長 はい。それでは、これについてはよろしいですね。

それでは、ほかに質疑ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは、保健福祉部所管の項目について、総括質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11時47分休憩

午後 1時00分再開

○小野委員長 委員会を再開いたします。

欠席届が出ております。景観・都市計画課長が子の看護のため、午後5時45分以降が欠席です。

それでは、環境まちづくり部所管の項目について総括質疑を受けます。挙手をお願いいたします。

米田委員。

○米田委員 結構いっぱいあるんで、端的に昼から行きたいなと思います。

○小野委員長 ありがとうございます。

○米田委員 分科会でも聞いているところあるんで、ちょっと省いていきます。216ページの公共住宅の管理運営についてです。事務事業概要は227ページです。始めます。

区営住宅については、住んでいる方から、空き住戸があるのにもかかわらず募集していないと。結構量があるとか、そういった情報があります。時期やタイミングがあると思うんですけど、現状どのようになっているか、まずお聞かせください。

○山内住宅課長 区営住宅、区民住宅につきましては、空き住戸について総点検を行い、現在、56戸募集をかけていない住戸が残っております。大規模なリフォームを要する物件につきましては、改修に時間がかかってしまっている状況となっておりますという状況でございます。令和6年度につきましては、そういった中でも努力をさせていただきまして、年度内に新たに発生した空き住戸を上回る改修を行わせていただいております。

○米田委員 56戸あって、6年度はしっかり前向きに取り組んでやっていただいたということですか。

ただ、そうはいえ、まだこういう空き戸数があると、やっぱり住んでいる方々は心配になられると思います。で、状況にもよると思うんですけど、未改修の空き住戸の改修作業については、どのように実施しているかお聞かせください。

○山内住宅課長 空き住戸の改修につきましては、空き家が発生する都度、区の職員の立

会いで現地で調査を実施させていただいてございます。その上で、改修箇所の確認と改修のための仕様の作成を行い、その後、改修を事業者から見積りを取得しているところでございます。その後、改修につきましての入札を実施いたしまして、落札した事業者が改修作業を行うというような手順となっております。

○米田委員 今の課長の話を聞いていると、空き住戸が出ると、職員がまず立会調査に行き、いろいろ調査して、事業者に見積り取って、入札かけて、それから初めて改修作業に入るということで間違いないですね。だと、相当数時間かかるような感じになると思うんですが、実際のところどれくらい時間かかるのかとか、その辺のところをお聞かせください。

○山内住宅課長 実際に確認して仕様を作るに当たりまして、およそ一月から二月ぐらい、それと入札に一月、それから事業者ときちんと改修をしていただくという形でございますので、およそ5、6か月ぐらいかかるような見込みでございます。

○米田委員 大まかに約半年かかると。急いでも5か月、4か月と。そうであれば、空き家も時期とかケースによりますけど、年間一定数発生すると。その都度改修を行っているけど、今のままでは半年かかったり、いろいろ調査したりすると、空き住戸を減らしていくのはかなり時間もかかって難しいと、この考えになると思うんですけど。

そうはいつでも、改修を早く進めるために何らかの方法を検討しないと、ずっとこのままで、ずっと皆さんからご指摘いただいたり、心配かけたりすると思うんですけど、何らかの改修方法、早くする方法は検討しないといけないと思うんですけど、検討はされていますか。

○山内住宅課長 改修につきましては、毎年新たに発生していく空き住戸に関するもの、また、既に発生している空き住戸についてということで、分けて改修を行っていくことを現在検討しているところでございます。具体的には、毎年新たに発生する空き家につきましては、その年度内に改修作業をなるべく行い、ゼロに近づけるべく、段取りを行えるよう、今、東京都のほうの外郭団体でございますＪＫＫと交渉をしているところでございます。

また、一方で、既に発生している空き住戸につきましては、仕様の作成をまとめて行い、その仕様に基づいて、なるべく多くの住戸をまとめて改修作業を実施して、解消していけるように、現在検討を進めているところでございます。

○米田委員 今、新たな方法でＪＫＫって出たんですけど、ＪＫＫって、基本的に東京都の都営住宅とかやっているところなんですけど、そこと交渉しているということなんで、しっかり進めていっていただきたいなと。これによって改修作業が早くなれば、空いているところを募集できるということだと思います。

なぜかという、もともと前も小枝委員が資料要求されたんですけど、これを見る限り、倍率は高い、応募戸数も少ない。ただでさえそういうところに、区民、高齢者住宅、空き住戸が発生しても修繕にこれだけ時間かかると、希望する区民がスムーズに入居できるようにしていただきたい。これはもうずっとこういう状況が続くとよくない。これについてどうお考えかお聞かせください。

○山内住宅課長 委員おっしゃるとおりでございますので、先ほど申し上げましたような手段、方法をしっかりと進めていき、空き住戸がゼロに近づくように、それが速やかに改

修したものは募集ができるようにということで進めてまいりたいというふうに思います。

○米田委員 ほかの住宅施策もちょっと聞きたかったんですけど、分科会で様々な議論がありました。次世代育成や借上げ高齢者住宅、この辺がありましたんで、個別に聞くのは控えます。

で、最後にします。私も本会議で住宅施策、まちづくりについて伺い、区長、部長からも答弁頂きました。改めてですけど、区として、今後の住宅供給について、アフォードブルの住宅活用とか、中古住宅や空き家のリノベーション、オフィスビルの住宅転用など、既存のストックを有効活用することが重要と思っております。

また、市街地再開発と連携した整備など、ありとあらゆる面から検討し、いろんな方々が快適に暮らし交流し、地域に根差して生活することができる持続可能な都市の環境づくりに資するまちづくりが必要だと思うんですけど、最後、この点についてお聞かせください。

○藤本環境まちづくり部長 今、委員にご指摘いただきましたとおり、住宅の供給というのは、この千代田区にとって非常に重要だというふうに認識しています。場所もありませんし、新築に頼ることもなかなか難しいということで、既存のストックを活用するということが必要だと思っていて、特に共同住宅の賃貸の空き家、3,700あるというのが国の統計調査で分かっていますので、その辺りをしっかりと実態を把握して、活用できないかということを始めたいと思っています。

実際に、特措法に基づいてここの情報を、空き家の情報を、もう水道局から入手をしまして、大体場所も分かり始めてきました。ですから、そういうものを見ながら分類分けをして、分析をして、で、原因を究明して、行政がどうやって関わったらこういうものを供給できるかということをやっていきたいと思っていますし、あと、リノベーション、オフィスから住宅転用というところも、まちの声を聞いたときに、規制などがあるのでなかなか難しいという話もありましたので、こういうところ、区のほうで事業者と組んで実態をモデル事業などをできればやって、実態を把握して、どういうところが問題なのか、規制がもしあるのであればどういうところが改正すればいいのかも、都や国に訴えかけていきたいというふうに考えています。

○米田委員 はい。

○小野委員長 小枝委員。

○小枝委員 同じところで伺います。追加資料の3で出していただきました、今、米田委員のほうから質問をされたとおりでというふうに思います。重ならないようにスピーディーに質問をいたします。質問もスピーディーにしたいんですが、解決策もスピーディーにしてもらいたいんで。

この数字を見てもらうと分かるんですけども、区営住宅において100倍に近い倍率だということで、数年前から指摘して、非常に状況が悪いねと言っていましたが、令和2年から令和6年のこの5年間の数字を見ると、とりわけ区民住宅の数字が非常に悪い。つまり300万から1,000万世帯、中堅所得者層の困窮率が非常に高いんじゃないかと。令和5年で200倍、令和6年で300倍ということになっております。

この状況について、様々なというんですけども、やはり目標の年次なり数字なりというものを示していかないと、いつかどうにかなりますというんだと、やはり住民はもう困

ってしまうというか、居られなくなってしまうと思うんですね。そこら辺のもう少し具体的な方策と年次を教えてください。

○山内住宅課長 委員おっしゃられるとおり、区民住宅については、この資料のと通りの倍率となっております。区民住宅をご利用いただく中堅所得者層の方向けに、先ほども部長のほうからご答弁を差し上げましたが、アフォーダブル住宅等を含めまして、現在、もう既に施策のほうを取りかかっておりますので、空き家の調査等を行いまして、速やかにそういった対応が、供給が図れるように、今やっているとございます。

○小枝委員 今やっているとこのその先なんですね。特にこれ、ちゃんと読んでみると、アフォーダブル住宅の供給促進は、ひとり親とか、そういう、何ていうんですかね、対象が限定されているやにも見えるんです。この住宅困窮は、もちろん若い人たちもそうですが、高齢の方たちはなおさら非常に苦しい状態なのではないかと思うんですけれども、そういうところをもう少し詰めた入り口と出口を示してもらわないと、ちょっと結論にならないんじゃないでしょうか。

○山内住宅課長 実際に、東京都のほうで現在進めておりますアフォーダブル住宅の施策でございますが、こちらは、主な対象として子育て世帯ということでやっていると、制度を進めているところでございます。区におきましては、もちろん、その子育て世帯を対象とするということも当然でございますが、そのほかの住宅、いわゆる中堅所得者層の方に向けて、どういうふうにしていくかというところで、きちんと、そういった対応を図ってまいりたいと考えてございます。

○小枝委員 第4次の、あれはまだ結論はホームページに出ていない。まだ案の段階なんですね。で、あそこの中に、例えば安全のために、たんすが倒れないようにするとかいうのは、10年で0にしますと明快になっていたりするんですよ。だけれども、この住宅困窮をどのぐらいにしますかというのは、すごく曖昧であったりとか、私が指摘してきた高齢者向け住宅については、5%だったものをわざわざ4%まで引き下げたりとかして、目標値まで下げちゃったんだというような状態。

そんな笑っている暇はないので、どうしたらいいかというところを伝えたいのは、まずソフト的に借上げ型住宅や次世代型住宅、これ、数字的に見ても、次世代型住宅は1億以下なんですね。9,000万台なんですよ、まだ。それで、高齢者向け住宅は6,000万弱なんですよ。で、これ、このところを当面の、箱物としての区民住宅、これ、借上げ型を廃止しちゃって絶対数が少ないわけだから、そこを検討過程において充実していくで、あるとか、要するにお尻を決めて、いつまでにこの300倍の状態になっている、この課題を解決するのかという日程感ぐらいは示していただきたい。

○山内住宅課長 日程感ということでございますが、現在、空き家等の調査から取りかかっているとございますので、こちら、いつまでという形ではなく、というお答えは大変難しいところではございますが、速やかに、そういった形でアフォーダブル住宅、そういったものを提供できるようにということで、こちらのほうは進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○小枝委員 この200倍になっても300倍になっても期限のない、これからやりますという答弁しか得られない現在であるということを確認しました。

それと、区営住宅のほうなんですから、これ、100倍なんですけど、この間の区民

体育大会なんかを見ても、やっぱり区営住宅待ちをしている高齢者の方がいっぱいいて、そして、そういう方々が結構、地域コミュニティの核を担っていて、子どもたちの安全見守りをしていて、で、それで何年待っているんですかねという、10年待っているとか、そういう状態なんですよ。

そこに向けて、これは、この第4次の住宅基本計画の中にも、これまた、全く解決のめどが立っていない状態からすると、何らかの、再開発でといっても、何年かかるんですかと。今の状況からすると、10年以内にできるんですかという状態になりますので、この数字の改善を早期に図っていかないと、本当に高齢者の皆さんも、もう待っているうちに亡くなってしまうという状態があるのは、恐らく区長をはじめとして皆さんご存じだと思うんですね。スピードアップをしていただかないと、区民は住み続けられないまま亡くなってしまうという状態にあるというご認識もあるか、ないのか。そして、スピードアップしますということで、所管の委員会がありますので、そこに向けてしかるべき対策を、責任を持って改善していきますと。で、この課題解決は、喫緊の課題であるというふうに認識しておりますという答弁を頂ければ、この質問については終えていきたいと思います。

（発言する者あり）そうでしょう。ねえ。（発言する者あり）

○小野委員長 はい。これはご答弁できますか。

住宅課長。

○山内住宅課長 区営住宅につきましては、先ほど米田委員のご質問のときにもご答弁させていただきましたが、改修を速やかにやって提供のほうを、提供数、公募数を増やすということで取り組んでいるところでございますので、そちらのほうで、そういった倍率のほうを下げるような形で進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○牛尾委員 関連で。

○小野委員長 はい。牛尾委員、関連ですね。はい。

○牛尾委員 今の答弁では、なかなか質問は終わらないと。（発言する者あり）終わらないと思います。

住宅白書を作られましたよね。で、今、民間マンションに住む方の17.8%、これは年収200万円以下、区民住宅に入れる方々なんですよ。世帯数にしては約2,800世帯。だからこれ、こんな倍率になるわけですよ。そこをしっかり認識をしていただきたいと思いますよね。

先ほど、空き家が3,700あって、これを活用していくことを研究していくと、検討していくというお話がありましたけれども。この空き家の活用の中に、例えば借上げ型の公共住宅とか、そうしたの視点に入っていますか。

○山内住宅課長 まず、空き家の活用ということでございますが、こちらのほう、まず数をきちんと押さえるということが第一でございますが、そういったものをどういうふうに活用していくか。それは、それぞれの空き家のお持ちの方、いらっしゃいますので、それぞれとお話をしていくような形でご協力を頂きながら、そういった方々にも供給できるような方策ができないかということをやっていくというような形になろうかと考えてございます。

○牛尾委員 そうではなくて、その活用の中に区営住宅とか区民住宅とか、こうした公共住宅も選択肢に入っているかということなんです。

○山内住宅課長 現在のところ、公共住宅を増やすということは、こちらとしては考えていません。

○牛尾委員 もう、これじゃあ、この状況は続きますよ。2,800世帯いるわけだから、200万円以下で生活している、民間マンションに暮らす方々が。

あのね、これ、早稲田大学の教授がこういうことを言っているわけですよ。千代田区や港区の都心だからこそ、都営住宅を増やせというふうに言っているんです。これなぜかという、要するに、今、物価高騰でマンション価格が上がって、家賃が上がっていると。なかなか住み続けられなくなっていると。本当に都心は、お金がある人じゃないと住めない状況になっていると。

そのことが、どういったことを生み出すかと。そうした家庭に生まれた子どもというのは、格差を知らない。そうした方々の生活実態を知らない方々が生まれてくると。そうしたことが分断を生むんだというふうに言っているんです。そうした都心だからこそ、都営住宅みたいなもん、公共住宅を造って、様々な階層が住めるようなまちにしていかないと、共生的な考え方が生まれてこないというふうに言っているんですね。もっともだと思うんですよ。

そして、千代田だからこそ、そうした多様性を生むという視点でも、こうした住み続けられない方々を支援していくという視点でも、公共住宅を増やしていくという考えに立たなければ、私はいけないと思うんですね。

先ほど公共住宅、住宅基本計画では戸数を維持すると言いましたけれども、結局、九段住宅がなくなった分は、次の住宅が建て替わるまで増えないと。何年かかるか分かりませんよ、これ。

これじゃあね、本当にもうお金がない人は住み続けられないまちになっていくんじゃないかと思うんですけども。いま一度、この公共住宅に対しての考え方、ちょっと教えていただきたいと思います。

○山内住宅課長 先ほどもご答弁を申し上げましたけれども、公共——区営住宅につきましては供給水準を維持していくということが、区としての考え方でございます。

都営住宅につきましては、区のほうで実際行っているものではございませんので、そちらにつきましては東京都のほうで、実際にどういうふうにしていくかということは検討しているものかと思います。こちらといたしましては、区営住宅ですね。現在の水準を、同じ答弁になりますけれども、維持いたしまして、他区よりも、（発言する者あり）多い、割合的には多いという形で努力はさせていただいてございますので、そういった中で進めていきたいというふうに考えてございます。

○小野委員長 はい。

小枝委員。

○小枝委員 ちょっと誠意のない答弁が続いているんですけども。ちょっと具体のこまいことで一つ確認しておきたいんですけど。西神田住宅のところで言われたんですけども、区営住宅なのに手すりもついていないし、手すりが必要になったときに、高齢になると手すりが必要になる。で、例えば高齢のおばあちゃんが手伝いに来る。そうすると自分でつけろと言われるらしいんですね。

いや、区営住宅なんだから、通常バリアフリーで、全部なっていないくちやおかしいと思

うんですけれども、そういう状態があるのか。もしくは、もうその後、苦情があって改善されたのかというところは、すみません、確認しておきます。

○山内住宅課長 区営住宅の手すりにつきましては、それぞれ使う方のこともございますので、手すりを必ず全部つけるということになっているものではございませんので、手すりが必要になれば、それは改装の手续を取っていただいて、ご自身でやっていくような形で、今、現在運用しているところでございます。

○小枝委員 やっぱりそうなんだということなんですけれども。課長ね、今もう、そこで結論づけなくていいですので、一旦、（発言する者あり）公共住宅の在り方として、お持ち帰りになって、よく考えていただいて。ここでいい答弁は求めませんが、絶対やらないという、何ていうかパブロフの犬みたいな、そういう答弁の仕方は、区民に対して誠実ではないと思うので、ぜひ、まず検討、持ち帰って検討していただきたいんです。今日より明日よくなっていかないと困るんですね。ぜひ持ち帰りください。

○小野委員長 すみません。これ、手すりについてということですね。

○小枝委員 手すり、今は手すりの話。

○小野委員長 はい。手すり、例えば、ご自分でつけてくださいというご答弁だったんですけれども、これつけた場合は、逆に出来るときは原状復帰とか何か、その辺のルールはあるんでしょうか。（発言する者あり）

○山内住宅課長 手すりに限らず、ご自身でいろいろとつけていただいたものについては、基本は原状回復というのが基本となってございます。

○小野委員長 小枝委員。

○小枝委員 いろいろ、ベビーベッドを持っていくとか、いろいろな話をしているのではなくて、公共住宅の仕様として、バリアフリー仕様にするということについては検討していただけますかということを聞きました。

○小野委員長 はい。

○小枝委員 答弁なくていいということは言っちゃいけないということになっているので、やらないという以外の答弁が欲しいと思います。

○小野委員長 はい。今後の高齢化というところも見据えた上でバリアフリーと。その辺のところについてご検討を頂けないかということなんですけれども。今、すぐやりますとかそういうことではなくて、まずは一旦、ご検討いただけないかということなんですけど、いかがでしょう。

○山内住宅課長 住宅につきましては、住んでもいる方もいらっしゃるということもございますので、新たな住宅でありますとか、そういったときにどうするかについては、持ち帰らせていただきたいというふうに考えてございます。

○小野委員長 はい。それでは、これ——あ、牛尾委員、これ関連ですか。

○牛尾委員 住宅施策の関連。

○小野委員長 住宅施策の関連、はい。

○牛尾委員 もう公共住宅については、もう非常に冷たい答弁しか返ってこないということがよく分かりましたので、家賃助成について。だったら家賃助成を拡充していただきたいんですけれども。

まず、居住安定支援家賃助成。で、現在、助成世帯が13世帯、これ、間違いありません

か。

○山内住宅課長 令和6年度時点で、13件でございます。

○牛尾委員 今年度、5世帯が、5年間の助成期間が終了すると。これは間違いないですね。

○山内住宅課長 こちらのほうですが、この終了と書いてございます数でございますが、これは年度内に増減した数ということでございますので、5件終了したということでございます。

○牛尾委員 居住安定支援家賃助成というのは、本当に所得が大変な方が、家賃が急激に上がったとか、収入が急激に減ったとか、大家からは出ていってくれと言われたとか、そうしたときに、5年間、家賃補助を受けられるものですが、この家賃補助、助成期間が終了した世帯について、その後、住まいがどうなっているかというのは、区は確認しているんですか。

○山内住宅課長 こちらの制度でございますが、終わりの際に、それぞれお話はお伺いするような形になってございます。で、大体、多くの方が、新しいところを見つけられて移動される。また、所得が復帰されるというような形と伺ってございます。

○牛尾委員 その新しいところというのは区内、それとも区営住宅、どういうところに行っているんですか。

○山内住宅課長 それにつきましては、特定のということではなくて、様々な場合がございまして、今おっしゃったように、区営住宅に入られる方、民間の住宅を探された方、また区外のほうへ移られた方と、様々でございます。

○牛尾委員 これね、執行率が43.81%と、半分っていないんですよ。で、先ほど言ったとおり、住宅が大変な方々がたくさんいらっしゃるということです。もっとね、やっぱり借りやすくする必要があるのではないかと私は思うわけですよ。で、先ほど言ったとおり、2,800世帯が年収200万円以下で生活されていると。そうした方々が、やっぱり住まいに困るということが起こり得るだろうと思うんですね。

で、この13世帯というのは、あまりにも少ないんじゃないかと、私、認識したんですが、執行率についてもね。区としての認識はいかがですか。

○山内住宅課長 こちらの居住安定支援家賃助成でございますが、やむを得ない事情により――事由により、区内での居住の継続が困難になった世帯の方へ支援を行う制度として、実施してございます。こちら、そういった事情になった際に、新たな住戸の確保や、所得を回復するまでの一時的な支援といたしまして、区独自に、家賃助成だけではなくて、契約更新時の更新料であるとか火災保険料、礼金、仲介手数料も含めて助成の対象とさせていただいて、きめ細かく緊急的に対応をさせていただいてございます。

○小野委員長 はい。

牛尾委員、そろそろまとめていただけますか。

○牛尾委員 はい。これね、例えば杉並区では、家賃補助、これ、区営住宅に当たらない人にまで広げていると。ね。やはり今受けていらっしゃる方で、もうそろそろ5年の期間が来そうだと。この後どうすればいいんだという高齢者が、実際にいるわけですよ。区営住宅に申し込もうと思ったって、この倍率じゃ当たりませんよ。ね。やはり、そうした対象を広げていく。期間を延長していく。これちょっと、ぜひ検討していただきたいんですね。

ども、いかがですか。

○山内住宅課長 先ほどもご答弁申し上げましたけども、様々な、一時的な支援策として行っているものでございますので、現在のところ、期間を延ばすというようなことは、検討はいたしておらないところでございます。

○牛尾委員 はい、じゃあ、最後。

もう、居住安定支援も、冷たい答弁ということがよく分かりました。で、次世代育成支援家賃助成について、一言だけ言います。

私たち、区政アンケートを行っているんですけども、こんな声が届きました。次世代育成家賃補助、この制度を知らなくて、引っ越してしまったと。（発言する者あり）引っ越してしまって、一定期間がたってしまったと。今から受けようと思ったけれども、受けられない。これ、こうした制度がせっかくあるのに、この制度を知らなくて受けられなかったということは残念だなと思うんですよね。例えば、引っ越しし終わってからでも遡って補助するとか、遡らなくても、例えば、引っ越しが終わってからの申込みも、一定期間、受け付けるといふうなことに改善してはいかがですかね。

○山内住宅課長 次世代育成住宅助成につきましては、まず一つは、区内に転入される方について、親元近居助成であるとかそういった流れから、制度のほうを実施させていただいておりますが、転入手続の際に、チラシの配付等を行っているところでございます。

また、子育て世帯が主に対象となっているということもございますので、子育ての担当部署にもご協力をお願いして、案内をしているところでございます。

助成には、住宅の面積等様々な条件がございますので、いきなり本申請を頂いた際に、対象とならないというような事態が発生する可能性がございます。ですので、事前に仮申請をさせていただいて、それによって1年以上前からご相談いただいて仮申請を行って、その仮申請をしていただければ、その申請を受け付けているということをもって、その後、転居をすぐされなくても大丈夫なようにさせていただいているところでございます。

急な事情により転居が必要な場合、確かにございますが、あると思いますが、そういった場合、仮申請を前提としている特例といたしまして、現在、引っ越しをされてからひと月以内であれば、申請のほうを可能とさせていただいているものでございます。

○牛尾委員 だから、それを延長してくれと……

○小野委員長 じゃあ、これはここまででよろしいですね。はい。

それでは、関連なければ、次。池田委員。

○池田副委員長 食品ロス削減の推進について伺います。決算参考書226ページ、主要施策の成果が103ページにありますけれども。

千代田区では、一般廃棄物処理基本計画の重点分野計画として、令和6年の3月に、食品ロス削減推進計画を策定し、区民と、事業者と、区と一体となって取組が始まりました。で、今回の分科会で少し触れられていましたけれども、令和6年度食品ロス削減推進フォーラムというのを開催しました。執行率が59.7%と、やや低かったのは、そらゼロが無償だったということは確認できたんですけども、会場費も、区の公共施設を使ったということで、ほかの要因をお聞かせいただけますか。

○千賀千代田清掃事務所長 令和6年度の食品ロス削減の推進、こちらの費用についてでございますが、池田委員ご指摘いただきましたとおり、予算額329万9,000に対し

まして、決算額196万余ということでございます。執行率は60%弱というところで。こちら大きなところでは、ご指摘を頂きました会場費がかからなくなったと。予算60万に関しまして、実際にはリース料等で6万500円の支出だったというところでございます。

そのほかには、役務費ということでフードシェアアプリ、これを導入を見送ったというところで26万4,000円の支出が0だったということ。それから、委託等の関係で発生がなかった報償費等17万9,000円で0ということでございます。

○池田副委員長 間に合わなかったという導入を見送ったことで、執行残となったシェアリングアプリの導入についてなんですけれども、これ、どの程度、期間が必要だったんでしょかね。で、令和7年度、今年度に導入を考えている、進めるというところもあるんですけれども、その辺りの現状をお聞かせください。

○千賀千代田清掃事務所長 フードシェアリングアプリでございます、の件ですが、こちらでございますけれども、率直に申しまして、これに参加するお店が、なかなか協力が得られなかったというところ。で、アプリを登録しても、その対象となるお店がなかったというところでございます。こちらにつきましては、本年度も引き続き、協力店を探しているというところでございます。

○池田副委員長 なかなかこれだけ地区内、飲食店、ありますから、ぜひ積極的に、その協力を促していかないと、これいつまでたってもフードシェアリングアプリというのは、できないんじゃないかなという不安を非常に感じています。

フォーラムを振り返りますと、非常に区民の参加が少なかったんじゃないかなというところをすごく感じました。一方で、清掃事務所の職員の方が、本当にいろんな方を声かけて、参加をしていただいたというところはあるとは思いますが。

で、清掃事務所の職員ですけれども、令和5年の9月から、フードドライブ、あ、失礼、その前ですね。平成29年からフードドライブというところを二十数回、これまで設けているかと思います。で、その当時は、今も続けていますけれども、青空での相談会だったり、回収をやったり、ごみの分別の相談だったりとか、その中でフードドライブをずっと引き続きやってきている。で、そんな中で令和5年の9月から、フードドライブの常設窓口を設置してきたと言っています。

その状況なんですけれども、区民の参加も含めて、フードドライブの状況も含めて、なかなか理解が得られていないのかなというところ、何となく受け止めているんですけれども、その辺り、所管ではどのようにお考えでしょうか。

○千賀千代田清掃事務所長 フードドライブに関するご質問ということで、端的に、昨年度の実績でございます。区内の14か所です、で展開をいたしまして、結果といたしましては、総合的には764キログラム程度の食品を頂いたというところでございます。これに関しまして、まだ評価というところがどうかというところはあるんですけれども、実績としては、そういうところがございます。

○池田副委員長 フードドライブについては引き続き継続してやっていただきたいと思うんですけれども。もう一点、そのフォーラムを振り返って、区民の参加が少なかった、その辺りはどう受け止めましたか。

○千賀千代田清掃事務所長 昨年度、食品ロス削減推進フォーラム、10月26日土曜日

の午後、本庁舎１０階食堂で開催ということで、で、私どもでは、来場者のカウント１１３名というところになっております。こちらですね、実は、本来、区民ホールで予定をしていたところでございますが、衆議院選挙が翌日の１０月２７日に入るということで、やむなく会場変更になったところでございます。本来、区民ホールでやることができましたら、もう少し来場が期待できたかなというところがございまして、こういうことも踏まえて、今後、イベント等開催に関しては十分に周知を準備していきたいというふうに考えております。

○池田副委員長 フォーラムの内容なんですけれども、事前に申込みをしながら受けられるという参加型のものが多かったのですね。会場が急に変わったから、来場者が少なかったというのは、あまり理由にはならないのかなというところは受け止めておりますので、そのところをしっかりと、逆に受け止めていただきたいと思います。

で、その翌年となるというのは、今年度、令和７年度になりますけれども、今月末になりますけれども、全国大会・in・千代田という形で、特別区の代表として、ここの千代田区が会場となって開催をされるというのは、すごく期待をしているところではあるんですけれども。そのサブタイトルに、「「ゼロ・ウェイスト社会」の実現へ」というところがあります。で、これ、令和６年に実施された第８期千代田区一般廃棄物減量等推進審議会の答申の中でも出ていますけれども、令和３２年、２０５０年までには、焼却、埋立てをゼロにしていこうという「ゼロ・ウェイストちよだ」という実現を目指すという提言になっておりますが、この辺りの具体的にどのような取組をしていこうというところを、もし、細かく言うと長くなってしまうと思いますから、少しかいつまんでご説明いただけないでしょうか。

○千賀千代田清掃事務所長 ご指摘いただきました廃棄物等減量審議会でございますけれども、これ、最終的には移管、第５次の一般廃棄物等処理基本計画のほうに反映をされているところでございます。したがって、基本計画にうたわれております具体的な施策の中に、食品ロスに関する項目がうたい込まれているところでございます。例えば、文字どおりでございますけど、その中には全国食品ロス削減大会、今回の招致。それから、まさに１０月から実施をしております、千代田区本庁舎食堂での生ごみ削減。あるいは、それに合わせてというところもございますが、事業系生ごみ処理機の設置助成の創設等々、こういったところで事業展開をしているところでございます。

○池田副委員長 これから進めていく事業だと思いますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

このゼロ・ウェイスト宣言というのは、実は徳島県の上勝町というんですかね。そこが日本で初、初めて宣言をしたとされているところで、４５種類もの分別による廃棄物のリサイクル率を高めるシステムを導入しているということで、しっかりとそれを、ある程度見習っていただきたいなというところはあるんですけれども。この上勝町と連携をして、TOKYO TORCHでも取り組んでいるということがあるんですけれども、その辺りご説明いただけたらと思います。

○千賀千代田清掃事務所長 TOKYO TORCHですね、常盤橋のほうの施設でございますけれども。くしくもでございますが、今回の食品ロス全国大会におきまして、三菱地所さんのほうも、このTOKYO TORCHの事例をもってプレゼンをしていただくと

いう予定でございます。

そのTOKYO TORCH内で出た生ごみを堆肥化すること、で、それを上勝町さんですか、のほうにお送りして、そこで作物の栽培の肥料として、またTOKYO TORCHでリサイクルするというような取組をされているとお伺いしております。そういった事例も千代田区で執り行われているということ、今回の大会を機会に広く共有をして、食品ロス削減の関心を一層高めていただくように取り組んでまいりたいと思います。

○池田副委員長 その今の三菱地所さん、TOKYO TORCHでの取組の中に、ミミズコンポストというのがあるかと思います。非常にですね、生態系も含めた生ごみをただ処理するのではなく、そういうところをしっかりと活用しているというところがあり、事業系のごみを削減するには、すごく画期的だとは思いますが。

このミミズコンポストなんですけれども、例えば、小学校だったり幼稚園だったり、教育施設にでも、そういう生態系を含めて、食品ロスだけではなく、食育も兼ねたごみの削減というところも踏まえて、何か一緒に連携ができないかなということもあるんですけれども、その辺り、所管としてはどのようなお考えが、あればお聞かせいただきたいんですけど。

○千賀千代田清掃事務所長 そういった、いろんな事例を区内の学校にもというご提言かなというところでございます。

今回、大会では、食品ロス削減絵画標語の最優秀賞の表彰式ということを行う予定でございます。こちらの区内の小中学校の生徒さんに、児童生徒さんに募集したところ、大変多くの作品を頂いております。そういう意味では、食品ロスの関心が高いかなというところでございますので、そういったところ、所管の子ども部と連携して、今後、いろんな取組の可能性というものを模索していきたいと思います。

○池田副委員長 絵画も大事ですけれども、ぜひ、いろいろ多方面のほうで検討をしていただきたいと思います。

で、あと何点か確認をさせていただきたいんですけれども、千代田区としては、特性としては、ホテルをはじめとして事業系の飲食店だというのが非常に多いというところはお承知だと思いますけれども、先ほどの推進審議会の答申の中でもありましたけれども、3010運動というのを、もう少し千代田区が、かなり、ほかの自治体よりも比べても遅れているというところで、私たちも確かにそういう実感はあるかと自覚はしているんですけれども、その辺り、3010運動に関してはどのようなお考えがございますか。

○千賀千代田清掃事務所長 3010運動でございますが、こちらは、令和6年3月に策定した千代田区食品ロス削減推進計画の中に、取組の一つ、ホテル等と連携した3010運動の推進というところで記載をしております。ただ、今、まだ具体的にどこでということまでには至っておらないところでございますが。

まさに3010運動、長野県の松本市が発祥ということで取り組まれたというところがございます。で、この3010にちなんで、10月30日が食品ロス削減の日ということになっております。で、この大会も10月30日開催というところがございますので、大会を契機に、また改めて区内の有名ホテル等にも、こういった取組、また同時に、区内の所職員に関しても、幅広く展開をしていきたいと思います。

○池田副委員長 また、ごみのほうに少し観点が行ってしまうんですけれども。食品ロス

を進めるに当たり、ごみの削減というところも含めてなんですけれども、今、その、東京都のほうですかね。食品ロス推進計画の中にも、スマートゴミ箱の推進というところで、あ、これは千代田区のほうかな。新規事業として進めようというお考えがあるようなんだけれども、その辺りの進捗はいかがなんでしょうか。

○千賀千代田清掃事務所長 こちらは、そちらスマートゴミ箱、そういったものの設置を町なかに展開をしていくということを、今後の施策として必要性は、検討はするということでございますけども、まだちょっと具体的などころには進んでいないというところで、今はまだ事例の収集等、研究を行っているところでございます。

○池田副委員長 いろいろ検討事項が多いかと思います。で、この今回の10月30日に行われる食品ロス削減の全国大会でも、防災備蓄食品の活用メニューというのが紹介があるかと思います。で、これはローリングストックからの観点からも、非常に学生さんたちが考案して、いっとき、グランプリという形で競ったものでありますけれども、一定の期間がたっておりまして、これ、例えば紹介をいつもグランプリメニューだけを紹介するというと、なかなか同じものが繰り返し繰り返しになってしまいますので、第2回目の防災メニューグランプリの実施をどの辺で考えているのかどうかというお考えがありましたら、お聞かせいただきたいんですけど。

○小野委員長 答弁、できそうでしょうか。

暫時休憩します。

午後1時49分休憩

午後1時50分再開

○小野委員長 委員会、再開いたします。

答弁からお願いいたします。

担当部長。

○高木地域保健担当部長 防災メニューグランプリでございますが、令和5年度に試みとして実施をさせていただいたものでございまして、区内大学のご協力を頂いて、グランプリも決めて、現在、その周知に当たっているところでございます。区では、イベントの機会などを捉えまして、メニューの紹介ですとか、昨年度、サンプルのご提供などもさせていただいておりまして、引き続きそういった周知を図りながら、今後については検討してまいりたいと存じます。

○小野委員長 はい。では、関連よろしいですね。

それでは、引き続き質疑を受けます。

○のざわ委員 ごみ関連です。

○小野委員長 ああ、関連ですね。はい。失礼しました。

○のざわ委員 急いで、2問続けてお話しします。

道路の不法投棄が問題化している地域があります。環境まちづくり部決算参考書220ページの目2、道路維持費……

○小野委員長 関連じゃないね。

○のざわ委員 1、道路維持管理の質問です。

○小野委員長 関連じゃない。

○のざわ委員 道路道の不法投棄が問題化している地域があります。①不法投棄に対して、

令和6年度の対応も含め、これまで区としてどのような対策……

○小野委員長 はい。ちょっと、暫時休憩します。（発言する者あり）

午後1時51分休憩

午後1時52分再開

○小野委員長 委員会、再開いたします。

米田委員。

○米田委員 関連で、短く。

池田副委員長がフードシェアリングのことを言っていただきました。フードシェアリングの先ほど所長も言っていましたけど、手が挙げなかったと。これ、やっぱり飲食店の一番怖いのは、食中毒とか、持って帰られたときの、そういったことの問題なんですよ。で、これをうまくやっているのは、堺市とか、いわき市とかあります。そういうルールを明確にすれば、うまく進むと聞いておりますんで、その辺をやっていただきたいと思うんですけど、いかがですか。

○千賀千代田清掃事務所長 米田委員からのご指摘、フードシェアリング、あるいは持ち帰りというところですかね。飲食店等でお持ち帰りをするというところ、国で今、ガイドライン等も示されておりますので、そういったところもお示しをしながら、あと、館内でいろいろお店を回るときにも、そういったところに対する対応というものも丁寧に説明しながらというところで、ご理解を得たいというふうに考えております。

○米田委員 あと、もう一個なんですけど、ゼロ・ウェイストとなんなんですけど、ごみなんですけど、これ東京駅が、飲食店で様々なごみが出ていると聞いております。ここが僕は肝だと思うんですけど、その辺はいかがですか。

○千賀千代田清掃事務所長 東京駅のほうの飲食店街と。商店街のほうが、非常にごみが多いと。生ごみも多いというところで聞いておるところで、我々も、区としても、その対応のお願いをしているところでございます。今、まだ検討中ではございますけども、リサイクル、再活用するというところで、相手方のほうも検討しているというところでございますので、そういったところを今後も注視してまいりたいと思います。

○小野委員長 はい。じゃあ、食品ロスについての関連はよろしいですね。はい。

それでは、引き続き質疑を受けます。

○のざわ委員 それでは、早口で、2問続けてご質問させていただきます。

○小野委員長 2問。一つずつで。

○のざわ委員 環境まちづくり部決算参考書220ページの目2、道路維持費、1、道路維持管理。

道路の不法投棄の問題化している地域があります。①不法投棄に対して、令和6年度の対応を含め、これまで区としてどのような対策を行ってまいりましたか。

②一部地域で不法投棄及びごみ放置が顕在化している地域があると聞いておりますが、（発言する者あり）その地域に対して、区としてどのようにご対応していただきますか。今後の道路管理、ご対応をお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○村田道路公園課長 ただいまの、のざわ委員のご質問にお答えさせていただきます。

道路は、原則的には通行の用に供する場所でございますので、区が日常的に行っているパトロールや観察業務、もしくは区民の方々からのマイ・シティ・レポートへの投稿等に

基づきまして、回収や清掃など適切に対応を行っております。

また、今後の対応というところですが、地域の事情を正確に把握した中で、状況に見合った適切な対応を行ってまいります。

以上です。

○小野委員長 はい。よろしいですかね。

○のざわ委員 よろしく申し上げます。

○小野委員長 はい。牛尾委員。

○牛尾委員 それでは、マンションへの投機マネーの規制とまちづくりの在り方について質問をいたします。一応、そうですね。事務——予算書、決算書では216ページ辺りになるんですかね。（発言する者あり）はい。まちづくりの在り方ということですね。

それで、先日、千代田区内での投機目的でのマンション取引等に関する要請、不動産協会に区はされました。この要請については、私も賛同するという立場で質問したいというふうに思います。

まず、改めてこの要請を行った背景と理由を教えてください。

○山内住宅課長 こちらマンションの価格が非常に高騰しており、分譲マンションだけではなく賃貸マンションであるとか、そういったものにも、いろいろな波及あるということで、様々なところからいろんなお声を頂いて、そういったことがございまして、こちらの調査を、要請に結びつけたものでございます。

○牛尾委員 分かりました。

これに関連しての資料をお願いしておりますが、三つお願いしたうちの二つしか出ておりません。一つの資料が出ていないと。これまず、理由をお聞かせください。

○山内住宅課長 こちら、資料の要求を頂いたものをお出しさせていただいていないものがあるということでございます。こちらでございしますが、外国人の方が購入しているというものの、その割合ということで頂いたかと思うんですが。こちらのほう、そういったものの形で集計のほうをしてございませぬので、お出しできるものがないということで、今回はお出しさせていただいていないものでございます。

○牛尾委員 登記簿の調査を行っているということは聞いておりますけれども、何件調査して、で、購入した方が外国籍の方なのか、日本籍の方なのか、日本人の方なのかという件数もしくは割合、そういうのも言えませんか。

○山内住宅課長 こちら、千代田区内の分譲マンションを調査したものでございますが、戸数とかそういったものを申し上げますと、件数が少ないため特定されてしまうということもございます。そういった情報でございませぬので、出させていただいていないものでございます。

○牛尾委員 まず、このマンションの取引に関する要請の前文で、区内においてマンション等の住宅価格の高騰が続いていると。同時に国外からの投機を目的としたマンション取引が行われているというふうに、国外からの投機というふうに、もう決めているんですけど、この国外からの投機だという根拠は何ですか。

○山内住宅課長 こちら、購入された方の住所というものが登記簿にございます。そちらのほうにある住所が国内ではないというものでございます。

○牛尾委員 だから、そのさ、ね、調査したわけでしょ。登記簿を調査したわけですよ。

これ、100%国外なんですか。それとも圧倒的多く、それは国外なんですか。その辺の割合はどうかというのを、聞かせていただければいいんですけど。

○山内住宅課長 その割合については、どのくらいという数字を出しているものではございませんが、こちらで思っていたよりも、国外の方の購入が多いというものでございます。

○牛尾委員 だから、あれだよ、数字を言えなくても、大体割合ぐらいは言えるでしょう。半々なのか、6：4なのか、7：3なのかとか。そういうことですよ。

○小野委員長 暫時休憩します。

午後2時00分休憩

午後2時03分再開

○小野委員長 委員会、再開いたします。

環境まちづくり部長。

○藤本環境まちづくり部長 今のご質問ですけれども、これは近年、千代田区で建設された、竣工したマンションの登記簿を洗ってですね。どこに、登記簿を見て、その登記された方の住所とですね。あと、事業者の方からいろいろヒアリングをして、外国からの登記もあると。国内外の登記があるということで判断をしているということです。

具体的なことにつきましては、千代田区、マスコミの方にもお答えはしていなくて、それは、区内には、やっぱりマンションの数って、非常に、他の区と違って非常に少ないですし、今、ネット上でも、あのマンションじゃないか、このマンションじゃないかというふうにうわさもされていますので、やっぱりそういう個人情報の観点からお答えしていないのと、あと、事業者の方についても、公開を前提に事業者の方からヒアリングをしていませんので、お答えは差し控えさせていただきます。

○小野委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 先ほど部長も、国内外からの登記ということをおっしゃいましたね。で、国外というふうに決めつけてしまうと、これ誤解を生む可能性もあるので、国内外といったら国内外というふうに、ちゃんと明記したほうがいいというのは指摘をしておきます。

次に移ります。

この要請について、実効性あるものというふうなことについてですけれども、本会議の答弁の中で、その――あ、まず、その前に、次の二つの資料、これについての説明をまずお願いしたいと思います。

○吉田地域まちづくり課長 追加資料1-1、1-2について、市街地再開発事業と総合設計制度を用いて建設されているとか、そういう事業の10年間の2015年の10月以降に工事が完了したもの、もしくは現在事業中、計画中のものに関してまとめているものが1-1となります。市街地再開発事業に関しては全部で、完了が三つ、事業中が六つ、そして今、計画段階、都市計画決定などを行った段階のものというのが四つでございます。

市街地再開発事業について、続いて説明しますが、追加資料1-2のほうは、こちらは都市計画決定を行う市街地開発事業の一般的な住宅販売との関係性、流れというところを記載しています。こちら、一般的な流れということになりまして、そのときの情勢であったり規模によって、この期間の目安というところは変わっていきます。なので、そこはご容赦いただければと思います。

○小野委員長 牛尾委員。

○武建築指導課長 委員長、建築指導課長です。

○小野委員長 建築指導課長。

○武建築指導課長 総合設計の部分もございましたので、総合設計の部分についてはご説明させていただきます。

1-1に關しまして、総合設計、1から17ございます。都と区の許可が1万以下と、それを超える場合は都となりますので、そちらが許可権者と建築確認ということで分けさせていただいております。1から11までが、もう既に完了したもので、それが過去10年のことになっておりまして、12番以降が工事中ということで、または計画中ということで示させております。

裏の1-2に關しまして、その下に総合設計制度の販売までのスケジュールということで、総合設計の場合は許可が必要ということで、そういった許可。あと、こちらの確認以降は、一般の住宅販売と同じということとなると思います。

以上でございます。

○牛尾委員 ありがとうございます。

1-1、見ていただければ分かるんですけども、最初の建築確認は、市街地再開発では、ほぼ、都、東京都と。で、総合設計制度でも、建築確認の多くが東京都が確認すると。この確認が下りないと、先に進めません。で、本会議質問で、今度は東京都が、こうした認可権を持つ市街地再開発について、今度の要請はどのように実効性を持たせていくんですかと言った際に、区は、市街地再開発事業のほとんどが、区が都市計画を行って来ると。で、事業は区と共有しながら進めていくから実効性があるんだという答弁をされました。

そこで、この資料の1-2、これは市街地再開発事業、総合設計制度を活用する事業の計画段階からの流れですけども、この流れの中で、区が事業者と協議をするのはどこですか。

○吉田地域まちづくり課長 まず、1-2の中で、特に区と協議をする段階ですけども、フェーズとしては、準備検討段階から権利変換の計画まで、ここは密に協議をしていくというところです。

○武建築指導課長 総合設計に關しましては、1-2の資料の基本構想から許可までの間ですね、協議をしていきます。都の案件につきましても、区に意見を求められて事業者からの説明がありますので、その中での協議もございます。

○牛尾委員 そうした協議を行う中で、今度の二つの項目について要請をしていくわけですけども、仮に事業者の側が、この要請なんてのめないと。そんなことできないと言った場合、区はどうされるんですか。地区計画を認めないと、そういったことができるんですか。

○吉田地域まちづくり課長 7月にこの要請を出してから、現在も、こちらの資料1-1を見ていただけると分かるとおり、市街地再開発事業に關しては、事業中だったり、計画段階のものが多くございます。で、この要請の内容について、やはり各準備組合さんであったり、組合さんには、かなり関心を持たれているというか、どういった協議をしているかというところは、まさにその段階。具体的なやり方とかは、今、本当に個別の事業者と個々で調整しているところであり、この要請の中身自体に關しては、理解を示していた

だいているというところですよ。なので、そもそも、この要請自体も、書いてある一つ目と二つ目の要請の中身、原則5年間の転売できないような特約であったりとか、同一建物において同一名義の者による複数購入の禁止というところは、そもそもがデベロッパーさんのほうで行われているような取組であるので、こちらに関しても、実際、できないことはないだろうと。で、これに関して実効性という意味では、しっかりと協議をしながら高めていくということは、進めていきたいとも考えております。

○牛尾委員 今ね、組合さんの方にも理解はしつつあるということでありますけれども、結局、組合のほうが、あとは事業者のほうが理解をしないと、実効性ないわけですよ。やはり、そんなことはできないよという事業者が出てくる可能性あるわけじゃないですか。その際に、どうやってこれを実効性を持たせるようにするんですかということなんですよ。

○小野委員長 牛尾委員、これ、一応、令和7年度の話ですよ、今の件というのは。

○牛尾委員 はい。

○小野委員長 もうまとめていただいてよろしいですか。まだ目下、推進中のことだと思いますので、まとめて質疑でお願いいたします。

○牛尾委員 じゃあ、この問題についてはね。

○小野委員長 はい、牛尾委員。

○牛尾委員 この問題については、そうした事業者も出てくるかもしれない。今後ね。そうした際に、やはり条例に基づいた要請だったり、あるいは、もう条例化もしていくというふうな検討も必要なのではないかと思いますが、そこについての見解を聞いて、ちょっと次は、まちづくりに移りたいと思います。

○藤本環境まちづくり部長 今ご質問なんですけども、まさに仮定のご質問だと思いますので、仮定の質問はなかなかしづらいところはあるんですけども、あえて、先ほどの課長の答弁に補足させていただきますと、もうこれ、既に民間事業者が自主的にやられている内容ということと、あと、やっぱりこの登記が行われているということは、国も、あまりよろしくないということを言っていますし、事業者の方々も、そう、やはり、いいことだとは思っていないというふうに考えていますので、そういう面からすると、我々いろいろ、日々、事業者と協議していく中で、事業者の感覚、話合いの彼らの意向も確認している中で、きっと公益性のある事業なので、きちんと我々と協力していただけるというふうに認識をしています。

○小野委員長 はい。牛尾委員、まとめてください。

○牛尾委員 あね、私も別に、これ否定しているわけじゃないので、しっかり進めていただきたいということをお願いをしておきます。

ただ、やっぱり、そもそも、こうした投機マネーを呼び込むようなまちづくりの在り方、ここに大きな問題が、私はあるというふうに思うんですよ。今後も市街地再開発事業が進んでいきます。で、主に地権者の方、これは言っちゃうと、名前を言っちゃうと特定されちゃうんで言わないですけど、ある市街地再開発の区域内のある地権者の方、結局、再開発には反対なんですけど、結局、反対の方には、なかなか情報が伝わってこない。で、条例の採決の前日まで、条例が採決されるということを知らなかったという方がいらっしゃいました。

やっぱり、こうした地権者置き去りのまちづくり、市街地再開発によって、高いビルや

マンションが建つ。そこに投機マネーがやってきて、価格が上がる。周辺住民が住みづらくなる。こうしたまちづくりの在り方というのは、そもそも変えていく必要があるんじゃないかと、そろそろ、と私は思うんですよ。

で、先ほどの資料1－2について、計画段階からありますよね。大体、条例の16条、17条に基づく説明会、これによって初めてこの計画が明らかになるわけですよ。そうではなくて、この準備、検討の段階から、しっかりと地権者に対して情報公開していく。また、この計画準備段階から、地権者、住民の参加、これを行っていく。そうしたやり方が必要なんじゃないかと思いますけれども、そのお考えを聞かせてください。

○吉田地域まちづくり課長 牛尾委員の今のご指摘に関しては、準備、検討段階から再開発の区域に関わる地権者の方を、しっかりと事業の計画策定に入れていくべきというものだと思いますが、基本的に準備組合のほうで、こういった準備・検討をされる際には、各地権者であったり、再開発の影響範囲の方に、説明会であったりだとか、ちゃんとかいった計画を検討していますというのは伝えられている、そういうふうに認識しております。

○牛尾委員 でも、事実はそうっていないわけですよ。進めたい地権者の方々が集まって、進めている。反対している方々が置き去り。しかも——地権者ならまだいいですよ。そこに住んでいる、例えば賃貸で住んでいる住民とか、そうした方々には全然知らされず、話が進んでいく。これでは駄目だと思うんですよ。やはり住民参加、情報公開、これでしっかりとまちづくりを進めていくことが、投機マネーを呼び寄せないようなまちづくりに、私、つながっていくと思うんですけども。そこは十分に区としてもしっかり、そうした情報公開、住民参加ということについては、組合の方々にも声かけして、十分やってくれというふうなことを進めていただきたいんですけども、そこについてはいかがですか。

○吉田地域まちづくり課長 区としては、準備組合のほうは、しっかりと地権者であったり周辺住民のほうに、こういった開発の計画をしているだとか、そういう上流の段階でしっかりと説明をするよう、しっかり指導しているところですので、そういったことは引き続き行っていきたいと思います。

○牛尾委員 はい、いいです。

○小野委員長 はい。

それでは、引き続き、えごし委員。

○えごし委員 私からは交通安全推進の部分で聞きたいと思います。決算参考書は212ページ、事務事業概要は54ページ、主要施策の成果は76ページです。

交通安全推進の中で、まずヘルメットの購入補助についてお伺いしたいんですが、ここは分科会のほうでも、大坂委員や小林委員が詳しく質問していただいていたので、それ以外の点で伺いたいんですけども。

区としては区民への3割のヘルメット着用率を目指していくということで、そこについての取組も、補助金の拡大や啓発活動について検討していくというふうに、分科会のほうでもありました。ただ、やっぱり、なかなかこの着用率向上につながる取組、これは難しい部分があると。こういう部分があるというふうにありましたけれども。

私も、先日も外を歩いていたら、子どもを後ろに乗せて走られていた親子連れの方が、自転車が倒れてしまって、お子様も倒れてしまったんだけど、ヘルメットをしていたから、頭を直接打たなかったというところも目の当たりにしまして、やっぱり、区民の安

全確保のためにも、本当にこのヘルメットというのは大事だなというふうに、また着用率を上げていくのは大事だなというふうに思っております。

その点で一つお伺いしたいのが、このヘルメット自体はもう基本的に努力義務というふうに、今はなっております。東京都のアンケートでも、着用しない理由では、この義務でないからというところが30.8%ぐらいあったというふうにありました。例えば、世田谷区とかでは、令和2年10月から、区の自転車条例というのを改定して、13歳未満の子どもヘルメット着用が、保護者の義務というふうに定めていたりですね。全国の例でも、これは自転車通学とかが必要なところにはなりますけど、ヘルメット着用を義務化しているというところもあります。

区として、こういう着用率の向上というのを目指す上で、このようなお子様への着用の義務化というところは、これまで検討されていたことがあるのか、まずお聞かせください。○神原環境まちづくり総務課長 今ご指摘があったように、今、ヘルメットの着用といったのは努力義務化ということになってございます。着用が推奨されているものの、違反した場合の罰則がないというようなことで、安全性向上の観点からは、条例化というのは有効な手段であるとは考えてはございますけれども、自由な移動手段として利用されている、気軽に乗れる自転車を、そういった義務化をするということに関しては、慎重な議論というのが必要だというふうに、我々としては考えてございます。

一方で、お子様の転倒による、成長過程の子ども頭部にダメージを与えるということは非常に危険なことでございますので、そういった子どものヘルメット着用率の向上については、いろいろと手段のほうは我々も検討しなければいけないというような認識でございます。

○えごし委員 あと、このヘルメットの購入助成という部分で、現在、1人1回までというふうになっております。令和5年から始まって、まだ2年ほどですので、そのような制度だと思えますけれども。これから3年目、4年目となっていくと、お子様だとやっぱり幼児、低学年、高学年となると頭のサイズも変わってきますし、やっぱりジャストなサイズでないと危ないというふうに思っております。

また、ヘルメットの耐用年数というの、一般的に3年というふうにも言われておりまして、また、今後こういう買換えについて、これの補助の対象に入れていくような検討もあるのかどうか、区のお考えをお聞かせください。

○神原環境まちづくり総務課長 先ほどもご答弁させていただいたとおり、お子様の転倒といったものについては、かなり危険であるというところもございますし、幼少期からヘルメットを着用することで、それを当然のこととして習慣化していくということも大事だと思っておりますので、お子様が大きくなるにつれてサイズアウトしていくといった対応については、我々も検討は必要かなというふうに考えております。

一方で、耐用年数が切れたものに対してということでございますが、この事業の目的というのは、まずヘルメットをかぶるといったところの意識啓発といいますか、その手助けになればということで、まずは買っていただくというところで助成をしているところ等もございますので、まずはお子様のそういった対応といったものを優先的に考えていきたいなというふうに思っております。

○えごし委員 ぜひ検討いただきたいと思います。先ほどから課長も、何度も言っていた

だいていますが、お子様へのやっぱり対応、また着用率向上、ここは本当にすごい大切ななと思っております。

それで、交通安全推進の中で、自転車交通安全教室という部分でもちょっとお伺いしたいんですが、今、千代田区では、中学生を対象に行っているということ、令和6年度は神田一橋中学で行われているとありました。で、これは、まず全学年、全校生徒を対象にして行っているのかどうかまず聞きたいのと、あと、毎年各校でやらずに1校だけ行っていると。去年はまた違う学校だったと思うんですが。そういう形で行っている理由というのは何か、お聞かせください。

○神原環境まちづくり総務課長 まず、この事業に関しましては、全校生徒を対象として実施をさせていただいております。で、毎年1校ずつといった理由でございますけれども、3校、千代田区には中高を含めてです、九段中等を含めて3校あるんですけれども、それを3年のサイクルで1校ずつ回っていくということで、学校の安全教育プログラムの一環として、3年間のどこかで1回、受講していただくといった、そういったことを考えて、今、運用しているところでございます。

○えごし委員 3年サイクルで行っているということで、今の形ですと、やっぱりこの受講者が、ちょっと偏ってしまったりとか、一つの校ということで。あと、やっぱり3年に1回だと、受講のタイミングも、例えば1年生で受けられる子もいれば、3年生で受ける子もいるということで、やっぱりそのときによって、ずれてしまうと思うんですね。

できれば、やっぱり早い段階で、例えばもう1年生のときにみんな受けていただきたいなというふうにも思うし、例えば各校1年生を対象に毎年行うという形でも、全区的にお子様がしっかり受けられて、また、さらなる普及啓発にもつながるかなと思うんですが、そういう点は区の見解をお伺いします。

○神原環境まちづくり総務課長 今、できる限り早い段階で、こういった安全教室をというお話でございました。それぞれの学校においても、その学校の安全教育プログラムの中で、交通安全といったものに取り組んでいるというふうに通っております。早い段階で受ける、時期的なものですとか、交通安全教室の内容といったものも、どのようなものが効果的になるのかといったことも踏まえて、教育部門とも相談しながら検討させていただきたいと思います。

○えごし委員 ぜひ、検討いただきたいと思います。

また、中学生だけでなく、やっぱり小学生とか、また保護者への普及啓発という取組も、非常に大事だと思っております。今年にはなりますけど、9月21日に、区内在住の、在学の自転車に乗れない小学生と保護者を対象に、これは一般財団法人の自転車産業振興協会というところが主催でしたけれども、自転車乗り方教室というのが、区内の皇居外苑の皇居前で行われていました。で、来年度からは、この自転車の交通ルールも、もうかなり厳しくなるということで、乗り方とともに、交通安全やヘルメット着用の大事さというのも、しっかり伝えていけるような取組というのが非常に大事だなと思っております。

で、千代田区の自転車利用ガイドラインというものもありますけれども、その中でも自転車の安全利用のルール、マナーの周知啓発という項目で、小中学生を対象とした自転車安全教室の実施、継続を図るとともに、小中学生のみならず保護者を対象とした自転車安全教室の開催など、自転車安全教室の充実を図っていくということが書かれております。で、

小学生、保護者も含めて、こういう自転車交通安全教室や、また自転車乗り方教室というものも、区で、ぜひ継続的に行っていただきたいなというふうに思いますが、所見をお伺いします。

○神原環境まちづくり総務課長 今ご指摘いただきました自転車のそういった乗り方の教室等は、特に子どもたちにとっては、正しい乗車姿勢であったり、ブレーキのかけ方、バランスの取り方など基礎的な技術を習得することで、転倒、衝突などの事故防止を防ぐだけではなくて、今お話にありました交通ルールを学んだり、あと自転車そのものの楽しさを知るといった機会にもなるというふうに考えてございます。我々も自転車の関連団体等とも連携を取りながら、こういった取組ができるのかといったことについては検討してまいります。

○えごし委員 先ほど答弁も頂きましたけれども、ぜひ、先ほど紹介したそういう他の団体とか、そういうところとも協力して、行っていただきたいというふうに思います。

今、策定を進められて、千代田区の自転車活用推進計画ですね、その素案の中でも、やっぱり千代田区では、自転車の関与事故は減少傾向だけど、やっぱり歩行者事故、対歩行者事故というところの割合が、全国平均、東京23区平均に比べても高い傾向にあるというふうに書かれておりました。そういう点でも、やっぱり先ほどから申しています自転車交通安全教室、また、しっかり自転車乗り方教室ですね。お子様だけでなく、また保護者も含めて、しっかりと普及啓発、また安全を守るために普及啓発の運動、また、しっかりとしていただきたいと。先ほど検討していきますという話がありましたけれども、ぜひ、しっかり、また来年、自転車の交通ルールも厳しくなる中ですので、そこもしっかり、また検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○神原環境まちづくり総務課長 来年4月に、道路交通法の改正によって、青切符の導入ということも出てまいります。自転車の事故といったものもあるということもございまして、そういった安全安心で、快適に自転車の利用環境に向けて、我々も取組を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○小野委員長 はい。それでは、こちらは、関連はございませんね。

のざわ委員。

○のざわ委員 関連じゃなくてもいいですか。

○小野委員長 はい。いいです。どうぞ、新しいのを。

○のざわ委員 それではまた、時短で、駆け足で。外路灯のLED化につきまして、決算参考書220ページの目2、道路維持費、8、街路灯のLED化、主要施策成果94ページ、令和6年度予算の概要116ページでございまして。

街路灯のLED化。①街路灯は、地域により高さ、間隔等がばらばらで、体感、明るさも地域により、ばらばらです。今回500か所、10年リースなので、令和6年度5,000か所を含めまして、全ての地域の方々へ、街路灯を明るく、明るさはどうですか、暗くはないですかのヒアリングはしましたか。

②今後、設置を通じて全ての街路灯について、街路灯の場所、高さ、照度、暗いところを明るくして満足いただく、区民の満足度の見える化と、その進捗状況はいかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

○須貝基盤整備計画担当課長 まず、街路灯が明るいとか暗いという、そういうことにつ

きまして、この事業においてはヒアリングは行っておりませんが、地域の方々の日常のご指摘によりまして、現地のほうで確認の上、対応しているところでございます。

また、この事業、ＬＥＤ化につきましては、約5,000基の街路灯のポールや位置は変えずに、頭部だけを取り替えるものでございます。ＬＥＤ化することによって、基本的に明るくなるものと考えておりますけれども、明る過ぎたり、暗過ぎたりと、そういう場合は、当初の段階で調整して、対応できるようになってございます。

○小野委員長 はい。

○のざわ委員 大変だと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○小野委員長 はい。本件、関連なければ、一旦休憩を挟みたいと思いますが、よろしいでしょうか。（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

午後2時31分休憩

午後2時44分再開

○小野委員長 委員会、再開いたします。

引き続き質疑を受けます。

○小枝委員 再開発と脱炭素の項目でお伺いをいたします。

決算ということでは、2050ゼロカーボンちよだとか、そういうことで様々な政策をやっているということは、この決算書を見ればよく分かります。しかしながら、千代田区でこれを実現化するためには、まちづくりとのリンクというか、関連性ということが、しっかり位置づかないと達成できないということだと思っています。

で、まずお聞きしたいんですが、2050年カーボンニュートラルに向けて、今、これから2030年に向けては46%のCO₂を削減するということになっていますが、今これは、どのくらいというふうな達成状況にあるかということをお伺いします。

○神河環境政策課長 こちらですね、現在のCO₂削減量の達成状況でございます。現在、最新値が、平成22年のものが最新値となっております。21.3%、（発言する者あり）2022年、（発言する者あり）あ、すみません。2022年のものが最新となっております。現時点で2013年度比で21.3%減ということでございます。

○小枝委員 千代田区としても、この2030年目標というものは定めていましたかね。そうすると、かなり状況としては、めどが立たない。21.3%から46%にいくのには、相当厳しい状況だという認識は、課題意識は同一であるということによろしいですか。

○神河環境政策課長 今後、また力を入れていかなければならないと考えております。

○小枝委員 それで、国のほうでは、解体までの建築物生涯CO₂算出義務化ということで、来年に向けてのＬＣＡ、つまりライフサイクルアセスメントを行うというような報道がなされております。この点について、先ほど、どなたかの質問の中で、118件の解体が令和6年度にありましたというような答弁もありましたけれども、このＬＣＡに関する認識というのは、千代田区の中には位置づいていますでしょうか。もうちょっと丁寧に言いますね。はい。

○小野委員長 小枝委員。

○小枝委員 答弁者がいない。すみません。今、まちづくりのほうに飛んだつもりなんですけど、顔を見合っているんで。

ということかということ、今、建物の使用時のエネルギー使用量というんですかね。電力であったり、ガスであったり、その使用に関してのCO₂排出に関しては、一定程度、千代田区としても把握をし、位置づけられてきたんですけれども、今後、世界においては、もう既に始まっていることなんですけれども、日本においても、建物を建てる時には、原材料調達や、それから鉄や資材の製造から、また解体して廃棄するまで、これ全部、その建物の生涯排出する炭素量というものを図っていきましょうという方針が、国のほうで検討されているということについての位置づけを伺っております。

○神河環境政策課長 LCAでございますけれども、こちらがCO₂排出量の削減に貢献する重要な手法として、今、検討されているということでございます。こういったことも、また引き続き国等から情報を得ながら、私どもの施策のほうに取り入れるかどうかを検討させていただき、2030年の目標に進めてまいりたいと思います。

○小枝委員 そうですね。ぜひ意識的に数値化をする努力をしてもらいたいんです。一つ、直近の事例として、東京海上ビルという前川國男さんがお造りになったというビルが、50年で残念ながら解体になってしまったんですけれども、解体する際に計算された数値として、東京海上ビルを解体して新築をすることによって、16万トンのCO₂が排出されてしまうということで、それはビル運用の14年分に匹敵するということなんです。

そうした、今までは運用のCO₂を計算してきたんですけども、建設のCO₂についても念頭に置いていかないと、日本全体としても、この千代田区の都市の環境と開発の考え方としても、バランスが取れない。開発、再開発を行うに当たって、いい、環境負荷の軽い、いい再開発を、やるなということではなくて、心がけていかなければならないということからすると、この再開発と脱炭素ということは、非常に重要なテーマになってくるといふふうに、区のほうも考えていると思います。

そうしますと、これ都市計画のときにもよく行ったんですけれども、都市計画の段階で、このCO₂排出量が見える化していく、数値化していくということが必要なんじゃないかということなんです。今度は、環境のほうではなくて、開発担当のほうで、これ、見える化することによって、見える化した上でやることは、それは、その時々の代表者たちが判断することですので、判断を云々することではなくて、プロセスの中に見える化、数値の見える化をしていくということについては、ご検討いただけないでしょうか。

○吉田地域まちづくり課長 まちづくりの面でも、ちょっと再開発に関してということで申し上げますけれども。確かに脱炭素というのは、もはや、やって当たり前、やらないといけないということにきていると思います。見える化ということ、こういったやり方があるかと、なかなか。計画単位でやるのか、それともイギリスみたいに建物の単位でやるのかというのはあるんですけれども、何かしらしっかりと環境に配慮しているというのは、示していくというのは重要なことだと思いますので、そういった、そもそも再開発事業、事業を計画するに当たって、もちろん環境水準がございいますから、そこをしっかりと東京都の環境局であったりとか、そういうところのチェックは受けていて、十分に環境性能に関しては高いものなんですけれども、そういったことが、逆に伝わっていないのかなとも思いますので、そういったことを積極的に、区民の方だったり、そこで働かれている方にも説明していくというのが重要なことだと思っております。

○小枝委員 そういうことなんです、考え方のチェンジも必要で、例えばサクラテラス

ができるときには、原単位当たりのCO₂排出量を6割に削減するというような、地区計画に書き込んだんです。それで朝日新聞のトップにどーんと出て、いや環境型の開発だということになったんですけれども。今、これから重要なのは、総量としての数値を示す必要があるということなんです。サクラテラスでは、原単位は6割に減っても、総量としては1.5倍とかに増えたんです。恐らく、その後、地区計画に書き込んでも、量ってもないと思うんです。

だから、これからの時代の方向性として、総量としての数値を見える化していく必要がある。それに加えて、国のほうでは、この解体に伴う輸送であるとか、製鉄であるとか、そうしたものも入れていくと。これ、遠くの話じゃなくて、もう、今2025年、だから6年、来年の春に向けて国会に提案されるということになっているんです。そういうことを、まず実証実験でもいいので、やはりそのために環境とまちづくりを同じ部に行っているわけなので、環境は環境、まちづくりはまちづくりというんじゃなくて、数字として見える化する。いろいろ高性能なものを使っているけど、総量としてどうなのかというところは、やっぱり見えないわけです。うん。なので、そこをちゃんと見える化してくださいということを申し上げています。分かりますか。

○吉田地域まちづくり課長 今、そういった議論は国で行われていることですので、そういった議論を踏まえつつですね。なかなか、その総量という考え方というもの、いろいろとあると思います。例えば、現状の建物を壊すとか、その建物が、例えば再開発しなかったら何年後に建て替わるとかって、結構、仮定するのが難しいのかなとか思っていたりとか、なかなか、そういう設定に関しては、しっかりと国の方針であったりとかを見つつ、検討していくというのが重要かと思います。

先ほど環境政策課長も、国のほう、施策を研究しながらということもありましたけども、まちづくりのほうもしっかりと、環境部門としっかり連携して、そういったことは、まずはその国の、で、来年度ですか、その示されるようなものは、しっかりと勉強していかないといけないと思います。

○小枝委員 計算式においては、東京都にも、国のほうにも一定程度モデルがあると思います。その上で、この間、かなり千代田区のほうもリノベーションという言葉が使われるようになってきたなというふうに思っています。つまり、解体して造り替えなければならないものもあるでしょう。しかし、まだ使えるんだけれども、解体したほうが容積がもっと使えるとか、いろんなことで今までどんどん拡大してきたと思うんですけれども、リノベーションをすることも、得になる。

例えば都市計画税——何だ、固定資産税減税であるとか、住宅部分がそうされているように、何らかの誘導策を持っていかないと、なかなか経済的には見合わないというのも現実であって、そういうことも、かなり意識的に都心千代田区が取り組んでいかないと、経済だけは、当面この投資で回ってしまうので、そういうところでは、環境側の頑張りが必要、それからリノベーションの促進が必要。ヨーロッパでは、もう7割から8割が、もうリノベーションなんだそうです。建築家の仕事の3割以下なんだそうなんです。そうした方向に日本も行くのでしょうか、いつかなるようではなくて、そうした数字を見える化することによって、世論と共に環境型の都市を目指すということが、もっと促進される必要があるんじゃないかという意味で質問しております。ご答弁いただければと思います。

○吉田地域まちづくり課長 まちづくりの中で、リノベーション等を推進していくに当たっての何らかの、何ていうんですかね、誘導であったりとか、そういったものが必要なんじゃないかという話だと、今、認識しています。で、まさしくそういったリノベーションに関する取組への支援だったりとか、緩和に関してはですね。今、神保町のほうのまちづくりの協議会をやっておりまして、たしか第2回は小枝区議も傍聴されていたかと思えますけれども、そういった中でしっかりとイノベーションの補助、そういったものも、今、東京都とかも含めて、お金だけじゃなくて、あとは、そのまちづくりのルール、どうやって容積の緩和をしていくのかとか、そういったことも、まず検討しています。で、まずは神保町でそういったこと、ノウハウを得て、そういったものが区、区域全域に使えるのかどうかというのは、今後の検討になっていくかと思います。

以上です。

○神河環境政策課長 すみません。私ども環境政策課では、千代田区建築物環境計画書制度というものを運用しております。こちらの制度ですが、床面積300平米以上の建築物の新築、増改築等について、計画の初期段階から事前協議を行うものでございます。増改築も対象になっておりますので、古い建物ですね、そのリノベーションというか改築する場合等に、私どもの補助の制度につなげたりとか、東京都の省エネ診断のほうを受けてもらうように勧めたりとかですね。そういった形で、例えば、建て替えまで行えなくても、増改築等、設備の入替え等で、施設のほうを長く、建物のほうを長く使ってもらえるような、そういった形のことの支援も行っているところでございます。

また、こちらの計画書制度につきましては、ホームページ上に、その概要を掲載しておりまして、先ほどおっしゃっていた見える化も、まだこれから充実させていかなければなりません、行っているところでございます。こういったものも、他の事業者等の参考などにしていただきながら、ゼロカーボンを共に進めていけたらなというふうに考えております。

○小野委員長 はい。こちら、関連、ございますでしょうか。関連。

○小林委員 かも。

○小野委員長 かも。

○小林委員 そう。

○小野委員長 はい。

○小林委員 近いかも。

○小野委員長 はい。小林委員。（発言する者あり）

○小林委員 ヒートアイランド酷暑対策の総合方針と、舗装道路温度低減対策の位置づけについて質問します。ちょっとね、ちょっとだけ関連するんです。

千代田区自体は、千代田区自体が建物の密集や交通量の多い、（発言する者あり）いいですか、続けちゃ。

○小野委員長 どうぞ。

○小林委員 はい。夏季には、ヒートアイランド現象が特に顕著です。とりわけ、舗装道路の路面温度は、夏では、日中60度近くまで上昇して、歩行者の快適性や熱中症のリスク、街路樹やインフラへの負担も大きく影響を及ぼしていると思います。これまで千代田区は、環境保全や気温上昇対策として、屋上緑化、壁面緑化、ドライ型ミスト、日よけ設

備の設置、高反射塗料や日射調整フィルムの助成、打ち水の実施、ゴーヤ苗の配布など、様々取り組んで、進めてきました。しかし、これらは局所的であり、一時的な効果にとどまり、面的な温度低減という観点からは、十分な成果は得られていないと感じています。今後は、科学的で、先ほどから、数値見える化ということなんで、科学的で持続的な効果を持つ道路舗装温度低減対策を、区のヒートアイランド・酷暑対策の柱として位置づける必要があるかと考えます。

まず、ちょっと保健所さんがいるんで聞きたいんですけど、当区で外出するときに熱中症対策として、推奨している対策というのは何ですか。

○小野委員長 ご答弁できますか。

暫時休憩いたします。

午後3時01分休憩

午後3時02分再開

○小野委員長 委員会を再開いたします。

では、ご答弁からお願いできそうでしょうか。地域保健課長。

○菊池地域保健課長 保健所のほうでは、暑さ指数、環境省と気象庁がこちら発表しているものなんですけども、暑さ指数に基づきまして、厚さ指数31を超えますと、これは外部での運動は基本的に中止していただく。また、お子様、高齢者につきましては、適切な温度に保った室内でお過ごしいただくことを推奨していただく。こういったことをお勧めしております。

○小野委員長 小林委員。

○小林委員 でも、それでも、外に出なくてはいけない人はたくさんいるんで、外に出るんですよ。その際、やっぱり涼しい場所を歩いてください、涼しい場所を移動してくださいという、木陰とか、木を切っちゃったりしているんだけど、木陰とか。そういうところを移動したほうがよろしいわけですね。あと、推奨されるのは、よくポータブル扇風機を持っていったとか、保健所が、社会福祉協議会が配っていましたが、あめを、何といひかな、熱中症に大丈夫なあめを配ったり、あと、首に冷やすシートを配ったり、ネッククーラーをしったりとか、言って動くんでしょけど、実際、先ほど数値を出してくれというんだけど、千代田区内におけるヒートアイランド現象、特に移動するときの道路の温度上昇の実態について、区がそういうことを、何度ぐらいになるかというのは把握しているか。それと、現在、温度は、千代田区が独自の地域別、時間帯別の路面温度データを取っているのか。取っているのか。要するに、その温度が高いというのは、気象庁とか、今言われた、答えられたところの数値だけでは地域的にも違うと思う、差が出てくると思うんで、区として取っているのか。それと、今、いろいろ先ほど言った中で、いろいろな対策をしている中での効果を数値で評価できるようにするためには、やっぱり区内何か所かで定点を設けて、継続的に路面温度の測定を実施しないと、それを公開しないと、区民がどこか暑いのか、どこの道路も含めて、どうなっているのかということが分からないと、熱中症にもなってしまおうと。区として、こういう路面の温度を取ると、そして、科学的にデータを管理していくという考えはあるのか、お答えください。

○須貝基盤整備計画担当課長 この路面の温度低減対策としまして、遮熱性舗装ですとか保水性舗装を行っているところですが、その性能としましては、路面温度10度程度低

減するということは分かっております。

○小林委員 そんなことは聞いていない。

○須貝基盤整備計画担当課長 工事が終わった後の測定でも、10度は下がっているということは分かっております。それを定点で、路面の温度を測っていく、そういうことは今現在しておりません。それがどこまで効果がある、効果というか、それを測ることによって効果があるということは、今、ちょっと認識できないところでございます。

○小林委員 今、保水性、資料を出していただいたんで、分科会でね——まだありますか。

○神河環境政策課長 ただいまの基盤整備担当課長の答弁を少し補足させていただきます。

区のヒートアイランドの実態把握としましては、令和4年度に航空機観測による区全域の地表面熱分布調査というものを実施しております。そこで、平成15年度との比較検証を行ったものがそれでございますけれども、その中では、建物、あと、道路、公園、そういったところの温度を測っておりますので、地表面の温度を測っておりますので、そういった形での把握は行っているところでございます。

○小林委員 測っていて、公表しているんですか。

○神河環境政策課長 その結果につきましては、こちら、千代田区ヒートアイランド対策計画、こちらのほうに、地域別に掲示をして公表しております。

○小林委員 はい。ありがとうございます。

それで、効果の検証というのは非常に大切なことなんで、それは対策を打ったものに対してね、今、温度だけの話なんだけど。そうじゃなくて、いろいろな対策を打っているわけだから、それに対しての効果検証というのは必要なんです。その効果検証がされないと、どの対策を打ったら、要するに、ヒートアイランド対策になるのか、もしくは、酷暑対策になるのかというのが出てくるんで、その辺はどう考えているんですか。

○神河環境政策課長 先ほどの調査の結果の分析ということでご説明させていただきますと、区全体の地表面、これは屋上部分も含むんですけれども、そちらの温度分布、それを23度から60度までの10段階のランクで分析をしまして、平均をしましたところ、平成15年度が5.02、令和4年度が4.87と、数が多いほうがちょっと深刻な状態なんですけれども、少し状況が緩和されている状況だということが確認されたということでございます。おおむね温度的には0.5度程度だったということでございます。

○小林委員 いや、因果関係を聞いている。因果関係を聞いているんで、対策を打った対策で温度が下がったんですか、それ、0.5度。

○川又ゼロカーボン推進技監 今の課長の答弁を補足いたしますと、今申し上げたのは、その前の調査、令和4年度にやる前は、平成15年度に実施をしております、それとの比較分析というのをやっております。効果というのは、それぞれ打ち水とか、日よけですとか、あるいは先ほどの舗装の話も、局所的になってくるものですので、なかなか総合的に効果というものを、どう対策の効果があったかというのを個別に評価するというのは難しいものですから、この熱分布調査で、全区的に非常に細かく航空機観測を行って、非常に細かく分析をして、その結果というのを比較という形で、効果測定というものを、ヒートアイランド計画をつくった際に、改定した際に、実施したというところでございます。

これによれば、やはり、そういった総合的なものになりますので、なかなかどれがどれくらい効いたかということを確認にするのは難しいんですが、その結果、先ほど課長が申

上げましたように、これ、表面温度ランク数値という形で評価をしているんですが、それが平成15年度に5.02だったものが、令和4年度には4.87になったということで、この表面温度ランクの数値の差0.15は、温度にすると約0.5度になるという形で評価をしております。

○小林委員 さすが技監で、納得する答えを頂いているんですけど、僕が質問しているのは、局所的、言えばね、今、僕、局所的が困るという、これから質問をするんですよ。局所的にやってもらったんだったら、効果が見えないんです、そんなにね。だから、それが困るから、面的にどうやらなくてははいけないかというところの質問なんです。

一般的に、先ほどから基盤整備課長も答えていきましたけど、一般的に、遮熱性舗装は日中の路面温度を5度から8度下げる、保水性舗装は最大10度前後下げるという効果があるとされています。でも、既存の、今、技監が答えたように、緑化指導やミスト、打ち水というのは、面的ではなく、持続的効果が期待できない。区としても、どこに優先度を入れて対策をしていくかというところが大切なところで、効果が分からないというところにお金をどんどん入れても、効果が分からないんで、予算がちゃんと使われたかどうか分からないということになっちゃうんですね。見た感じ、苗を、何だ、ヘチマの苗だけ、配ったらいいという話じゃないんですね。ゴーヤでした。失礼しました。ゴーヤの苗。その遮熱性舗装や保水性舗装も、現状では、再開発は、電線類地中化の工事など、要するに、のときに部分的に導入されているにすぎないんで、その効果をまたはかりにくいというのが、せっかくすごくお金をかけても、そうになってしまう。

そこで、今後は検証を、要するに効果検証を踏まえて、区として計画的に積極的に導入をする方向がよろしいんじゃないかと思うんで、その辺の見解と、また、都や大学や民間業者と連携して、効果のある、費用面や施工面の観点から、高反射率舗装、技監のほうがよく知っていますね。ホワイートoppingや新素材舗装のモデル実験も進めながら、併せて考えていったりするのがいいんで、ちょっと、その辺のご見解をお示してください。

○神河環境政策課長 先ほどご質問がございました。私ども、ヒートアイランド対策としまして、こちら、対策計画のほうにおいて効果があるとされる事業について、事業を実施してきております。分科会のときにも同じご指摘を頂きましたが、そのときに十分に説明できませんでしたので、まず、局所的な対策の効果について、私どもが把握しているものについて、ご説明をさせていただきたいと思います。

まず、緑化の指導というものを行っております。これは、緑化指導要綱によりまして、敷地内の緑化等を指導しております。こちら、1年間平均でおよそ8,000平米の緑化スペースを創出しているというような形のことでございます。

ドライ型ミスト、公園に7か所、今、置かせていただいているものでございます。こちらは、設置箇所において、温湿度の調査計測を行っております。その周辺で気温が1度から3度程度低減する効果というものを確認しているところでございます。

続きまして、日よけでございます。保育園、こども園、5か所に設置しております。この設置は、当初1園だけ行っていたものが好評で、後に4園追加になったということでございますが、頂いているお声としましては、夏季の1か月当たり5日から10日程度は、庭園にて遊べる効果が生じたというような形のことの効果を、お話を頂いているところでございます。

次に、緑のカーテンでございます。ゴーヤのことでございます。うまく育てられれば、室内の遮熱の効果があると思われますが、啓発事業として実施しているものと、私ども認識しております。

打ち水についても、同様でございます。近年は、朝夕も気温が高くなっておりますので、熱中症対策とセットで周知を行っていく必要があるかなというふうに考えております。

続きまして、ヒートアイランド対策助成、細かなちょっとテクニカルなところになりますけれども、その中で緑化、これは指導要綱以上の緑化を行っているところにつきまして、緑化空間の創出について、指導によりご協力いただいているというもの、これまで、1,500平米協力を頂いているところでございます。

続きまして、高反射率塗料、こちら、建物の表面温度を10度程度低減しております。

日射フィルム、こちらは、室内温度を5度程度の低減。

ドライ型ミスト、先ほど申し上げたとおりでございます。

こういった補助のメニューについても、それぞれ効果測定は行っているところでございます。

○小林委員 今お答えいただいているのは、それ、どちらかというと、区民が外に、要するに、移動するときとかのときにあるのではなくて、要するに、ドライミストも来た人に、動いている人じゃない、来た人に効果があったり、何だ、ゴーヤもそう、打ち水もそうなんですけれども、打ち水は、ごめんなさい、違う。日よけも同じですね。そういう、要するに、局所的な対策、一体、これに幾らお金をかけているんですか。全部、予算として、幾らのお金をかけて、局所的に涼しくしている。これ、見た感じ、日よけは涼しくなるのは分かりますけど、それ、日よけで遊んでいる人だけですよね。もっと局所的じゃなくて、全体的に、要するにやらないと、これ、対策としては、足りないんですよ、そこに。だったら、今やっている局所的な部分って、幾らかけているのか。お答えください。

○神河環境政策課長 先ほど申し上げた事業、ヒートアイランド対策、暑熱対策の推進ということでございます。令和6年度の決算額2,519万8,116円でございます。

○小林委員 そんなにたくさんの予算をかけているには見えませんね。要するに、面的にかけていくということを今後やっていかなくてもいけないんじゃないかと。区内全体を冷やすということです。そのときに、舗装、要するに、舗装道路の温度低減対策として考えていかなくてもいけないんじゃないかと。これは、初期費用がたくさんかかります。長期的には、環境は改善する、インフラ保全とか、熱中症対策としては、費用対効果が高いんじゃないかと思います。

現在のやっていることと、もちろん、それも局所的には対策としていいんでしょうけど、全体的な面的なことを考えていくと、やっぱり千代田区としては道路、舗装道路の温度低減対策を中心に再構成していったほうがいいんじゃないかと思います。それで、その際は、やっぱり非常に費用がかかるんで、道路というのは。維持するのも物すごくかかるんで、その辺は、国と都の助成制度、特に、都市のクール化促進事業などの活用をしながら、財政確保とともに対策をしていくべきだと思いますけれども、その辺のご見解をお願いいたします。

○小野委員長 答弁できそうですか。（発言する者あり）どなたか。

ちょっと暫時休憩いたします。

午後3時20分休憩

午後3時22分再開

○小野委員長 委員会を再開いたします。

ゼロカーボン技監。（発言する者あり）

○川又ゼロカーボン推進技監 ありがとうございます。すみません。時間を取らせました。

今のご質問に対する答弁なんですけども、ヒートアイランド対策といったときに、大きく二つ、緩和策と適応策とございます。緩和策というのは、まさに都市全体を冷やすということで、面的にやっていくということで、これ、遮熱舗装だけではなくて、緑化というのも、蒸散効果で気温を下げる効果がありますので、それも含めて、緩和策と呼んでおります。この緩和策の評価については、先ほど申し上げた都市スケールで、航空機測定などで熱分布調査を見て、全体どうなったかというのを評価するということになっています。適応策というのは、まさに局所的な、日よけとか、そういうドライミストとか、そういったものが適応策となっていて、そういったところについては、体感温度というので評価をするということになっております。そういったことを、区としても、しっかり効果測定をして、費用対効果をしっかりと見た上でやっていきたいと思っております。

委員ご指摘の遮熱性舗装については、その効果というのは、お話しいただいたように、あるということは我々も分かっていますが、また、委員おっしゃったように、道路というのは、またお金がすごくかかると、費用がすごくかかるということもございますので、そういったことも含めて、先ほど申し上げた評価指標、それに沿って、しっかりと評価をした上で、対策として効果的なものを進めていきたいというふうに考えております。

○小野委員長 小林委員。

○小林委員 技監に言われると、納得します。（発言する者あり）納得しています。それで、補助制度もあるんで、都市のクール化促進事業などの補助制度、これ、その辺もちょっと研究してもらいたい。

それと、今、まさにご答弁いただいた中で、やっぱり区として科学的な根拠、温度ですよ、科学的な根拠に基づいた対策を取っていただき——環境対策を取っていただきたい。そのためには、要するに、取らなくてはいけない地点で、やっぱり測定をする、温度測定をちゃんとして、データとして持っていて、なおかつ、それを見える化して公表していくと、区民にね。で、今、見える化でよくやっているのが、屋上にパネルを、太陽光パネルを敷いて、今、電気が何度できていますなんて、小学校でやっていることがありますよね。あれも見える化の一つだと思うんですけど、こういう対策というのは、お金がどれぐらいかかって、どれぐらいの効果があってもそうなんですけれども、温度なんていうのは、必ず一般の住民の方は分かる、歩いている人も分かるんで、そういう、要するに、数値化して、なおかつ、見える化して示していくような体制を取っていただけないかということです。いかがでしょうか。

○川又ゼロカーボン推進技監 おっしゃるように、しっかりと効果を測定して、それをまた発信していくということは、非常に重要だというふうに認識しておりますので、また現在の取組状況というところを精査しまして、足りない部分は補って、より積極的に発信していけるようにしたいと思います。

また、先ほど補助金のお話というのもありましたので、それもしっかりと研究をして、

使えるものは使っていきたいと思います。

○小野委員長 はい。それでは、関連ございますか。

田中委員。

○田中委員 ヒートアイランドに関連して、ヒートアイランド対策助成制度について、お伺いします。決算参考書の214から215ページ、主要施策の成果79ページ、事務事業概要71ページです。

これ、全体的なヒートアイランド対策・暑熱対策の推進というところでは、執行率は83.7%になっているんですけども、この助成制度のみの執行率は、実績として件数と助成額は書いてあるんですけども、執行率はどのぐらいになりますでしょうか。

○神河環境政策課長 予算額520万に対し、執行額196万4,000円、執行率は37.8%でございます。

○田中委員 ありがとうございます。

これ、過去に遡っての執行率というのは、どのように変化していらっしゃいますでしょうか。

○神河環境政策課長 過去の執行率でございます。令和5年度42.2%、令和4年度30.9%。

これぐらいでよろしいでしょうか。

○田中委員 これ、民間の方々にもこの対策をご協力いただく制度として、重要だと思っておりますけれども、こちらの執行率を上げる何か対策というか、お考えというのはありますでしょうか。

○神河環境政策課長 今回の令和6年度の決算における執行率につきましては、全体的に申請が伸び悩んだということがありますが、緑化に関する実績をつくれなかったということがございます。緑化は上限額が200万円であり、1件あるかどうかで、かなり執行率が変わってきます。そちらを、やはり、私ども、区としましては、緑化を推進していきたいので、緑化のメニューとしまして、昨年度7月からレインガーデンを、それから、今年度から菜園も緑化対象としたということでございます。

こういったことと、あと、制度周知に力を入れた結果としまして、今年度は、大変申込みが好調で、約9割の執行率を現時点で達成しているところでございます。今後も、建物の新築、改築等の緑化に係る事前協議等、そういった場を捉えまして、周知を行ってまいりたいと思います。

○田中委員 今年度すごく伸びているということで、すごいよかったなと思います。ありがとうございます。

お申し込みの多さというんでしょうかね、どのメニューが人気で、どこを強化していくとか、ありますでしょうか。

○神河環境政策課長 今回、やはり伸びて大変うれしく思っておりますのは、緑化に関するメニューがそれぞれ実績があるということでございます。新しいレインガーデンも、菜園も、それぞれ1件ずつ、通常の緑化につきましても1件ございまして、かなり前年度に比べるとよい結果になっているのかなというふうに思います。

○田中委員 それは、すごくいい成果だと思います。

それで、今後、もっと使いやすく、この助成金の条件とかを見て、区民の方でも、ちょ

っと使いづらいとか、申込みが条件によってできないとかというお話もありますので、なるべく区民の方々が使いやすいような制度設計にしていっていただいて、今年、もう既にこの時点で90%ということですので、予算をもっと増やしていただくとか、そういうご検討いただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○神河環境政策課長 ご意見ありがとうございます。

このヒートアイランド対策の助成だけではなく、区民の方に喜んでもらえる制度としては、省エネ建築物の助成制度というものもございます。こういったものにつきまして、周知をただいま工夫しながら図っているところでございます。先日も、まちみらい千代田のマンション協議会のほうに、こういった制度について説明してもらえないかというような形の依頼を受けたことなどもありますので、そういった場なども活用しながら、今後、周知をより強化していきたいと考えております。

○小野委員長 はい。それでは、こちらは、関連よろしいですね。

では、新しい次の質疑で、小枝委員、手が今挙がりましたけど、よろしいですか。

○小枝委員 はい。残っている、何でしょう、まちづくり4点セットでやっていいですか。

○小野委員長 4点セット。

○小枝委員 はい。（発言する者あり）明るく希望の持てるまちづくり4点セット……

○小野委員長 端的に。端的に4点行きそう。

○小枝委員 はい。

○小野委員長 お願いいたします。

○小枝委員 はい。まず、九段南再開発と地域貢献というところを言っちゃいます。

私は、これに関しては九段の地域の将来を決するものだというふうに思うんですけども、九段下の駅出口を出て、6番出口のところに生涯学習館がありますと。これ、この間、本会議の答弁で図書館が入るということをおっしゃっていて、附帯決議もやり取りがあったので、いいことだと思うんですけど、現状どうなっているのか。それから、日程的にいつまでにこれができるのか。今、どんな状況にあるのか。それから、ここは、割と、何でしょうね、子ども体験教室とか、子どもたちも元気に遊びに来ていたところでもあるので、それこそ、子どもの居場所みたいなものもあったほうがいいんじゃないか。もちろん高齢者もそうだけれども、その辺のところの調整が、一体、誰がどんなふうにやっているのかというところ、大詰めだと思うので、聞いておきたいと思います。

○小林財産管理担当課長 九段南再開発の再開発ビルへの入居施設の検討状況につきましては、本年4月の常任委員会のほうでご報告しているところです。現時点で、組合側のほうから権利床あるいは保留床の詳細が示されていないような状況ではあるんですけども、不確定なことを前提に検討を行っております。特に、保留床に関しましては、取得の可否も含めて、床の規模、金額などの詳細も明示されていない中での検討という形になっているところをご報告したところです。

そういった前提条件ではあるんですけども、現在の庁内での検討状況といたしましては、権利床に関しましては、既存の生涯学習館の機能更新を軸に検討していくこと。また、取得した場合ですけれども、保留床につきましては、現時点で床の取得ができるかどうかも含めて、組合のほうから詳細の明示がない中ではありますけれども、もし保留床が取得できる場合には、九段下エリアの区を中心に位置して、利便性も高い立地ということもあ

りますし、区に一つしかない機能、あるいは区民利用が多い施設、そういったものを配置することが望ましいという観点から、生涯学習館と連携が見込める千代田図書館等の配置の可能性について、検討を進めているということとしております。いまだ詳細が示されていませんので、前提条件ある中の検討という形になっております。

○小枝委員 それは、正しいというか、決まっちゃってから、組合側が示される前に区の考え方を持って交渉に当たるというのが、私も正しい姿だと思うので、そこはぜひ頑張っていて押していただきたい。

それから、これも交渉事なんでしょうけれども、はっきり言って、170メートルでしたっけ、非常に高層で、本来だったら、私は、今の時代情勢からしたら、いかがなものかと思うんですけども、そう言っているうちに、要求が入らないと、これまたよくないので、やはり千代田区として、この九段下エリア全体が非常にバランスのいい場所に、拠点になり得るような発想をもううんと固めていくときだと思うんですね。そうすると、例えば、区役所の中の非常に手狭過ぎる問題であるとか、そういうところも、本当にいつまでかかるのか、この九段の開発自体の日程も見えない中で、はっきり言って、延び延びになっちゃう可能性もあるから、暫定的な対応も考える必要があるのかもしれませんが、いろいろ本会議場では災害対策としての拠点機能ということも言いましたけれども、今、本当に本庁舎機能がどうあるべきか、開発に何を入れると一番いいのか、そして、子どもたちの視点、地域に住んでいる高齢者の視点、それらのことを、決まる前にしっかりと調整をやっていく必要があるだろうというところは、何か、今、遠慮がちに言っていましたけれども、しっかりと進めてもらいたいと思いますけども、いかがでしょうか。

○小林財産管理担当課長 遠慮がちに言ったつもりはなく、積極的に取りに行きたいという強い気持ちを持っているところではあるところはお伝えしておきたいとは思いますが、昨今、令和6年度だったかと、連合審査においても、再開発ビルに入れる機能については、様々ご議論いただいたものと認識しているところです。保留床の金額、面積、詳細が示されていないので、明確なことは言えませんが、区といたしましても、九段下、九段南、区役所が、本庁舎が存在する区の中心的な特別な場所であるというふうに認識しておりますので、この場所で床面積を確保できることが大変重要だと考えております。様々ご議論いただいているところですが、そういった点も含めて、積極的に交渉を行っていききたいというふうに考えているところでございます。

○小枝委員 1点目終わります。（発言する者あり）

明るく希望の持てるまちづくり4点セットの2点目に行きます。（発言する者あり）

神田警察通りとウォーカブルなまちづくりというところですね。ウォーカブルなまちづくりについては、私、これ、学生さん、ちょっと、今、神田警察通りと言ったんですけども、これは飯田橋の道の提案というのを学生さんから頂いたんですよ。こうした、何というんですかね、学生さんにとっては身近な道だから、飯田橋を描いてみたということで、先ほど来の心地よい道を造ろうということなんだけれども、ウォーカブルというところにシフトして、1点、質問させていただくと、区内は大学が多く、そして、共立もあれば、上智大もあれば、明大なんかは建築が当区にあるけれども、たくさんの大学があって、こうした学生さんたちがいろんなアイデアを持っていると思うんですね。車道を狭めて、昨日も御堂筋の話をしましたけれども、すごく御堂筋なんかははっきり分かるんですよ。あ、

10年だったら、みんな、車道が歩道になるんだという、広場になるんだと、すごく絵もはっきりしている、樹木もはっきりしている。こういうふうな、何というんですか、イメージを、東京という都市のイメージをより具体的にイメージしていく上で、学生さんたちのデザインコンペというのを1回やってみると、（発言する者あり）どこの道って、今、言っていないよ。どこの道と言っていないくて、どうぞ、アイデアを持ってきてください。それで、発想を豊かにしていく必要があると思うんですね。学生さんは、もういろんな情報を取扱い……

○小野委員長 小枝さん、熱い思いはすごく分かります。質疑をお願いします。（発言する者あり）

○小枝委員 なので、学生のデザインコンペをやってくれませんか。（発言する者多数あり）

○小野委員長 なるほど。

○小枝委員 はい。いいですか。

○小野委員長 はい。ご答弁をお願いいたします。学生コンペ。

○小枝委員 これ、ウォークブルの担当よ。誰。（発言する者多数あり）

○榊原エリアマネジメント推進担当課長 ウォークブル、歩きやすさというところと歩きたくなるという観点からの取組を進めているところでございます。過去、実証実験を3か年実施していて、今年度はウォークブルな取組を本格的に実施しているところでございますが、こういった観点からの事例というところでは、大学の方々から成るコンソーシアムが結成されておりまして、その方々が、道路の使い方について、実際にもうご提案も頂いて、実証しているといったような事例はあるところでございます。こういった道路の使い方という取組は、今、ご説明したとおり、既に事例もあるところではございますが、具体的に道路の設計に関することということになると、まだそこまで踏み込んだ……

○小枝委員 そうですね。

○榊原エリアマネジメント推進担当課長 取組がないのが実情かなというふうに認識をしております。

ちょっと、こちらのほうで担当するウォークブルというところだと、そこまで踏み込めるかというところもあるんですけども、道路公園課等々と相談をしながら、こういったことが実施可能かどうかということについては考えてまいりたいと思います。

○小枝委員 一生懸命やっというしゃるのは、よく分かっております。私のほうが提案申し上げたのは、デザインですね。やっぱりデザイン性というのが非常に重要で、土木的にはなかなかデザイン性といっても、そういったなかなか協議過程でもなかったかなというふうに思うので、そうしたまちづくり、空間のデザインのアイデアを豊かにしていくために、ぜひということで、申し上げました。

○小野委員長 はい。続いて、お願いします。

○小枝委員 で、次に行きますね。次。（発言する者あり）

そして、苦しい苦しい神田警察通りなんだけど、これは、Ⅲ期からは、多様な皆様と話し合っ進めるという答弁を重ね重ねされてきたというふうに思っております。そのところは、どこにおいても、同じ視点を持って、開かれた対話と調整を図っていくことこそが前に進むエネルギー、活力になるんじゃないかというふうに思いますけど、いかがで

しょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 神田警察通りのお話になりましたので……

○小枝委員 そうなんだよね。

○須貝基盤整備計画担当課長 神田警察通りにつきましては、協議会におきまして、10年以上21回にわたり、神田警察通りの沿道のまちづくりや道路整備について、その内容について、議論や検討を行ってまいりました。もうⅢ期以降につきましては、道路の整備の内容につきましてはもう決まっておりますので、よろしくお願いいたします。（発言する者多数あり）

○小枝委員 なかなか明るく希望の持てるまちづくりセットになっていかないんだけど、区民体育大会で、私以外の皆さんも、たまたま同じところでお聞きになられた議員さんが何人かいらっしゃると思うんですけども、明大通りのところの町会長さんが「小枝君、小枝君、ちょっとこっち来いよ」と言われて、あ、怒られるのかなというふうに思いながら、「はい」とかと言って行ったら、「神田警察通り、進めてやってくれよ」という言い方で、町会長さん、元だけれども、何とおっしゃったかというのと、「その明大通りにおいては、樹木については何でもいいと僕は言ったよな」と。「言ったからできたよな」と。私はそれ以上言わなかったですけども、要は、調整がされたんですよ。桜がいいところは桜、プラタナスでいいところはプラタナス、そうやってずっと進んだんですよ。そのところの対話と調整ということが、住民が希望を持って進められるまちづくりのキーワードでもあるし、また、これまでの答弁で何度も何度も約束されてきたことでもあるので、そうした多様な人々が参加できる対話と議論をしないと、もう本当に私としてはこれ以上つまずいてほしくないというふうに思うので、ぜひとも、かたくなにならないで、硬直化しないで、明るい気持ちで、常に全ての住民は等しく、平等なわけですから、そういうふうな意味では、その場を持っていただきたいということをお願いしたいと思います。

○須貝基盤整備計画担当課長 小枝委員のご意見、ありますけども、先ほども申し上げたとおり、もう、この整備につきまして、Ⅲ期以降につきましては、計画内容が決まっております、今後、これについて、協議会のほうで諮ることはございません。

○小野委員長 はい。関連ですか。

富山委員。

○富山委員 私も神田警察通りに関してなんですけれども、Ⅱ期工事が令和8年度秋頃にようやく完成する予定だということなんですけれども、同じく、令和8年度に、錦町三丁目には、高齢者、障害者の福祉施設が出来上がって、やっぱり出来上がってしまったら、そこを体の不自由な方だったり、車椅子の方だったりが多く通行されるということも予想されますので、少なくとも完成、施設の完成までには、周辺の、場所的にはⅢ期工事に入ってしまうんですけれども、その周辺の道路整備だったり、バリアフリーだったりも一緒に実現していただけると、区民の方も安心して施設を利用できるかと思いますので、よろしくお願いいたします。

○須貝基盤整備計画担当課長 本会議のほうでも部長のほうで答弁申し上げたとおり、委員おっしゃるとおり、Ⅱ期工事が秋、令和8年の秋ぐらいまでなると。その後、Ⅲ期工事のほうに、今のところ、Ⅲ期工事のほうに取りかかって、少なくとも錦町三丁目施設のそこまでの区間だけでも、施設の竣工に合わせた整備を目指して、鋭意努力してまいります。

○小野委員長 はい。（発言する者あり）関連ですか。

○のざわ委員 歩道の設備と拡幅で。

○小野委員長 関連。これの関連。

どうぞ。のざわ委員、どうぞ。

○のざわ委員 すみません。こちらも、ちょっと時短のため、早口にも。ちょっと同じ、かなり重なりますが、決算参考書222ページの目3、道路新設改良費の1、バリアフリー歩行空間の整備、223ページ、（2）歩道の設置・歩道拡幅整備、主要施策の成果96ページ、令和6年度予算の概要124ページで、ちょっと、今重なる部分もあると思うんですが、歩道の整備・拡幅、拡幅整備に関しまして、1、令和6年度の歩道の設置・拡幅整備の進捗の状況はいかがでしょうか。特に、②五十通りの近辺の方々から、歩道をカラー舗装でインターロッキングブロック歩道設置で、バリアフリーに対応して、歩道を広く造ってほしいとのご要望を頂いております。今後の検討、実現について、お聞かせください。よろしくお願いいたします。

○須貝基盤整備計画担当課長 2点のご質問です。

まず、令和6年度の歩道設置・拡幅の進捗ですけれども、令和6年度は、五十通りと清洲橋通り南ですね、そちらの設計を行いました。そして、工事のほうについては、完了が今年度になりましたが、神田駅ガード下の整備を行いました。五十通りにつきましては、バリアフリーですとか拡幅、その点につきまして、今、協議会のほうでご意見を伺いながら、整備内容をほぼ確定しておりまして、今年度に発注する予定でございます。

○のざわ委員 どうぞよろしくお願いいたします。

○小野委員長 それでは、引き続きセットをお願いいたします。小枝委員。

○小枝委員 戻りますね。基本は同じなんですよ。急いで施設ができるまでにバリアフリー工事をしてくださいと。明大通りの町会長さん、元町会長がおっしゃったように、明大通りはそのまんまプラタナスを保存したところもバリアフリーに、つまり、スピーディーになったわけなんですよ。だから、明大通りはできたのに、何で神田警察通りはできないのかという疑問は、やはり住民の中に残ってしまう。しかも、まるで、何というのかな、一本線、本当に線を引くようなやり方なんです。バリアフリーは否定しない、工事も否定しない。だけれども、木については、町会長はどうでもいいと言ったけど、どうでもいいということは、結局、僕は残したよねということを言っているわけなので、そういうふうなことも、全部とは言わない、ここの部分はというような調整の仕方をするによって、みんなが、何というのかな、泣かないで済むような、先に、未来に向かっていくという努力をやって、何というのかな、何で明大通りはできるのに、こっちはできないんだという問いに、一旦、答えてください。

○小野委員長 はい。じゃあ、ちょっと繰り返しなので、これ、まとめて答弁をお願いいたします。

○須貝基盤整備計画担当課長 これ、以前もご質問いただいて、神田警察通りと明大通りというのは、そもそも協議会ですとか、そういう仕組みが違っておりましたので、協議の内容、明大通りは街路樹に關しての協議会という形で進んでまいりました。神田警察通りは、沿道のまちづくりですとか、道路全部、一気通貫したところでの協議をしてきたものでございます。ですから、ちょっと比較にはならないということでございます。

○小枝委員 ここは、もう平行線になるのは嫌なので。

○小野委員長 はい。次。

○小枝委員 ただ、これは、今のは、答弁は答弁にはなっていない。委員長としては、本当はちゃんと答弁を求めていると思うんですね。やっぱり調整しようという気持ちがある、あって向き合うのか、いや、もう、私から見たら、やっぱり職員というのは権力なんですよ。大きな権力、そして、最後は大きな区長であったりとか町会長であったりとか、巨大な権力の下にそれを行行使っていく、予算も幾らでも、はい、弁護士、500万、何なら1,000万でもいいよと、できちゃうわけですよ。それに対して、区民はもう身銭を切っている。そういうふうなやり方をこれからもやってはほしくない、この状況の中で、いい答弁が得られないであろうことは、かえって全体に苦しみを生んでしまうので、一旦、ここは、ここまで押しとどめますけれども、どうか、心の中で、何らかの調整なりできないのか。そして、そうすることによって、より最大多数の幸福になっていく道づくりということができないのか、それについては、引き続きの、私は努力をお願いしたいと思います。

ということで、答弁は、答弁というよりは、（発言する者あり）そのまま関連で、駿河台地区まちづくりに行きます。そのほうがいいですか。

○小野委員長 はい。

○小枝委員 あ、そう。

○小野委員長 どうぞ。または、ほかの方を挟んでからにしますか。

○小枝委員 関連があれば。

○牛尾委員 関連……

○小野委員長 関連。牛尾委員。

○牛尾委員 警察通りですけれども……

○小野委員長 端的にお願いします。

○牛尾委員 はい。端的に行きます。

そういったことでは、また同じような状況が生まれますよ。住民の方の、やっぱり意見も吸い上げていくという姿勢をぜひ持っていただきたいということだけ、指摘をしておきます。

○小野委員長 はい。ご意見ですが、何かご答弁ございましたら、お願いいたします。（発言する者あり）

○須貝基盤整備計画担当課長 方針としては変わりませんが、ご指摘として受け止めさせていただきます。

○小野委員長 はい。小枝委員。

○小枝委員 そのまま駿河台地区まちづくり、4点目に入ります。

これは、先ほどの明大通りのところも含んでいくんですけれども、事務事業概要の中で、何ページだったかな、89ページか。事務事業概要じゃなくて、主要施策の成果がありました。それで、ここは、学生さんが増えたことによって、道が狭くなって、傘も差さないよということで、歩道を拡大して、道の改良をしたというような現在にありますけれども、御茶ノ水駅を周辺とするかなり大きなエリアで協議会をつくっているんです。そして、そ

の協議会は、もともとは、どちらかというと、淡路町のワテラスであるとか、ソラシティであるとか、それから、御茶ノ水駅舎の建て替えとかというところを中心にやってきたので、それ以外のところというのは、ほとんど議論ができていないままの状態にあるということです。

質問いたしますのは、この89ページのところも駅舎改良しか書いていないんですけども、令和7年、8年は、引き続き協議調整を行いますというふうになっているんですけども、どんな協議調整しているのか、必要に応じて、これ、もう20年ぐらいたっていると思うので、ちょっと、もう少し何でしょう、それこそ、多様性を基に、地域エリアを少しシフトして活性化していく必要があるんじゃないかということをお伺いします。

○淀谷神田地域まちづくり担当課長 神田駿河台地域まちづくり協議会につきましては、平成17年の2月に設置されて、これまで、特に、JRの御茶ノ水駅に関して、バリアフリー的な課題であるとか、そういったものを中心にして、協議会として取り上げてきております。一方で、駅周辺の開発動向等も協議会の中で議論しながら、情報提供と、また、開発に求めていくものが何なのかというところについて、これまで40回の協議会を行っております。最新の協議会としましては、今年の4月に開催をいたしまして、まさに、JR御茶ノ水駅の聖橋工事の、聖橋口の部分が駅広部分が開設されるということで、そちらについて、JRのほうからご報告を頂いたということです。

今後については、基本構想も、こちら、神田駿河台地域まちづくりとして、基本構想を策定しておりますが、そちらの点検だとか、そういったものをして、引き続き、協議会を運営していくかどうかについても、今後、議論をしていきたいというふうに考えております。

○小枝委員 まさしく20年たっているということですよ。それで、もう、今、直近の会議という予定はありますか。その会議の予定があれば、なければいいで。

○淀谷神田地域まちづくり担当課長 前回、4月に第40回を開催したということで、今年の秋以降にちょっと作業した結果を報告するという形で、協議会を開催したいというふうに協議会のほうには伝えてあります。

○小枝委員 少し、やっぱり、これがいろいろなトラブルの私は原因になっていると思うんですけども、進みが、物すごく、やるべきときにやらないで、過ぎてしまって、物事が動かなくなってしまった段階で、どうしますかというふうになることが多いんですね。課長、ご多忙過ぎて、あちこち出ていく力の、何というか、余力はないと思うんですけども、実際、まちづくりは早い段階からオープンなテーブルをつくるのがよいので、特に駿河台下のところの小川町のスポーツ街の広場のあるところと、それから、こちら側の三角の再開発は、一応、今、進んでいるんでしょうけれども、その背後の猿楽町であるとか、そうしたところはまだ地区計画もかかっていない。今回、明大通りのところで、区長がカザルスホールの保存活用、利活用していくということになって、動き始めると思うんですけども、先ほど申し上げたように、学生数が増えたがゆえに、非常にまちも、住民は傘を差して上がることができないというような混雑になってしまって、そうした中で、ここ、地区計画がかかっていない、地区計画がかかっていなくて、地下道を造ろうなんて話もあったんですけども、地下道もできそうにもないというと、やっぱりキャパシティとか容量はオーバーしちゃうと、またもめごとと不快なことになってしまうので、開かれた議論

できるテーブルを区のほうもつくっていく必要があるんじゃないかというふうに思うんです。とりわけ大学が含まれているというのは、非常にラッキーなことなので、山の上ホテルも保存されて、非常にいい形で進んでいるわけですから、ただ、やはり、あまり過密で集中してしまうと苦しくなってしまうので、中野のほうから校舎を一括するというようなことも、ホームページ上はオープンされています。なんですけれども、一体、どういうふうにしていくことが、どちらにしても、地区計画をつくるんでしょうから、それって、too late、もう遅過ぎるというふうにならないように、いつも遅く過ぎちゃっているんですよ。遅過ぎない範囲で、みんなでここにこ笑えるようなテーブルをつくっておく必要があるんじゃないかというところを、宿題で申し上げておきたいと思います。いかがでしょうか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 神田駿河台地域につきましては、基本構想という形で、一定のエリアが示されておりまして。その中で言われていた猿楽町についても、区域内に入っているというところで、当然、その中で地域の方々から、また、地権者の方から、地区計画のご要望があれば、我々としては、そこら辺について対応していきたいと思っております。積極的に区からかけませんかというようなアプローチがいいのか分かりませんが、地区計画の必要性があれば、区としてもお話をしていくというような姿勢でございます。

○小枝委員 そうしますと、まだ何の話もないよということですね。分かりました。必要があれば、テーブルをつくるということですので、その方向でお願いしたいと思います。

続けて、4点目に入ります。商店街の維持再生というのは、これは地域振興のほうでやったほうがいいですかね。（発言する者あり）

○小野委員長 いや、まちづくりで加わっても……

○小枝委員 いえ。後でも。

○小野委員長 いいですよ、やってもらって。

○小枝委員 そうですか。

○小野委員長 はい。

○小枝委員 そしたら、これも、非常に端的なことなので、（「質問ね」と呼ぶ者あり）すずらん通り商店街、すずらん通り商店街のところがだんだん歯抜けになってしまっていて、歯抜けというのは、マンションがすんと建ってしまって、1階が、何というんですかね、もうマンションの入り口になっちゃう。そうすると、商店街って、やっぱり連なってこそ商店街なのに、もう連ならなくなっちゃったら商店街じゃなからうということで、幾らいろんな豊かな活性化策を頑張ってくれていても、やっぱり、まちがそうになってしまうと困るという問題が発生していると思います。今、不動産の動きがちょっと動き始めていて、これ、ど真ん中のところでこれが起きちゃうと、もう本当に困るということは、区のほうも重々承知だとは思いますが、本当だったら、条例でもつくって、ルール化したら、間違いなく、もう法人化された商店街ですので、法人化された商店街に開発計画については相談してくださいよというふうな手続があれば、何らかの、別に、上に何が建つかは、もう、それは区民が住める住宅だったらいいなとか、いろいろありますけれども、下はどうするかということに関しては、やっぱり協議の対象にしていくということは、区のまちづくりにとっては必要なことだと思うんですけど、そこは、ご認識を伺っておき

たいと思います。

○吉田地域まちづくり課長 すずらん通りの1階も含めて、そういった歯抜けになってしまっているような状況といったところで、まさに、今、神保町の協議会のほうで、すずらん通りも含めて、神保町の中でまち並みを再生していくような区域の検討を行っているところです。すずらん通りについても、今、その区域の検討範囲としておりますので、なるべく、そういう神保町らしい用途というか、そういったものが入ってくるようなハード面での計画というふうなものを早めにつくっていきたいというふうに考えております。

○小枝委員 長期的には、そういうことなんですけれども、経済は日々動いておりますので、まちづくりの流れの——千代田区にはまちづくり条例がありませんけれども、区の窓口のほうには、多分、一番最初に何かしようと思って来る窓口は、環境まちづくり部の建築指導課なんじゃないかなと思っているんですよ。あ、違ったら違うと答えてくれれば。どこが最初にジャッジするのか。

○小野委員長 はい。質疑ですね。

ご答弁できますか。

○武建築指導課長 今の窓口ですが、環境まちづくり部には、建築指導課もあれば、いろんな用途地域の相談もありますので、様々というお答えということでございます。

○小枝委員 私が言っているのは、誤解しないでほしいんですけども、建築紛争になる前に、何か中の開発の届出があったときに、調整をするような、意図的な——今は条例がないから、気遣いか、心遣いしかないんですよ。あ、ここは商店街なんですよ。だから、こういうふうに連なる商店街を守っていききたいという考え方があるので、ぜひ、商店街と調整してもらえませんかとかということをする気がある、ない。

○小野委員長 はい。質疑ですね。

ご答弁、可能ですか。

ちょっと、一旦、暫時休憩いたします。

午後4時03分休憩

午後4時05分再開

○小野委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まちづくり担当部長。

○加島まちづくり担当部長 私たちも、小枝委員言われるような、すずらん通りにそういうものは建ててほしくないといった思いは一緒です。ただ、今、現在の中で、私たちは法の下に執行していますから、その中で区が無理やりということもできないといったようなところが事実です。ただ、先ほど担当課長がお話ししたように、神保町の協議会有り、地区計画を定めていく前に、街並み再生方針ということで、しゃれ街の、そういったところのやつを東京都さんと打合せをしてやっているの、街並み再生方針の中にしっかりと書き込んでいきたいなと。そういったことをやっていけば、地域の方々も総意の下、それを造るということですから、何かあれば、地域からもご意見いただき、区としても街並み再生方針でそういうものがかかっているという指導というんですかね、そういうのはできるかなと。よりそれを、何というか、制度化するには、地区計画、先ほど言ったような地区計画で、1階は店舗だとか、そういったものに——上に住宅があったとしても、1階は店舗を入れていただくとか、そういったものにしていきましょうよだとか、そういっ

たところをしっかりと位置づければ、今後出てくるものに関しては、そういった調整ができるのではないかとこのように考えております。

○小野委員長 小枝委員。

○小枝委員 そうですね。思いは同じというところでしたので、（発言する者あり）思いは同じというところ。一緒だね。なんで、ただ、あるところでは、商店街条例みたいな、府中だったかな、幾つかのところでは商店街を定義する条例があって、千代田区にはそれがないんだという話を聞いたんですね。ちょっと私も十分勉強不足なんで、あれですけれども、その条例があるところはしっかりと開発計画があったときには、すぐ商店街のほうに紹介をするというか、回覧をするような流れになるということらしいんですね。そうした自治体もあるわけですから、千代田区もやはり後れを取らずに、よく、もう最近、too lateと、遅過ぎるという言葉がすごく耳についちゃって、いろんなところで言われるので、もうこの問題でtoo lateにはなってほしくない。もう思いは同じということなので、そのことをお伝え申し上げて、私のほうも、しっかりと調査、勉強いたしますので、意思疎通させていただけたらというふうに思います。

○加島まちづくり担当部長 再開発とか進めているときに、逆に早過ぎるというふうに言われているところもありますので……（発言する者多数あり）

○小枝委員 それは遅過ぎる……

○加島まちづくり担当部長 まあ、そんなに遅くはないかなというふうに思っています。

○小枝委員 知らしむ……

○加島まちづくり担当部長 商店街の条例に関しては、ちょっと我々何とも言えませんが、先ほど言ったとおりで進めていきたいというふうに考えております。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、これは関連じゃなくて、のざわ委員、お願いします。

○のざわ委員 電線類地中化につきまして、2問、続けて早口で。

決算参考書222の目3、道路新設改良費の1、バリアフリー歩行空間の整備、223ページ、（1）電線類地中化の推進、電線類地中化の推進に関しまして、①令和6年度は、神田駅周辺は電線類地中化等で、車の300円パークイングの設置希望、道路整備工事につきまして、一部地域で、路側帯幅員要る、要らない等々のいろんな意見がありますが、その調整の進捗はいかが。②多町大通り南及び周辺路線の電線類地中化及び道路整備だけでなく、神田駅周辺の今後の電線類地中化及び道路整備、地域まちづくりの推進の予定はいかがでしょうか。どうぞよろしくお願いいたします。

○須貝基盤整備計画担当課長 ただいまのご質問は、多町大通り南周辺地区の話だと思いますが、協議会の中で様々なご意見を頂きまして、現在、交通管理者など、関係機関と調整をしているところでございます。可能な限り頂いたご意見を反映していく予定でございます。

もう一点の質問ですけれども、現在のところ、当該箇所以外では、神田駅周辺の電線類地中化及び道路整備の予定はございませんが、地域のご要望を受けながら、事業を進めてまいります。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 のざわ委員のご質問の中で、神田駅周辺のまちづくりの動きというご質問がございましたので、私のほうからお答えさせていただきます。

現在、神田駅を挟んで西側と東側で、それぞれ地元主体のまちづくりが検討されている状況です。また、そういった中で、ご指摘あった地中化の推進、北口エリア以外の部分について、そこら辺につきましては、まちづくりの動きと連動して検討していくことが効率・効果的であるというふうに考えておりまして、まさに、今年度、神田駅周辺の検討業務ということで、予算をつけて取り組んでいる状況です。

○のざわ委員 どうもありがとうございます。調整等、とても大変だと思いますが、意見もいろいろあると思いますが、全員、皆様のパレット、最適な満足を目指して頑張っていたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○小野委員長 はい。それでは、はやお委員、お願いします。

○はやお委員 外神田一丁目開発の遅延と万世会館管理機関、町並み形成計画との整合性。質問してよければ、入ります。いいですか。

それでは、まず、きっかけということは、令和6年の中で計画が進んでいたということは間違いありませんが、今回、万世会館の指定管理者、これは直に関係ないんですが、5年ということで、議案として9月29日に可決すべきものとして決定されて、令和8年4月1日から令和13年の3月31日まで指定管理が決められたと。指定管理が決められたことは、それは結構な話だけど、一応、その中身で、この再開発のことについては、どういう進捗になっているのかということは、横にらみしなくちゃいけないよねといったときに、今のところ、これについては、指定管理業者には話をしていないということだったので、そこで、じゃあ、スケジュールはどうなっているんだということで、資料要求をしました。

そこで、ポイントとしては、令和13年まで何も動かない、計画は動くんだろうけれども、具体的に、この外一のほうの計画というのはどうなっているのか。それを、先ほどのポイント、スケジュールのポイント、ポイントのことについて、資料の説明をお願いいたします。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 本日、追加資料5という形で、外神田一丁目の再開発について、既設で使っておりました資料に追記した形で資料をご用意させていただきました。

今回、スケジュール、進捗が分かるということをお示すために、黄色のマーカーがついたところをスケジュール感として追記しております。

再開発というか、外神田一丁目の都市計画につきましては、地区計画が令和5年10月13日に決定、令和6年3月15日に再開発事業の都市計画及び建築条例の告示を行っております。それ以降、まさに準備組合のほうで都市計画決定したことによって、本格的に設計だとかが進んできているという状況です。今現在は、赤い破線で示しておりますが、現在という三角印で示しております。この位置に現状おるところです。

市街地再開発事業全体の流れについては、準備組合のほうで調整の検討を進めている状況の中で、左から2列目の千代田区（地権者）というところで、今般、再開発事業区域内にございます清掃事務所及び万世会館の機能更新を再開発でどう実現していくかというところで、施設条件の整理を今現在行っているところです。その後、青い破線をまたぎまして、準備組合としましては、来年度中に、令和8年度中に再開発事業の組合設立事業認可を行いたいというところで、今、鋭意努力、調整をしているというところです。その後、

下のほうに行きますが、権利変換として、令和11年度中に、目標としまして、権利変換認可を東京都から頂いた後、工事解体着手に入っていくというところで、令和12年度から解体・新築の着工を目指しているという状況です。

その中で、現万世会館につきましては、令和13年度以降に解体を行っていくという状況で、準備組合からはスケジュール感を示されているという状況で、資料の説明は以上になります。

○はやお委員 ありがとうございます。また、資料作成についてご協力いただきまして、ありがとうございます。

このところで、一番大切なことは、万世会館が、今回、普通であると、こういう公共施設、難しい施設が二つ、つまり、万世会館、並びに、結局は清掃事務所ということなんですね。それを、もう決まったことですから、とやかくそこところは話しませんけれども、結局は再開発法を使って、機能更新をするという初めての試みであるということを、やっぱりよく確認していかなくちゃいけないことだと思うんです。地権者でありながら、我々、千代田区は機能更新を再開発法によって対応すると。

そこで確認をしなくちゃいけないのが、前座ですけれども、遡るつもりはない。まず、みらいプロジェクトでは、もう既にないと言っているけど、大規模修繕をするか何かの、もしくは、機能更新するということについて、2016年に、結局は、基本構想を整理する予定であった。でも、それはもう昔の話です。じゃあ、今度は、どこに計画が求められているのかなって、機能更新のあれを。それを見ると、公共施設等総合管理計画については、この再開発法によって対応するという線引きしか書いていないんですけど、この辺というのは、それで間違いないのか。特に、スケジュール感について、計画等々については何も書いていないのか、お答えいただきたい。

○小林財産管理担当課長 ただいま委員ご指摘のあった公共施設等総合管理計画のほうでは、10か年の計画を載せているところですけども、こちらについては、機械的にこういう改修、こういう建て替えが何年間隔で計画されていますというものを載せているものでして、そのとおりに、何というんでしょうね、現実がそのとおりになるというのは、ちょっと正確ではないかもしれないんですけども、機械的に、何というんでしょうね。

（発言する者あり）それぞれの更新時期に合わせた形で計画を立てているといったような施設の改修計画という形になっています。

○はやお委員 そういうことで、計画について云々かんぬん、これは、あくまでも概要的なことだと、それは認識していますよ。だから、計画というのは変わるものであって、でも、そこはどういうふうに進んでいるかって、何が必要かって、その一度決めたスケジュールって何にあるかといったらば、大規模修繕か、機能更新しなくちゃいけないという考えの下での計画なんですよ。そうすると、何かというと、もう、先の令和、完全に機能更新をするためには、令和12年解体予定ですから、それまではもたせなくちゃいけないということなんで、以前の議案審査のときは、答弁いただいたのは、それは指定管理が修繕を持ちますと言ったんだけど、いや、それは違うだろうと。大規模修繕だったら、うちが持たなくちゃ駄目だろうという話があったときに、ちょっと答弁についてのかみ合わない結果で終わっているから、でも、そうはいいながらも、指定管理はもう入れなくちゃいけないということで、可決すべきものにはしています。だけど、このところについて、

修繕という点については、どういう状況になっているのか。施設経営のほうなのかどうか、そして、また急ぐんで、修繕の状況を含めて、場合によっては二重投資になりますからね。その修繕に対して、幾らかかっているのか、お答えいただきたい。

○赤海コミュニティ総務課長 今、2点ございました。一つ目は、議案審査を頂いたときの修繕のどちらがどうということでのご答弁、申し訳ありません、ちょっと舌足らずな答弁をさせていただきました。そちらに関しましては、募集要項等々においても、指定管理者の指定管理費——失礼しました、資本的支出に該当する修繕ですとか、設置工事等が必要となる施設と一体的な備品の修繕、それ以外で60万円以上の修繕に当たる場合には、区側が負担するということになってございますので、先ほどご指摘いただいたようなものに関しては、基本的に区のほうで負担をするという状況でございます。

2点目のこれまでの大規模修繕の状況でございますけれども、直近のもので申し上げますと、幾つかございます。平成23年に空調機更新と給水ポンプの交換を行っております。それから、平成25年に昇降機、エレベーターの改修工事、それから、平成27年度にやはり照明設備と外壁・屋上防水ほか改修工事というものを行っております。また、今の申し上げたもののほかに、平成24年度と25年度におきまして、各回分けてですけれども、床ですとか壁、天井の改修工事を行ったという履歴がございます。

○はやお委員 私は、ほら、金額で二重投資にならん——なったのがどうのこうの言っちゃって、もう終わっていることですから。でも、どのぐらいかかっているか。そして、また計画がこうやって遅れるということに関しての、やはり、区側の認識なんですよ。やっぱり遅れることによって、修繕が発生して、場合によっては、そこで機能更新が終わっていれば、お金がかからなかったって可能性があるわけです。でも、このところの年数から見ると、かなり前ですから、ちょっとその辺は無理なのかもしれない。今聞きたいことは、この修繕費の金額、総額で結構ですよ、幾らかかっていたのか。そして、これによって、当面の大規模修繕は必要か、必要でないかのことだけ教えてください。

○赤海コミュニティ総務課長 まず、1点目でございます。先ほどご答弁させていただきました改修工事等々におけます総計、総額程度でよろしいでしょうか。

○はやお委員 いいです。

○赤海コミュニティ総務課長 はい。総額で申し上げますと、おおむね7,510万円程度となっております。

それから、更新の状況といたしまして、私どもで聞き及んでございますのが、外壁ですとか防水に関しては、20年から25年程度というふうに聞いております。また、空調ですとか照明設備は、やはり20年程度というサイクルというふうに聞いてございますため、先ほどご紹介、ご答弁させていただきました改修工事から、まだ当面の間は大丈夫ではないかという認識に立つものでございます。

○はやお委員 大規模修繕が7,000万ぐらい、7,500万ぐらいやっているんで、当面の間はいいということ、これは理解しました。でも、7,500万がかかっているよと、そういう状況の中で、どういうふうな視点で考えて、また、場合によっては、延びれば、エレベーターとか、特に空調設備のところというのは、10年ぐらいで場合によっては変えなくちゃいけないことも出てくるだろう。そこは横にらみしていただいて、どうのこうの言うつもりはありません。こういうところが、結局は、機能更新のあれが遅れば、こ

うということになるということを押さえておきたいと思います。そして、何があと一番大切かって、このスケジュール。僕、逆に言うと、初めて見るぐらいありがたい資料だと思っています。かなり厳しいスケジュールではないのかなと思うぐらいです。

と申しますのは、まず一つは、確認したいのは、結局、ハードルとして越えなくちゃいけないのが三つあると思っていますよ。一つは、この事業費を拡大するということなんです。つまり、何かというと、当初は、結局は、建築費とか労務単価費が上がっているということで、建築費等々については1.3倍で計算して、2年前でしたかね、確認をして、懇談スタイルでやりました。だけど、今現状、幾らというふうに考えているのか。それは、逆に、業者に聞かなくちゃ分からないよ。それじゃ困るんです。何かといたら、地権者であり、機能更新を、この二つの機能を変えるという立場からしたときに、その見通しをどういうふうに踏んでいるかというのは確認していただかななくちゃいけない。この問題は一つです。

あと、もう一つは、それは一つ答えていただきたい。あと、もう一つは、先ほども言った同意率なんです。結局、今、3分の1——あ、3分の2にならなくちゃいけないという中で、状況がどうなのか、そして、何が困るかということ、結局は、地権者の中に国、都、そして、区が入っているんです。都と国のほうは、そっちのほうに賛成するとか何かという対応はできないというのが、基本的に公の立場なんですよ。千代田区は、場合によっては、こういう対応になっているのは、機能更新をしなくてはいけないという立場からしたら、当然、賛成の立場であろうと。でも、結局は、民間が3分の1——ゆったりあれば、それでいいですよというのは何かといたら、3分の1がもし反対になっていたら、で、千代田区の賛成の同意率で、結局は反対している人たちの土地を収用する。つまり、買い取ってしまうような形の流れになるんです。だから、ここの同意率というのは非常に大切なところで、この辺のところの今の進捗はどうなっているのか。

そして、最後、あれというのは、しゃれ街条例なんです。そこで確認したいのは、しゃれ街条例で、インセンティブは幾らぐらい上がるのか。200%なのか何なのか。そして、このしゃれ街条例というのは何かといたら、どういう条例で、そして、また、これは私が調べたところによると、5年間、それで動きがないと、もう一度再申請だという形になっているんです。その辺のところの見通しと見解を明確にお答えいただきたい。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 今、3点ご質問いただきました。

まず、事業費、再開発、外神田再開発におけます事業費が今どういう状況になっているかということです。こちらにつきまして、今、設計内容を大幅に見直しているという状況です。その中で、当然、都市計画の範囲内での変更という部分ではございますが、そうした中での設計の見直し関係の作業を行っております。それに対して、どれぐらいのお金がかかるのか、施工方法としてこれが最適なのか、もっとできるのかということで、今後、ゼネコンの事業部協力も頂く形で、設計精度を高めていくというふうに聞いております。そうした中で、現段階で資金計画が示されている状況ではございません。

2点目の同意率につきましては、今日示した資料5の中段、破線部の、青い破線部の下に同意書の提出ということで、やはり事業計画、組合設立、認可申請をする段階では、地区内権利者の頭数及び借地権者の頭数上の3分の2以上及び面積3分の2以上の同意がなければ、組合設立認可申請ができないという状況です。

こちらについて、今、ちょうど1年前ですね、同じ決算委員会でご質問、同意率状況をご質問いただきましたけども、それから具体的に数字が動いているというふうにはつかんでおりません。

3点目のしゃれ街につきましては、これ、容積率がどれぐらい緩和されたかというところですが、基本的には、トータルで、外神田一丁目地区については、1250%に容積率の最高限度を指定したということです。それを配分するか、川側街区と北側三角街区に配分する形で、均整化したというような状況です。具体的には、容積評価としては450%の評価という形になります。

しゃれ街がどういう条例かというところですが、こちらについては、自治法に基づく東京都の条例というところで、何かの法律に、都市計画等の法律にひもついた条例ではございません。5年間の再申請取下申立ての規定、しゃれ街条例の15条のことを言われているのかなということです。都市計画決定後5年を経過したら、一定の権利者数をもって、都市計画の廃止の申出をすることができるという規定が、しゃれ街条例の15条に規定されているということです。こちらについては、東京都決定における再開発促進区の地区計画において、そもそも再開発の地区計画の決定後、地区整備計画を地域側が提案、申出した場合に、改めて5年経過した後に、都市計画決定後、再度、事業がもし進まない場合については、5年経過したら取下げの申出をすることができるという規定なんですけど、今般の外神田一丁目地区については、東京都が決定した地区計画でもございませんので、こちらについては適用されないというふうな認識です。

○はやお委員 じゃあ、しゃれ街の件、確認します。

今回、5年ということについては関係ないということで、もう一度、確認です。そうするとすると、特段、再度申請する必要がないのかどうか、もう一度分かりやすく、そのところ。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 先ほども答弁いたしましたが、ちょっとうまく答弁ができなかったのかもしれませんが、しゃれ街条例の第15条におきまして、地区整備計画の廃止の申出というタイトルになっておりますが、計画提案、または、案の申出を踏まえて定められた再開発等促進区に関する地区整備計画区域内の土地所有者等については、5年を経過している、または、地区内の土地権利者の2分の1を超える同意をもって、都市計画の廃止の申出ができるという形で規定されておりますが、こちらについては、あくまで計画提案、案の申出を踏まえて定められた都市計画、再開発地区計画に限るという形になっておりますので、今回の外神田一丁目地区については、その提案、案の申出に基づいたものではございませんので、こちらについて、適用することはございません。

○小野委員長 はい。はやお委員、まとめていただけますか。

○はやお委員 ごめんなさい。いや、確認だ、確認。まとまっていなくて、（発言する者あり）ちょっとごめんなさい。そういう、（「おかしい」と呼ぶ者あり）おかしいよ。

○小野委員長 ううん。だから、確認。

○はやお委員 そのところについて、ここは、また私のほうももう少し調べます。というのは、このところのスタートで、なんで、並行で確認することはないと思っているんですけど、都市計画決定の告示が、地区計画については、令和5年10月13日ということとを起点にすれば、先ほどの令和10年になるけど、それが関係ないよということについ

ては、一応、今日、答弁で認識しました。だから、そこについて、議論するつもりはありません。

あと、もう一つ、事業計画のところ、まだですよという、こういう話なんですけれども、懇談スタイルで、1.3倍のところ、130%のところで行ってきました。けども、そのときに、あのときは、もう既に、一応、懇談のときはあんまり内容をオープンにしてはいけないということだったんですけれども、許されたことは何点かありました。それは、階高、つまり、高さを、ビルの高さを低くすることによって、何ですかね、鉄骨のあれを減らすというやり方。それと、あと、外部について、少しリーズナブルにするという話だった。でも、もう、もし、例えば、今、昨今言われている2倍、2.6倍なんて話になったときに、そういう程度の対応でできるのか否かということをもう一度お答えいただきたい。

これは、あれですよ、デベロッパーのほうの問題じゃないですよ。そしてまた、今、先ほどゼネコンの話があったんですけど、これが吸収できる対応なのかどうかということ、現実路線でどうなのか、今、どういう検討をしているのか、お答えいただきたい。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 資材高騰、建築費高騰に伴っての事業がしっかり履行できるのかというご不安の中からのご質問だと思っております。確かに、全国的に工事費高騰、これ、再開発事業、外一だけじゃなくて、ほかの事業も影響を受けるということが想定されます。その中で、まさに、今、どれだけ世の中で言われている上がり幅を圧縮できるのかというところ、また、コスト的にどういう部分が効果的に下げられるのか。ただ、一方で、機能的に低下というのはよろしくないということも懇談会であったかと思いますので、そちらについて、今、まさに、こちらについては我々も示せば示したいというところですが、現在、数値的にお示しできないというのがお答えになってしまいます。○はやお委員 まあ、そういうことなのかもしれない。でも、現実、これ、どこか、この辺のところで判断をしなくちゃいけないというときは、普通は経営的には出てくるんですよ。何でそれを言うかということ、同じデベがやっている中野サンプラザのケースを見ると、もう既にそれを諦めているわけです。諦めたわけです。で、違う形に行った。そのところの判断が、現実、今出ているという例を考えたときに、今はすぐ判断できないという答弁かもしれないけど、じゃあ、いつ頃までに何かその辺の判断をするのか。ただ、突っ走らんかというような話なのか。そのところについては、悩ましいのは、民間だけでやっている再開発ではないということなんです。我々も、千代田区も地権者であるという悩ましい状況の中で、どういうふうに判断をするかということについて、どう考えているのか。僕は、悪いけど、これについては、きちっとした条例部長なりなんなりが答えなくちゃいけないことだと思いますよ。お答えください。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 また資料のほうに戻りますが、今後、事業計画が当然資金計画も含めて定まってまいります。それによって、千代田区のみならず、全地権者に対して、権利変換条件の概略が示されます。これがちょうど青い破線で囲まれた条件等の提示①というところになりますが、当初は、都市計画決定後1年から1年半後にそういった提示をするということでしたが、来年度中に行うということですので、千代田区だけでなく、エリア内の関係地権者に対して、権利変換条件がまずどういうふうに出てくるのか、それに対して、同意が3分の2集まるのかどうかというのは、当然ございま

す。ただ、資金計画上、支出が上がった部分をどう抑えて、また、収入の部分でどう相殺していくのかという部分については、いろいろまだ余地があるのかなというところですので、そこら辺については、もうしばらくお待ちいただければと思っております。

○はやお委員 もう、これ、最後にしますけど、私が言っているのは、じゃあ、この青い線の点線ですよということだったら、じゃあ、いつ頃なんですかということなんです。同意率について、なかなか厳しい中で、1年やっても上がっていないんですよ。そうしたときに、これについて、答えられなくても、僕は、今、担当課長が答えることではないと思っています。きちっと参事級が答えるべきじゃないんですか。

○加島まちづくり担当部長 内容に関しましては、ただいまの担当課長が申し上げたとおりで、間違いはございません。今、再開発全般で、事業費もあるんですけども、施工者、そこがなかなか見つからないというか、それが一番大きいというのがこの外神田。千代田区ですし、外神田なので、秋葉原というような形で世界のアキバとも言われていますので、魅力ある建物、空間というのは、必ず、これ、できるというふうに我々思っています。そうなってくると、やはり千代田区としての価値というものはあるわけですから、再開発事業は、我々としては成り立つだろうというふうなものはあるんですけど、先ほど言ったように、ゼネコン、施工者がなかなか決めかねるといったところがありますので、そういったところも多少時間がかかっているというふうなところなので、そこら辺はちょっとご理解いただければなというふうに思っております。

最終的には、この破線のところを踏まえて、事業計画認可という形になりますので、先ほど言ったような外神田一丁目の魅力ある空間整備に関して、議会のほうにもご説明をさせていただき、進めさせていただきたいなというふうには思っておりますので、ちょっと時間がかかって大変申し訳ございませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○はやお委員 はい。いいです。

○小野委員長 はい。こちら、関連はよろしいですね。

それでは、ほかに質疑ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは、環境まちづくり部所管の項目について、総括質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後4時39分休憩

午後4時52分再開

○小野委員長 委員会を再開いたします。

地域振興部所管の項目について、総括質疑を受けます。挙手をお願いいたします。

おのでら委員。

○おのでら委員 物価高騰対策について伺います。その中でも、千代田区暮らし応援ギフトカード事業、こちらについて伺いたいと思ひます。

まちの方からお話を伺うと、5,000円以上のものを買うときにギフトカードを使うですとか、あるいは残高が5,000円を切っていたときにそれ以上の金額のものを買おうとしたときに、使えないというようなお声をたくさん頂いているわけなんですね。最初にギフトカードをお送りいただいたときの冊子にも、こうやったら全部残高を使えますよ

とご案内はあったものの、やっぱり高齢者の方を中心に、現金併用ができないという声を頂いております。

先日の常任委員会でも、スーパーでの利用が多いということなんですけれども、そのスーパーの中でも、例えば麴町地区のスーパーであつたら現金との併用ができるですとか、あるいは和泉町のほうのスーパーですと、最初は現金との併用ができたんですけども、最近はできないよとか、かなり混乱が見られるようなんですね。この辺りの現金との併用、あるいはクレジットカードとの併用、こういったところのできる、できないのお店の調査ですとか、あるいは対策というのはどのようにされているんでしょうか。

○清水コミュニティ政策担当課長 ただいまおのでら委員からご指摘いただきました物価高騰対策、区民の暮らし支援事業、このカードの特に残高の使い切りの部分につきまして、お答えをいたします。

ご指摘のとおり、原則としてカードの残高と現金の併用というものができないと、難しいというサービスでございますので、そのようなご指摘のお声というものは一定程度頂戴しているところでございます。こういった声に備えまして、対応というところではあるんですけども、一般的には、今、セルフレジでお客様自身が決済をするケースが非常に増えてきております。この仕様ですと、支払い方法というのは原則として1種類、カードであればカード、現金は現金のみということですので、なかなか併用の対応は難しいというのが現状でございます。ただ、一方で、スーパーマーケットであつたり、ドラッグストアであつたり、有人で店員さんが対応するサービス、レジにおきましては、カードと現金の併用が可能というケースも、これ、一方ではございます。区としてはそういった状況を調査いたしまして、併用ができるというお店について情報をキャッチし、ホームページにて適宜その状況というものを掲載させていただくと。そういう対応を現在取っておるところでございます。

○おのでら委員 ウェブサイトだけで周知されているということだと思うんですけども、やはりそのような形ですと、高齢者の方とかはあまり見に行かないという可能性もあって、ご存じないという方も多いと思うんですね。

ギフトカードを利用できますというような形で、ポスターをお店に配られているケースというのもあると思うんですね。そういったものに、こちらのお店では現金との併用ができますですとか、それをさらに何かシールか何かで加えていただくとか、あるいは出張所でご案内いただく、または広報千代田に載せていただくとか、そういった取組というのは今後必要になってくるかとは思いますが、いかがでしょうか。

○清水コミュニティ政策担当課長 カードとの併用が可能という情報が、これを幅広くいろんな方がお知りになることで、やはり使い勝手の利便性というのは広がるというふうに考えております。店舗側への例えば新規のポスターの設置というところでございますと、なかなか店舗側の承諾が取れているところに対して、今ホームページも掲載しておりますが、セルフレジが原則となっているお店においては、併用払いをするときには店員さんがその場に出てきて、有人の対応をするということをやられているケースもあるというふうに聞いております。そうなったときに、お受けすることは問題はないんですけども、なかなか店員さんの負担の関係で、積極的に宣伝という形でするのが難しいというような生のお声を聞いているという現状もございます。

ですので、店舗側へのポスターの対応という点も1点あるかとは思いますが、ホームページの充実、またホームページをあまりご覧にならない方向けに、例えばホームページに載せている情報を、どこかもう少し、少しアナログな形で区民の皆様に見えるような形で、何らかの周知ができる方法があるかどうかというところ、ここはしっかりと探ってまいりたいと考えております。

○おのでら委員 ありがとうございます。

あともう一つ、ギフトカードの有効期限ですかね。こちらの使用期限が令和9年12月末ということがあって、その辺りもしっかりと周知いただければと思うんですね。皆さんそういうところの認識がないかもしれないので、2年しか使えませんよというところ、そこをしっかりと周知いただければと思います。

あともう一つ、残高についてなんですけども、仮に5,000円のうち4,900円しか使いませんでしたと。で、100円残った状態で、この期限である令和9年12月31日を迎えた場合、その残りの100円というのはどこに帰属するのでしょうか。区のほうに戻ってくるのでしょうか。

○清水コミュニティ政策担当課長 ただいまの残高を残した状態でそれが有効期限満了してしまった場合の取扱いでございます。有効期限、委員ご指摘のとおり、令和9年12月末までの期限でございます。こちらについてもしっかりと、使い残しのないように、期限というものも広報の面で工夫していきたいと思っております。仮に残高が少し残った状態でこの期限が満了した場合の帰属でございますが、これはカードの発行会社に帰属するものでございます。

○おのでら委員 5,000円給付をして、ギフトカードという形で配付をして、そのうち、使わなかったらカード会社に入ってしまうというのですね、事業のシステムを損ねてしまいますので、そこはどうかしていただきたいなというところではあるんですけども、実際このバニラVISAギフトカードを使用して、物価高騰対策で何らかの給付として使われた他の自治体の例では、どれくらい利用率というか、最終的な残高の残った割合というのがあるのでしょうか。調査されていますでしょうか。

○清水コミュニティ政策担当課長 本事業を実施するに先立ちまして、先行自治体があるかというところは調べております。先行自治体として実施しているところ、所得制限のなく住民全体を対象とするというところは、実は本区が初めてではないかという認識でございます。調査をした自治体は、特に高齢者世帯に限った給付ということで実行しているところでございます。その自治体においては、カードを配って、そのカードの有効期限が満了した時点で、全体のどれぐらいのお金が交付額に対する割合として使用されているかといいますと、大体90%台の消費はされているということを確認しております。

○おのでら委員 90%台ということを経験した千代田区でやった事業に当てはめると、大体7万人ぐらいに5,000円を配ったということで、3億5,000万円。そのうち、仮に90%だとすると、3,500万円が使われずにカードの発行会社に行ってしまう。そうすると、やはり事務費が現金給付よりもかかりませんでしたよということでギフトカードにした意味というのが薄れてしまうと思うんですね。ですので、この残高をいかに100%に近づけていくか、こういったところが重要、100%、利用率ですね、利用率が100%に近づくとということを、ぜひともいろいろな周知ですとかを行っていただいて、

進めていただく必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

○清水コミュニティ政策担当課長 ご指摘のとおり、残高がたまった状態のまま、それが有効期限が来て失効してしまった場合、それが積み重ねて、約7万人の対象者ということで言いますと、ご指摘のとおり、かなりまとまった金額が消滅するということも考えられるところでございます。こういったことが発生しますと、事業の目的から少し支障が生じてしまうということも、まさにご指摘のとおりと考えております。ですので、重要なことは、この失効を可能な限りなくしていくための取組を進めていくということだと思います。

このカード、既に市販で出回っているサービスではございますので、使い方の工夫など、特にインターネットに慣れていらっしゃる方などは、かなり工夫をしてやられている傾向がございます。特にインターネットショッピングと組み合わせれば、お持ちのポイントと組合せを行うことで、ほぼ間違いなく1円単位まできれいに使い切ることが可能であるということでございます。ただ、インターネットでの利用をされていない方、特に高齢者層の皆様は、実店舗で使われるケースが多いかと思っておりますので、店舗における例えば現金との併用策ですとか、こういったところの広報周知の在り方というところをしっかりと研究してまいりたいと考えております。

○小野委員長 はい。関連はございますか。

牛尾委員。

○牛尾委員 じゃあ、関連です。そういう話を聞くと、やはり現金給付とか、あとは台東区ではおこめ券を配っていますよね、おこめ券。そういったもののほうが税金の無駄にならないんじゃないかという気がしましたので、そこは、今後同じような事業を行う際は検討いただきたいと思います。それは意見ですので。

それで、今回、5,000円のギフトカード、これ以外で、24年度の決算で物価高騰対策として区独自に行っていることというのはありましたか。

○小野委員長 答弁できますか。できる方はいらっしゃいますか。

暫時休憩いたします。

午後5時03分休憩

午後5時05分再開

○小野委員長 委員会を再開いたします。

それでは、答弁からお願いいたします。財政課長。

○前田財政課長 全事業に関することなので、私のほうからご答弁を差し上げます。お時間を頂きまして、大変失礼いたしました。

全区民を対象とした給付事業としては、その上での物価対策対応としては、先ほど申し上げたもの以外はございません。

○小野委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 残念ながら、今回の5,000円以外は全区民対象ではないんですね。もちろんほかの給食費とか、そういった施策はあると思います。昨年度は1万2,520品目の値上げがあって、値上げ率が17%というふうになっていますし、今年はさらにそれ以上に物価が上がっているという点では、今回の5,000円がどれぐらいの効果があるのかというのは今後検証していかれると思うんですけれども、やはりもっと、私たちの区政アンケートというのは本当に、毎日の食費が大変だとか、年金が全て食費に消えていると

か、そういった意見がありますので、さらに支援策というのを、今回の5,000円でストップじゃなくて、引き続き支援策を考えていただきたいと思いますけど、いかがですか。
○小菅企画課長 物価高騰対策として、全体に係るご質問かなと思いますので、私、企画課のほうからご答弁申し上げます。

今、委員がおっしゃられましたように、物価が高騰しまして、区民生活が厳しい状況にあるといったところは、当然念頭に置く必要があるというふうに考えてございます。そのため、令和8年度の予算編成方針においても、社会情勢の変化として物価高騰についても記載をしているところでございます。具体的に何を実施していくのか、こういった手法を取っていくのか。給付のような直接的なものもございまして、先ほどおっしゃられた支援制度、助成制度、あるいは相談体制ですとか、生活環境の改善ですとか、もしくはコミュニティの醸成といったところで、あらゆる分野でそういった区民サービスの充実に努めていく、区民生活を支えていくといったことが重要だと認識しております。

いずれにしても、具体的な内容につきましては、予算編成の中で、課題、ニーズ、あるいは国ですとか東京都の取組なんかも踏まえながら検討してまいりたいと考えてございます。

○牛尾委員 ぜひいろいろご検討していただければと思います。

物価高騰で苦しんでいるのは住民だけではなくあります。事業者も同じであります。昨年度、区内の企業の倒産件数は分かりますか。

○松本産業企画担当課長 昨年度の倒産件数でございますが、111件と認識しております。

○牛尾委員 4年度88、5年度93、111と、倒産件数は増えております。ただ、この倒産件数というのは、本当に借金を抱えて法的な措置をするという件数ですよ。それ以外に、自らこの廃業するとか解散をしていくという、当然そうした会社もある。その数字は分かりますか。

○松本産業企画担当課長 申し訳ございません。倒産の中身につきましては把握できていない状況でございます。

○牛尾委員 大体、廃業、解散、たしか22年度で千代田区が1,200件ぐらいかな、あると言われています。今年は廃業、解散の数も全国では過去最多と。6万9,000ぐらいかな、なっている。だから千代田区もそれなりに――倒産以外ですよ。自ら店を閉めちゃったとか、そうしたところが多いだろうというふうに思われます。

そうした中で、やはり区としてこうした事業者への支援というのをも力を入れていかなければいけないんじゃないかというふうに思います。江東区ではそうした事業者の支援の一環として、特にエネルギー代、電気、ガス、水道、この価格高騰の補助金を今年度も行っていると。上限30万。八王子でも最大10万円、昨年度に続いて今年度も行っていると。来年度も行う可能性もあるということで、やっぱり事業者への支援、独自支援、直接支援、やっぱり千代田区としても考えていいんじゃないかと思いますけれども、いかがですか。

○松本産業企画担当課長 千代田区の財政状況としまして、まず区民の税金を使っているということがございますので、こちらは事業者のほうに、使う中でこういった方向性でこういったものに使っていくのかというのは、慎重に考えていく必要があるかなというふうに考えているところでございます。現時点におきましては、経営相談でありますとか融資

あっせん制度、こちらを使いまして経営の安定化に努めてまいっているところでございますので、まずはこちらのほうをしっかりと進めていくと。実施していくということかなというふうに考えております。

○牛尾委員 区民の方の税金ということ、事業者も税金を払っていますからね。それが千代田区に下りてきているわけだから。だから、しかも区内の飲食店、個人商店、ちゃんと町会に入り、商店会に入り、コミュニティを支えている、言わばもう屋間区民と言っていると思うんですね。だから、もちろん相談に乗っていただくというのは大事なんだけど、やはりコミュニティを支える核として、そうした飲食店がなくなるとか商店がなくなっていくということは、コミュニティの衰退にもつながるわけだから、そこはしっかり目を向けていただきたいと思います。ぜひ区として、そうした事業者の実態調査、声を聞いていくということ、昨年の第3回定例会でも清水部長が実態を聞いていきますよみたいなことを答弁をおっしゃっていました。ぜひ区としてそうした声を聞いていく体制を整えていただきたいと思いますけど、いかがですか。

○松本産業企画担当課長 事業者の皆様のお声を聞くという機会につきましては、経営相談窓口のほうで相談内容を伺っておりますので、こちらのほうでしっかりと聞いてまいりたいと思っております。

少し、ちょっと論点がそれてしまうかもしれないんですけども、我々産業企画担当チームとしまして、スタートアップの支援を力強くやってきているところでございますけれども、今年度から少し、スタートアップだけではなくて、区内中小企業の皆様の課題解決に対するご支援、こちらにも力を入れて取り組んでまいっているところでございます。こちらにつきましても、区内中小企業の課題解決、新たな取組に対する挑戦、こちらをしっかりとご支援していきたいと思っております。

以上でございます。

○牛尾委員 じゃあ、最後。

失礼しました。清水部長が答弁したのは介護事業者のことでした。介護事業者の声を聞いてくれということの答弁でした。ぜひ、介護事業者も物価高騰で困っていますので、ぜひ声を聞いていただきたいと思います。

本当に中小企業や個人商店というのは本当に地域の核にあると思いますので、ぜひそこへの聞き取り、支援、ぜひ力を入れていただきたいと思いますということを最後に訴えて、質問を終わります。

○小野委員長 はい。それで――商工観光課長。

○高橋商工観光課長 私ども商工観光課のほうでは商店街とも連携しておりますので、商店街にも通じることと思いますので、私のほうからも答えさせていただきたいと思います。

委員おっしゃるとおり、今回、江東区さんであるとか、それから文京区さんこういった補助金を設置されていると思っております。一方で、23区ではその2区しか私のほうでは把握していないんですけども、やはり電気代、ガス代、水道代、こういったところはかなり核になるところでございまして、この補助金を一度創設するというのは、非常に、いつまで続けるかであるとか、そういったことも重要になってまいります。慎重に検討をさせていただきたいと思っております。

また、私どものほうで商店街の皆様と密にお話をさせていただいておりますが、今のと

ころ、商店街の皆様からはそういったお声は頂いていないという状況でございますので、その旨報告させていただきます。

以上でございます。

○小野委員長 はい。それでは、これはよろしいですね。次の……

○岩田委員 関連。

○小野委員長 関連。岩田委員。

○岩田委員 自分も牛尾委員の意見に賛成です。おこめ券とか現金とかのほうがいいんじゃないかなと思うんですよ。例えばVISAもギフトカードがあるじゃないですか、紙の。あれにもしもしたらですよ、普通に金券屋とかで買ったら2%ぐらい安くなるんですよ、額面より。それがもしも5,000円で約7万人として3億5,000万、2%安かったら700万の節約になるんですよ。そういうこととかは考えないんですかね。やっぱりそういうぐらいの気持ちでやらないといけないんじゃないんですかね。

じゃあ、そもそもこのバニラVISAカード、デザイン料、発行料、そういうのも含めて、1枚単位幾らかかっていますか、中身の5,000円以外に。

○清水コミュニティ政策担当課長 まず、ご質問いただいたうちの、先に後段の費用の部分からご説明をさせていただきます。

まずカードをデザインするためにかかった経費、これが約50万円でございます。カード発行に当たっては、1枚当たり、すみません、ちょっと正確なところは、ごめんなさい、持ち合わせていなくて恐縮ですが、約100円ほどの1枚当たりの発行費用でございます。

まず前段のご質問に戻ります。おこめ券ですとか現金ですとか、そういったところの手法のほうが望ましいのではないかというご指摘でございます。我々も物価高騰という状況に対して、区民の皆様の家計を迅速に支援する。しかも効果的に支援する方策は何かと考えたときに、やはりできるだけ迅速に、そしてできるだけ使い勝手よく、区民の皆様、職員双方への負担がなるべく軽減されるように、そういった観点から総合的に選択した手法がこのギフトカードという手法でございます。おこめ券の事例、確かに台東区でこれから実施されるということで十分承知をしております。我々も区民の皆様の家計を支えていくということで、初期の最初の発想はやはりお米をお送りしたいというような気持ちから始まっておりますので、この台東区の理念とは共通するところがあると考えております。ただ、一方で、皆様の生活スタイルが様々ある中で、生活必需品といっても幅がある中で、できるだけ現金に近い使い勝手を効果として発揮できるように考えたときに、カードが使えるお店ということではありますけれども、生活必需品をカバーすることができる、このカードという手法を選択したものでございます。

○岩田委員 なるべく現金に近いということでこのカードというんだったら、別に紙のVISAのギフトカードでもいいじゃないですか。何で駄目なんですか。しかも迅速にというんだったら、わざわざこんなものをデザインして発行するような暇があるんだったら、金券屋に行って買ったほうがよっぽど早いじゃないですか。違いますか。

そして、「使いやすい」。よく言いますね、これ。使い方をわざわざホームページで説明しなきゃならないようなものを使いやすいと言いますか。だったら、紙のほうがよっぽどよくないですか。現金のほうがよっぽどよくないですか。そこをどういうふうに考えていますか。

○清水コミュニティ政策担当課長 まずVISAの例えば紙の商品券で発行した場合、これも当然手段を検討する上での考慮ではございました。この紙の商品券というのは、一般的には百貨店であったり、あとはホテル、レストランであったり、そういったところで使う、使途が大分限定されるということが分かっております。この事業の趣旨は家計支援ということで、できるだけスーパーマーケット、コンビニエンスストア、ドラッグストア、こういったところで幅広く使えるものを追求していったものでございます。この点から、使用先が限定される紙のギフトカード、紙の商品券というところは除外したものでございます。これが一つ目でございます。

もう一つ、事情としましては、紙の商品券、これは発行しますと、当然、区の公費の持ち出しということになってまいります。このカード事業については、実は住民登録のある方に一斉にこの配付するものでございますけれども、様々事情があって、居住実態がなくて戻ってきてしまうと。そういう方も一定数いらっしゃると思います。そういった場合については、実はカード会社から区のほうには請求が入らないと。本当に受け取っていただいた方の分のみが請求として入ってくるということで、無駄なく公費の支出がかなうというところ、これも特徴というふうに捉えております。

○岩田委員 デザインに50万かけて、そして1枚当たり100円かけて、そして残高はカード会社のものになって、それでも無駄がないと言いますか。そして、何、使いやすい、場所を考えてって、いやいや、スーパーでも使えますよ、VISAカード。だってこれ、バニラVISAカードですよ。だったら紙のだって使えるじゃないですか。だったら今の答弁はおかしいですよ。

○小野委員長 岩田委員、これは予算のときにもいろんな議論があって、様々ご意見があった。

○岩田委員 答弁がおかしいから。

○小野委員長 今も牛尾委員からもその件が同じように質疑がありましたので、これ以上……

○岩田委員 いや、答弁がおかしいって。どう考えたっておかしい。VISAで使いやすいところでこれですと言ったけど、VISAの紙のだって使えるじゃないですか。スーパーだって使えますよ、紙のは。

○小野委員長 じゃあ、一旦、暫時休憩いたします。

午後5時21分休憩

午後5時22分再開

○小野委員長 委員会を再開いたします。

岩田委員。

○岩田委員 何か委員長がよく分からないみたいなので、もう一回言いましょうか。VISAのこのプラスチックのカードでも紙のギフト券でも、使えるところは一緒ですよ、VISAなんだから。にもかかわらず、このカードのほう使いやすい、場所が、というのはおかしいですよ、答弁として。ちゃんとそこを答えてください。どこが使いやすいんですか。一緒じゃないですか。

○清水コミュニティ政策担当課長 すみません。ちょっと分かりにくくて申し訳ございません。まずバニラVISAギフトカード、この商品のところを、ちょっとご説明も含めて

させていただきます。

岩田委員からご指摘いただきましたVISAの紙のタイプでございますけれども、こちらは商品性として、やはりデパート、大手スーパー、専門店、レストラン、ホテル、こういったところが列挙されているところで、まちのお店、生活必需品のお店全てで使えるものではないというものでございます。反面、このバニラVISAギフトカード、プラスチックのものは、これは5,000円分のデータが入ったクレジットカードという仕様でございます。クレジットカードですので、カードが使えるお店であれば全て使えるということで、使用できるエリア、店舗の幅というのは格段に違ってまいるというところでございます。

そして、現金との比較というところで申しますと、やはり今回申請を不要とするこういった手続でお送りすることで、迅速な発行が可能となっております。現金としますと、やはり申請をしていただいて、審査をして、さらに振り込みまでお待ちを頂いてということで、区民の皆様にもお時間を取らせてしまう面がございます。あと職員も大分人数も必要になってくる。5年前のコロナの関係の給付金のときは、各部署から職員を集めて特設のチームを組んで、それで数か月間プロジェクトを回した経緯がございます。それだけ事務量が発生してしまうということを経験として我々も持っておりますので、今回、カードという形式を取りました。結果として、職員は今回2名、しかもほかの仕事もしながらこの事業を実行できているというところでございますので、職員の人材活用という面でも、やはりこのカード、使い勝手のところは、ご指摘のとおり現金ほどの完璧さはございません。ただ、総合的に考えて、この手法ということで進んでまいったところでございます。

○岩田委員 僕、現金なんて言っていないです。VISAの紙のギフト券でいいんじゃないかと言っているんです。

それで、場所は、何、近くのスーパーじゃ使えないと。近くのスーパーへ行ったことはありますか。大体使えますよ。うちの近くのマルエツもそうだし、使えますよ。そういうのをちゃんと見ていますかね。それで、何か場所が限定されて云々とか言っているけど、使えるんですよ。で、カードが使えるところだったら使えますと言いますけど、カードも使えるし、商品券だって使えたりするわけですよ。それなのに、何かもう無理やりもうこれを使いたくてそういうふうになんて一生懸命言っているみたいなんですけど。

あと、何、戻ってきた分は、カードは請求されませんと言いますが、いや、何だ、VISAのギフトカード、もしも戻ってきたら戻ってきたで、いろいろ千代田区ってたくさんイベントをやっていますから、そういうところでも使えばいいじゃないですか。そこはやっぱり機転を利かしてやるべきだと思うんですよ。

今回はこれで最後ですけど、次回から、こちら辺でまとめろというような雰囲気はちょっと流れているんであれですけど、今後はもうちょっと考えて、そこは機転を利かせて、柔軟にやっていただきたいと思いますので、お願いします。

○清水コミュニティ政策担当課長 この事業については、カードの使い勝手の等々、様々確かにご意見も頂戴しておるところです。こういった声も受け止めながら、さらに次回以降こういった手を打っていくときの、どう区民サービスとしてあるべきかというところは検討してまいりたいと思います。特に政策を打つ場合には、その効果がしっかりと検証できる観点というものも重要かというふうに考えております。特にこのカード形式で配付を

することで、どのように区民の皆様がお使いになって、使われた先は区内が多いのかですとか、こういったペースで消費されているのかとか、政策効果を図る上でのデータというものもしっかりとこれは収集できる手段でもございますので、EBPMの観点からも、しっかりとこの政策効果が見える給付手法というものを今後も追求してまいりたいと考えております。

○小野委員長 それで……

○白川委員 関連。

○小野委員長 関連。白川委員。

○白川委員 マイナカードに金融機関のこの情報をひもづけるということを、今、政府のほうが行おうとしています。これが完成した暁には、それほどコストをかけずに現金給付というのが可能になるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○吉田情報システム課長 今、マイナンバーへの公金受取口座の登録なんですけども、国全体の数で言いますと、マイナンバーカード保有枚数のうち、64.5%の方が登録しているという状況でございます。この数字が100%になった場合には、全員に対してこの公金受取口座への払込みというのも可能となると思いますので、そういった意味では、事務フローとかは簡潔にできるのかなと想定しているところでございます。

○小野委員長 はい。それでは、次の質疑ですね。

春山委員。

○春山委員 今まで何度も質疑をしてきた……（発言する者あり）

○小野委員長 関連。田中委員。

○田中委員 今、もろもろ岩田委員のほうからご意見があったんですけども、私はいろいろ執行、区役所のほうがしていただく中で、（発言する者あり）今回のやり方というのは……

○小野委員長 恐れ入ります。ちょっと、マイクが少し遠いようです。

○田中委員 あ、聞こえない。じゃあ、最初から。（発言する者あり）

今、岩田委員のほうから様々ご意見があったんですけども、私は区役所がいろいろこれまでも試行でやっていただく中で、いろいろな条件を鑑みて、今回のカード、VISAカードで配付という方法は、よかったんじゃないかと思っておりますので、これにめげずに、（発言する者あり）これからもよろしくお願いいたします。

○清水コミュニティ政策担当課長 ご指摘を賜りまして、ありがとうございます。繰り返になります。やはり物価高騰に対して、迅速、効果的に区民の皆様を支援していく手法というもの、今回の手法は新たな取組としてやらせていただきましたが、しっかりと効果、分析をした上で、ブラッシュアップが図れるように研究を図ってまいりたいと思います。

○小野委員長 はい。それでは、関連はよろしいですね。はい。

次の質疑。

春山委員。

○春山委員 決算参考書の194ページの23、地域振興一般事務費の中で、事務事業概要の62ページ、まちみらい千代田についてと、関連して、環境まちづくり部のエリアマネジメントの推進とウォークブルのまちづくりの検討に併せて質疑をさせてください。

これまでも何度かまちみらい千代田については質問させてきていただいているんですけ

れども、やはり今回の事業計画書、収支予算書、幾つか見させていただいても、やはり執行率の低い事業がたくさん見受けられると。数年間にわたってあまり活動が見られない事業というのも多々累積しているように思います。ここについての細かい答弁は、もう時間もないのであんまり求めませんが、今後、千代田区として、エリアマネジメントの推進なりこのまちづくりというのを、どのように本当に取り組まれていくのかという視点で質問させていただきます。

例えばこの千代田まちづくりサポート、見直しをされて再開されたということなんですけれども、今まで25回、25年にわたるんでしょうかね。で、実際にこのまちづくりという言葉に合った事業が本当に実施されてきたのかということは、ちゃんと検証されているんでしょうか。まちづくりというよりは、どちらかというとコミュニティイベントというか、地域振興的な事業がずっと見受けられてきていて、本来、今、エリアマネジメントなりウォークアブルでまちづくり課のほうで進められているまちづくりというのと、言語の整合性というのがいつも分からないんで、その辺、今までの過去のことという、今後の方向性をどうこれから検討されていくのかということを含めて、お伺いさせてください。

この質問させていただいているのは、今、国交省のほうで都市の個性の在り方という議論がされていて、これまでの再開発一辺倒のまちづくりではなくて、地域の魅力を生かすまちづくり、個性のあるまちをつくっていこうというワーキンググループ、去年から開かれ、今年、ワーキンググループが始まっています。ここでもやはり共創型、持続可能なエリアマネジメントの、人材育成も含めて地域を魅力的にしていくことを行政がサポートするような形を取っていきましょうという方向性が出ている中で、本来であれば、分科会でも指摘させていただきましたが、今、本区のエリアマネジメントは都市計画課が担っていて、本来エリアマネジメントは地域まちづくりの地域のほうで担っていかないと。一方、このまちみらい千代田には、住民の多くの方々が住まわれているマンション施策をここに全部載っていると。働かれている方々の関わる企業のところもまちみらい千代田が請け負っている。まちづくりを、まちづくりと、ごめんなさい、私はコミュニティ活動だと思うんですけれども、まちサポという事業もここにある。地域資源の、様々な地域の人々が住んだり働いたりする人に関わる活動という事業が全部ここに載っていて、こことエリアを今後推進していくべきだと、方針がこれから出てくると思うんですけれども、この都市の個性の在り方と、エリアマネジメントの在り方というのと、どう関わっていくのか、どうまちみらい千代田の今までのこの活動も含めて生かしていくのかという、その辺りのところのお考えをお伺いできますか。

○赤海コミュニティ総務課長 今、まちみらい千代田のまちづくりサポートに関して、ご意見、ご指摘を頂いたところでございます。少々説明的になってしまうかもしれませんが、春山委員ご指摘のとおり、現在のまちづくりサポート、それから以前からのまちづくりサポート、審査方法ですとかそういったものの改定は行っているところではございますが、もともとの目的としましては、千代田を活気ある住みよい魅力的なまちにしようと、市民の自主的、主体的なまちづくり活動や、これから始めようとするまちづくり活動を応援するという目的に立ちまして、自主的なまちづくり活動を行っているグループに対して、経費の一部を助成するというような状況でございます。

では、このまちづくりをどのように捉えているかということになりますけれども、まち

みらい千代田としては、地域に元気をもたらし、コミュニティの活性化に貢献する活動。それともう一つが、現在、将来にわたって、住みよい魅力的な都市環境づくりに貢献する活動を言うというふうに述べているところでございます。

ご指摘のとおり、まちづくりサポートにエントリーされる団体の方々、実際の活動を拝見しますと、まさに地域に元気をもたらし、コミュニティの活性化に貢献する活動のほう非常に色濃くあるんだろうなというふうに、私のほうでも受け止めているところでございます。一方で、こちら、区民自らの発想、提案によるまちづくりを実践、継続することを基本コンセプトにしているということがございまして、確かに一過性のイベントによる盛り上がりですとか、これをきっかけにした和ですとか、他の活動と連携といった形が多いというのは、繰り返しのようになりますが、現状としてあるというふうに認識しているところでございます。

根本が、まちづくりという表現はさせていただいてはいますが、継続的な活動を行うことよっての地域コミュニティの形成醸成といった側面で、まちづくりに寄与する取組に発展するものがあるというような前提で行っているという状況がございまして、重ねてになりますが、現状はご指摘のと通りのまちづくりサポートの団体であるという認識でございます。

○小野委員長 はい。よろしいでしょうか。

春山委員。

○春山委員 ご説明ありがとうございます。地域の方々が、ソフト面の意味でコミュニティの活性というような取組をされることは、やっぱりそれはそれで、地域に活気をもたらすという意味で、いいと、全然否定するつもりもないんですけども、それと併せて、ウォーカブルのまちづくりと今後のエリアマネジメントのハードのところとをどのように進められていくのかというのと、ウォーカブルのまちづくりのところも比較的単発のイベントが多いと思います。

本来であれば、都市の魅力を変えていくというのは、ハード面も、それも専門家も入りながら、地域の人たちとどういうまちづくりをしたいのか、ハードのところも含めて議論していくというのが、それも必要なことだと思うんで、その像が、今の幾つかの事業のところが、比較的単発のイベントやコミュニティのところが多くて、そこにつながっていく像というのが見えないのと、それをやっていくときに、行政が主体ではなくて、やっぱりサポートという形を取らなくてはいけないので、今の環境まちづくり部や地域振興部の体制で、まちに入っていってまちづくりをやりますということではないと思うので、やっぱりその第三者的にサポートするような仕組みが必要だと思うんですけども、その辺、ハードの部分の今の方向性も含めて、お考えを頂けますか。

○印出井地域振興部長 先ほど課長のほうから答弁を申し上げましたけれども、まちみらい千代田の沿革とも関連があるかなと。コミュニティ振興公社、中小企業センター、まちづくり公社という三つの公社を一つにする中で、コミュニティの部分とまちづくり、まちづくり推進公社が進めてきた都市づくりの部分、肝腎の都市づくりとまちづくりの融合という形で進めてきた経緯があるかなというふうに思っています。一方で、まちづくりサポートの中で発展してきた団体等は、いわゆるエリアマネジメントにおける活動という場面でかなり資しているのじゃないかなというふうに思います。春山委員がおっしゃったのは、

活動だけじゃなくて、エリアマネジメント自体を支える、支援するというような視点かなというふうに思っています。既存のストックを活用したり、新たな開発に伴う公共空間を活用したりということと、エリアマネジメント活動をどう結びつけていくのか、マッチングしていくのかと。それに当たって、今、まちみらい千代田の中で、そういったエリアマネジメント機能を支援するということについては、まだ現時点ではそういう体制にはないというふうに認識しています。

一方で、今、まちみらい千代田側、あるいは区側、それぞれに、錦町三丁目の開発を契機として、今後の在り方を検討しております。そういった中で、まちみらい千代田の活動について、これまでは単純に住宅まちづくり、産業まちづくり、協働まちづくりという、どちらかと言うと縦割りのようなイメージがあったかなというふうに思うんですけども、そこに対して、例えば対話や協働を推進する機能ですとか、ノウハウとか専門性を提供する機能、おっしゃるように、まちあるいは交流プラットフォームを調整する機能など、おっしゃるようにエリアマネジメントを推進するような、そういった財団として活動できるような方向感というのを含めて、課題としては提供させていただきたいと思います。

ただ、今、実態としてのまちみらい千代田の組織、体制という制約条件がありますので、その辺りは、今後議論を深めていく中で、どこまでご期待に沿えるかということについては引き続き検討してまいりたいというふうに思います。

○春山委員 最後です。そんなすぐにできることではないとは思いますが、国の動きもそうですし、千代田区内でも地域で、番町であるとか神保町であるとか、そういうまちづくりの動きが出てきている中で、ぜひそこをサポートするような仕組みを千代田区でもつくっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○小野委員長 はい。それでは、これに関連して質疑はございませんね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは（発言する者あり）関連ですか。関連じゃないですね。

桜井委員。

○桜井副委員長 新スポーツセンターの整備について、質問をいたします。よろしいですか。

○小野委員長 はい。お願いします。

○桜井副委員長 分科会での質疑でも、また常任の中でも、この新スポーツセンターの整備については取り上げられていますので、重複しないように心がけたいと思いますけども、改めてポイントのところを確認する必要があるので、そこは質問をさせていただきます。

ご案内のとおり、今のスポーツセンターが開設されたのが昭和47年ですので、53年がたちます。当時は区民待望の施設として、温水プールなどが整備されて、1年を通じてスポーツが楽しめる施設として大変人気がありました。ただ、50年前の、期間がたつわけですから、50年前と今とでは随分スポーツの環境が現在と大きく違ってきているということが言えると思います。そのようなこともあって、このスポーツセンターについての整備、再整備については、もう何年も前から各議員の皆さんが執行機関に求め、そして一日も早く整備をしてあげたいと。利用される方、区民の皆さんもそれを非常に願っていたというところがございます。

この間、利用に当たっては、バリアフリー対応が十分でない箇所も見受けられる。また、

公式の競技のほか、子どもや障害者、高齢者など、幅広い区民にスポーツを楽しんでいただくための施設としては、かなりの課題があったということが言えると思います。また、昨今のDXを活用したトレーニングなどと、今後の新スポーツセンターに寄せる期待の大きさがうかがえるわけでございます。

その中で、私も本会議の中で、このスポーツセンターについて以前お伺いをしたことがございますが、基本構想についてはもう既に策定をしたと。こういうようなビジョンで、こういうようなスポーツセンターにしたいという、そういう基本構想、一番最初のスタートなわけですけども、ここについては、まずは区としてどんなことをこの基本構想に盛り込みたかったのか。どんなスポーツセンターを造りたいという思いがあったのか。ちょっとまずはこのところを確認したいと思っていますけども、いかがでしょう。

○沖田施設整備担当課長 先ほど桜井委員からご指摘の、ご案内のとおり、昨年度、基本構想を策定してまいりました。また、ご指摘がございましたとおり、現状のスポーツセンターにつきましては、バリアフリーの課題ですとか、それから設備の劣化、そういったものが進んでおるところでございます。新たな施設整備に当たりましては、こういった課題を解決するという理念の下、基本構想の内容を定めております。また、様々コンセプトですとか基本方針を定めておりまして、そこで子どもから高齢者、障害者の方、様々な区民の方が幅広くスポーツに親しみ、楽しめるようなスポーツ施設を目指していくということで、こちらの基本構想を定めておるところでございます。

○桜井副委員長 今ご答弁を頂きました。そのとおりですね。本当に区民の皆さんが幅広く使っていただける。いろいろな競技の方もいれば、また障害を持っていられる方もいられるだろうし、いろいろな方が全く問題なく使っていただけると。そういうような施設ということで、基本構想をつくっていただいたということでございます。

その中でも、令和3年には現地の建て替えが決定ということになりました。現地の建て替えということになると、その中で要望として出ていたのが、現在のスポーツセンターだけでなく、隣に東京都の主税局がありますよね。あと水道局があって、その施設と一緒に合築できれば、より広いそういうスポーツセンターが整備できるんじゃないだろうかというような提案が出されてきたわけです。ここは大切なところなので、改めて確認をいたしますけども、この相手方の交渉相手は東京都になるわけですけども、東京都のこの件についての、千代田区と一緒に合築してスポーツセンターを造っていくということについての回答は、いかがなものだったのでしょうか。お答えください。

○沖田施設整備担当課長 隣の建物と一緒に整備をするということで、長くご要望も頂いていたところでございます。そのため、今回つくりました基本構想の中では、近隣の公共施設との連携ということで、東京都の千代田合同庁舎との合同整備についての検討を行っておるところです。そうした基本構想の下、東京都に対しまして合同整備に対する協議書というものを送付しております。その協議書に対する回答としましては、令和7年度の当初に東京都知事及び東京都水道局のほうから回答書を頂いているというところでございます。

その回答の内容でございますけども、主税局につきましては、合築により整備する方針に異存はないというふうな回答を頂いております。また水道局につきましては、現庁舎に千代田営業所とそれから中央支所がありますけども、千代田営業所は合築には参入しない

ということでしたが、水道局の中央支所につきましては、低層階ですとか特殊車両に適合する車両等が確保されるのであれば、改築により整備する方針に異存がないというような回答を頂いているところでございます。

○桜井副委員長 よかったですね。なかなか今まで、その今のご答弁を期待している区民の方、またここのスポーツセンターを利用している方、本当にそれを期待していたんじゃないかなというふうに思います。ただ、相手のあることですから、やはり東京都の各、今お話になったそれぞれの部署を今使われている方たちにとっても、スムーズに移行できるような交渉事というものをしていかなければいけないんだと思います。

どうなんでしょう。今後の進め方というのは、いろんなこれからの中で、基本構想ができました。次は基本計画を令和7年度中につくろうという、そういうご報告を頂いていますが、そして実施計画ができて、それで解体をしながら今度建てていくというような、そんな段取りでこれからつくっていくことになるんだと思いますけど、その中で、今ご報告を頂いた東京都との関係を、しっかりと約束を守っていただいて、こちらの計画どおりに合築についての事業も行っていただくことができるようにしなければいけないと思うんです。そのためには、今回のこの件は非常に大きなプロジェクトになるんだと思いますけども、それこそ樋口区長が東京都のしかるべき方ときちっと約束を取り付けると。それで、このタイムスケジュールもきちっと守っていただけるような、そういう段取りをつくっていくということが、とても大切にこれからの中ではなってくるんだと思うんですけど、いかがでしょう、区長。

○樋口区長 ありがとうございます。地域を回る中でも、いろんなコミュニティがあるなというのは感じています。そうした中で、やはり町会を中心とした、あるいはマンション、またお父さん、お母さんといったそういうPTA、いろんなコミュニティがありますけれども、これから大事にしたいのは、またスポーツとか、生涯学習館もそうですけれども、趣味、こうした、昼間区民の方もいて、去年は都民大会で優勝と、すばらしい結果もありました。これは区民の方、夜間住民だけでは成り立たないものだったと思っています。そうした中でのスポーツセンターという期待も非常に高くなっていることだと思っています。

これから基本構想をつくってまいりますけれども、もちろん高齢者の方にとって、今、桜井副委員長からもありましたけれども、高齢者の方にとっては健康寿命がということもありますし、障害をお持ちの方にとってはどうだと、様々なコミュニティのきっかけになるとも思っています。

そうした中では、私が就任いたしました4年前に、その時点でももう既に大きな課題であったスポーツセンターが、実際、所管を通じてかなり粘り強く交渉していたということがあります。ですから、令和3年から、令和3年だったかと思いますが、それから少し時間はかかってしまったんですけども、今般、この春先ですか、東京都からそのような返事が来たということは、大きな進展だったと思っています。引き続き、こうした覚書とか取り交わした書類も含めて、しっかり人間関係もつくりながら、確実に、あれはNからNプラス1年、Lプラス2年というような線表で書かせていただいていたかと思いますが、しっかり区民の皆さんにマイルストーンもお示ししながら、基本構想の下での基本計画と、また設計ということで、順次お示ししてまいりたいと思いますし、議会の皆さんからもしっかりご要望、ご意見を伺ってまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

たします。

○桜井副委員長 ありがとうございます。区長の力強いご答弁も頂いて、しっかり、本当に執行機関の皆さんも、今、区長からのお言葉にもありましたけども、本当にしっかりと根気よく交渉を続けていただいた結果がこういうような形になってきて、いい結果になってきているんだと思います。ぜひ区民の皆さんの思いがかなうようにお願いをしたいと思います。

その中で一つ確認をしたいことがあります。現行の建物というのは、あそこの川沿いのところにあるわけですけども、容積率が800%というふうに聞いております。ただ、あそこは地下1階のたしか8階建てで、あれだけのスペースがあって、現行の容積率はこんなに800%も使っていないんじゃないかなというふうに実は感じているところなんです。そこら辺は担当部署のほうで、今の容積率がどの程度で建てられているのかということももし分かれば、教えていただきたいと思います。

○沖田施設整備担当課長 現行の容積についてのご質問でございます。現施設は敷地面積約3,201平米の土地に、建物の延べ床面積が約1万1,853平米となっております。建物につきましては、近隣施設の斜線制限などといった各種制限、建築条件も加味したものととなりますけども、現在の容積率は370%となっております。

○桜井副委員長 370%ということで、これから基本計画を立てられ、そして実施計画という形になっていく中で、様々なご意見を頂いて、形が、新しいスポーツセンターの形ができていくんだろうと思いますけども、そういう意味においては、まだまだこれからいろんな形をつくることもできる余裕ができていんだなということを確認させていただきました。

それで、最後になりますけども、今後、基本計画については、令和7年度中に基本計画についてはつくりたいという、そういったご答弁を頂いております。そうした場合に、7年後の令和14年の使用開始に向けて、様々な手法も検討して取り組むという報告がされております。ただ、ここのところに、先ほども私申しましたけども、東京都との交渉事も出てきますので、恐らくこのとおりに整備をしていくというのもまた大変なご苦労されるんだろうなというふうに思いますが、使用される、利用される皆さんにとってみれば、何年から利用することができるんですよということが分かると、非常に目標ができると、これは皆さん喜んでその利用に、新しい整備に向けて、非常に皆さんスポーツにも励んでいただくと、いただけるといったようなこともあるんだと思います。

そういう意味からも、この令和14年の使用開始に向けて、様々な手法も検討し取り組みますという報告を頂いておりますけども、最後になりますけども、執行機関として、この新スポーツセンターの整備については、これからいろんなことがあるにしても、このスケジュール感を持ってしっかりと取り組んでいきますという強い決意を頂きたいと思います。その言葉を頂いて質疑を終わります。いかがでしょうか。

○沖田施設整備担当課長 今ご案内がございましたとおりです。今年度は基本計画の策定に向けて進めております。基本計画を策定しますと、その後は、事業方式にもよりまして、一般的な従来方式を例にしますと、基本設計、実施設計という形になってきて、その後、解体、本体工事というふうに入っていきます。今後、合同整備に向けまして東京都と協議を進めてまいりますので、相手方の事情ということもいろいろありますけども、

そういった状況も勘案しながら、区としましては、お示しをした令和14年度の供用開始に向けて、一つ一つ確かなものとなるように進めてまいりたいというふうに考えております。

○桜井副委員長 ありがとうございます。（発言する者あり）

○小野委員長 関連。牛尾委員。

○牛尾委員 ぜひスポーツセンターの整備については、いち早く進めていただきたいと思います。ただ、あそこを利用されている区民の方以外に、様々な体育協会に加盟している団体の方々が利用されています。代替施設をどうするか。球技などはほかの小学校の体育館とかでもいいんでしょうけれど、特殊な競技がありますよね。そこについての建て替えている間の代替施設というのは、しっかりと他区の施設とも協力を得て進めていращゃると思うんですけども、そこは少ししっかりと手当てをしていただきたいと思いますけど、いかがですか。

○沖田施設整備担当課長 スポーツセンター建設中の代替施設でございますけども、今、様々検討しているところでございます。例えば区内の大学との連携ですとか、区内の民間施設、スポーツ施設との連携、あるいは区のほうで使っていない財産活用の活用など、様々な可能性について検討を進めておるところでございます。また、その方針がつかましたら所管の委員会等でも報告をしてまいりたいというふうに考えております。

○小野委員長 はい。それでは、暫時休憩いたします。

午後5時59分休憩

午後6時00分再開

○小野委員長 それでは、委員会を再開いたします。

引き続き質疑を受けます。

岩田委員。

○岩田委員 まず外濠公園のところで、外濠グラウンドのところで、3年ほど前、2022年7月4日、企画総務委員会。あれですよ、人工芝のゴムチップの流出と抑制、回収することを目的とした簡易システム、それを設置する。簡易システムということで、これは簡易なんじゃないの。ちゃんとしたのを設置しないのというようなお話がありました。そのとき須貝基盤整備課長が答弁されたのは、今後どのくらい取れていくのか確認していく。さらに性能のいいものを使っていくというふうに答弁されているんです。（「環まち」と呼ぶ者あり）

○小野委員長 環まちです。（発言する者あり）環まちじゃないんですか、内容的に。内容的に環まちですよ……

○岩田委員 えっ。（発言する者多数あり）いや、だって。

○小野委員長 ちょっと暫時休憩します。

午後6時01分休憩

午後6時01分再開

○小野委員長 委員会を再開いたします。

岩田委員。

○岩田委員 すみません。これは環まちのところだということで、もう終わってしまったので、これは言えないので、来年言います。（発言する者あり）

○小野委員長 はい。（発言する者あり）

○岩田委員 じゃあ、今日のメインのところ。（「大メイン」と呼ぶ者あり）

区長、この写真の方はご存じですか。区長、この写真の方はご存じですか。どなたか分かりますか。お答えください。

○小野委員長 写真。もう少し分かりやすい質問をお願いいたします。

○岩田委員 えっ、分からないですか。じゃあ近くで見せましょうか、これ。この方。

○小野委員長 その写真の人物を特定する。

○岩田委員 はい。この人物の方に見覚えはございませんか、区長。

○小野委員長 それ……

○印出井地域振興部長 地域振興部長。

○岩田委員 あ、部長が。はい。

○印出井地域振興部長 今回の総括質疑の項目と関係がないことだと思いますので、答弁いたしかねます。

○小野委員長 はい。写真……

○岩田委員 関係あるんです。関係あるんです。じゃあ、私から言います。これ、樋口区長です。じゃあこれ、樋口区長が、ここ、たばこを吸っているところなんですけど、ここは私有地ですか。何か敷地内とか、それとも路上なんでしょうか。お答えください。

○印出井地域振興部長 それも含めて確認できないので、ご答弁しかねます。

○岩田委員 ほら。あのですね、じゃあ、もうちょっと分かりやすく言いましょうか。生活環境条例で、たばこを吸っちゃいけないことになっているじゃないですか、路上では。ですよね。臨時喫煙所という看板を立てているだけで、たばこが吸えるのかどうかということなんですよ、問題は。この生活環境条例に穴があるんじゃないのかなということなんです。つまり法的根拠はどこにあるのかということを知りたいんですよ。

○皆川安全生活課長 今、岩田委員のご指摘のところなんですけども、生活環境条例については、条例の目的は無秩序な路上喫煙による迷惑防止や環境美化であると認識しております。今回、イベント主催者が会場内で喫煙所を設けて、喫煙者をそこに誘導し、吸い殻や歩行喫煙を防止する場合に、目的、趣旨に沿った形で喫煙行為が管理されていると言えらると思っております。喫煙所を限定し適正な管理することは条例の趣旨に反する面がありますので、その限りにおいては条例違反とみなさないものと考えております。

○小野委員長 岩田委員、多分一般質問と同じことだと思うので、端的にお願いします。

○岩田委員 趣旨がという話なんですけども、趣旨と言ったら何でも言えちゃうんですよ。法的根拠で、誰でもが分かるように、うん、それだったら間違いないね。例えば条例の中で、イベントのときは路上喫煙で取り締まることはないみたいな、その限りにあらずみたいな一文があるならともかく、そうでもなく、「趣旨で」と言ったら何でも言えちゃうんですよ。そういうものはないのかという質問なんです。

私が資料要求したのも、臨時喫煙所の規定がある都内の自治体、ここに法的根拠で、例えば渋谷区だったら、「きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例」と書いてありますけども、いや、それは路上喫煙を禁止している根拠ですよね。そうじゃなくて、例えばイベントなどで、そこで吸える根拠なんです。例えばその条文の第〇条に「その限りにあらず」みたいな一部分がある。だからこれは吸ってもいいんですよという、そういうのがあるん

ですかという話なんです。趣旨なんて言ったら幾らでも言えちゃいますよ。

前——前というか、この前、部長は、警察に道路使用許可を出しているから、それも含めて大丈夫だとおっしゃいましたけども、じゃあそれは警察のほうには確認はしたんでしょうか。つまり路上使用許可をもらっているから、だからこの生活環境条例の、たばこを吸ってもいいというか、これは免除されるのかどうなのかというのは聞いたんでしょうか。

○皆川安全生活課長 今、岩田委員のご指摘のところの道路使用許可なんですけども、許可については、一般的には道路使用をしていいかどうかということですので、そこについては申請の際には必要ないという形になっております。

○岩田委員 いや、そうじゃなくて、道路使用許可ですよ。あくまで道路の使用許可じゃないですか。それと、たばこを吸っていいかどうかというのはリンクするのか。それをちゃんと警察に確認したんですかという質問です。

○印出井地域振興部長 この生活環境条例を制定した主体はどこでしょうか。と聞いちゃいけないですね。千代田区でございます。千代田区がこの条例を制定して、そして千代田区が解釈、運用しながら、適正な環境を維持し継続していくというところでございます。先ほど課長からのご答弁申し上げましたけれども、この条例が無秩序な路上喫煙を禁止するということの目的は、無秩序な路上喫煙による迷惑の防止や環境の美化であるというふうに認識しているところでございます。

一般質問でもお答え申し上げましたけれども、警察の道路使用、これは主催者も含めて、道路使用、まあ通常、道路を封鎖するような催しで、警察に道路使用が出ていないということはあり得ませんし、道路使用が出ていない中でそういったことをしたら、道路交通法並びに道路法に違反するということになります。我々のほうではそういったことも確認しながら、その限りにおいて、許可されているという限りにおいて、こちらの主催者が一時的に喫煙所を設置して、当該道路はその主催者の管理下に置かれるということを踏まえて、取締りを行わないというふうに取り扱っているものでございます。

○岩田委員 まず、どこがこれを決めたのか。

千代田区だからいいんだというのはちょっとおかしいですよ。

岐阜県高山市の例を挙げます。高山市長がたばこのポイ捨て、自ら条例違反をしました。自宅前でたばこを側溝にポイ捨て。で、謝罪の記者会見をして、給与の減額処分の条例案を提案の方針、ここまでやったんですよ。じゃあこれ、自治体でやったんだから、あ、今だけよしといってやっちゃうんですかという話なんですよ。それを、あと、何、警察のほうで道路使用許可だからと言いましたけど、だからさっき言ったじゃないですか。警察にそれ、じゃあ、たばこのこの条例も免除されるんですかというのは聞いたんですかと質問したんです。

○印出井地域振興部長 繰り返しになりますけれども、道路使用許可に基づいて管理下に置かれ、喫煙所を一時的に設置することが、条例の趣旨、要は迷惑な歩行喫煙とかポイ捨てとか、そういったものを防止するというのを踏まえて、生活環境条例の解釈、運用として、千代田区がそれは過料には、過料というような取扱いをしない、取締りをしないというところのものでございます。

○小野委員長 岩田委員……

○岩田委員 委員長、あのね、こういう答弁だから長くなるんですよ。

○小野委員長 いや……

○岩田委員 僕は警察に聞いたのかどうかだけ聞いています。

○印出井地域振興部長 ですので、警察が路上喫煙を取り締まるのではないということをご認識いただきたいと思います。

○岩田委員 じゃあ、私から言います。警察に、私、確認しました。（発言する者あり）はい。そしたら、交通規制係の方が言っていました。道路使用許可とたばこを吸っていいかどうかなんていうのは全く別問題。（発言する者あり）にもかかわらず、それを区がいいと言うのは、何をもってなんだという話なんですよ。それを何か自分たちの都合のいいように、いや、これは道路使用許可だから包括的にいいんだ。そういうふうに言うのはいかななものかという話なんですよ。

○小野委員長 暫時休憩します。

午後6時10分休憩

午後6時14分再開

○小野委員長 委員会を再開いたします。

では、岩田委員。

○岩田委員 えっ、僕から。（発言する者あり）

○小野委員長 まとめてくれるんじゃない……

○岩田委員 僕から。もう一回。はい、言いますよ。

あのですね、趣旨が正しいとか、解釈でこうなっていますというのはどうなのという話なんですよ。つまり、条例、誰が見ても分かるようにしないと、じゃあ看板を立てればいいのか。そこが、何、使用許可が出て、使用許可を出して看板立てればいいのかという話になっちゃうんですよ。誰でもいいのかということになっちゃいますよ。だったらちゃんと、条例の不備があるんだったら不備があるで、ちゃんとそういうイベントのときとか、区が特別に認めたときはその限りにあらずみたいな一文を入れるべきなんじゃないですかと、もうずっと言っていたんですよ。でも部長は、これは正しいです、正しいです、解釈でちゃんとやっていますから、これは区がやるものですからと、ずっと言っているんですよ。いや、別にそんなの、いいんですよ、そんな、一言、すみません。今まで不備でしたと。これからちゃんとやりますと一言言えば済むことなのに、こんな長々とやらなきゃならないのはそういうところなんですよ。そこをどう考えていますか。

○皆川安全生活課長 この問題については、分科会でも米田委員からご指摘を受けて、議論させていただいた形になります。当然、一方、受動喫煙などの懸念等もありますので、今後議論しながら、他自治体の動向を見据えつつ、また町会活動の手続簡素化とのバランスを考慮しながら、イベント時の喫煙所の設置の在り方を研究させていただきたいと思えます。

○小野委員長 はい。では、ここまでにしたい——あ、岩田委員。

○岩田委員 じゃあ最後に聞きますよ。じゃあ、今のこの状態は正しいのかどうか。今の条例でこれは問題ないのか。区長は2,000円を払わなくていいのか、どうなのか。今の条例で不備はないのか。そこを教えてください。

○皆川安全生活課長 先ほど印出井部長からも答弁させていただいたんですけども、現状であれば、条例の趣旨に反しないものと認識しております。

○小野委員長 はい。では、ここで、よろしいでしょうかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 では、地域振興部についてですが、ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは、以上で総括質疑を終了いたします。

これより意見発表に入ります。意見発表のある方、挙手の上でお願いいたします。

牛尾委員。

○牛尾委員 2024年度千代田区各会計決算の認定について、意見発表を行います。

学校給食の無償化、区立学校における学校教材への補助、幼児保育の実施など、区民や子育て世帯の願いに応える施策が盛り込まれておりました。しかし、決算の認定に反対する第一の理由は、こうした支援が一部にとどまっているということであります。物価高騰の影響は、子育て世代だけでなく、あらゆる世代、事業者に及んでおります。しかし、今決算では、子育て支援はあるものの、高齢者や生活が困窮している世帯への区独自の支援策があまりにも弱過ぎました。補正予算で5,000円のギフトカードの全区民への支給を行いました。住民税非課税世帯など生活が困窮している世帯へのさらなる支援を求めます。また、物価高、エネルギー代の高騰に苦しむ中小零細事業者や個人事業主への直接支援もありませんでした。区が事業者の声を真剣に聞いて、事業者が望む支援策の具体化を求めます。

第二に、まちづくりの問題です。投機マネーがマンションの価格を引き上げ、それが周辺地域の土地や家賃の上昇につながり、住民を苦しめています。この大きな要因が、住民の声を十分に聞かずに進められてきた大型再開発です。区が投機マネーを規制する要請を不動産協会に行ったことは評価しますが、まちづくりを投機マネーを呼び込む市街地再開発ありきでなく、十分な住民参加と情報公開で、住民が主人公の持続可能なまちづくりへの転換を求めます。併せて神田警察通りの整備については、周辺住民の、沿道住民の声をよく聞いて事業を進めることを求めます。

第三に、長年住み続けてきた千代田にこれからも住み続けたいという当然の願いに背を向けてきたことでもあります。決算議会で、区は公共住宅の増設や家賃補助の拡充は行わないとしております。物価高、投機マネーによる家賃上昇、衣食住というように、住まいは生きていくための基本となるものです。改めて、住まいは人権、この立場で公共住宅の増設と家賃補助の拡充を求めます。

最後に、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、いずれも負担増となっております。暮らしが大変な中で、保険料の負担増はさらなる混乱をもたらします。2024年度の国保会計では約8億6,000万円の余剰金が出ました。こうした余剰金を活用して、子どもの均等割の無償化など、保険料の負担軽減のための努力を強く求めます。

以上の理由から、2024年度各会計決算の認定に反対いたします。

○小野委員長 はい。引き続き、意見発表。

岩田委員。

○岩田委員 官製談合事件について、部長は今まで、さも自分は刑事確定記録を確認してきたかのような、他人を誤認させるような表現を用い答弁を続けてきていたが、今回、実は供述調書すら見ていないことが分かった。また、はやお議員からの、報道機関になぜ法

的措置を取らないのかとの趣旨の質問に対し、見ていない、知らないと部長答弁があったが、本年9月の区ホームページには、「一部報道機関により事実誤認していた報道がありました」と記載しており、また、自分も以前、議員指摘の記事を使用した質問をしており、当該記事を知らないはずもなく、明らかな虚偽答弁があった。官製談合事件という、千代田区として前代未聞の事件を起こしておきながら、いまだに反省の色も見られない。物価高騰対策のバニラVISAギフトカードにしても、税金の使い方が雑。生活環境条例の不備も認めない。今や千代田区に対して全く信用できない。よって反対する。

○小野委員長 はい。引き続き、お願いいたします。

えごし委員。

○えごし委員 令和6年度各会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から意見発表いたします。

令和6年度は、未来を拓く子どもの笑顔と子育て世代の安心を育む予算として、子ども・子育て施策、高齢者施策、災害に備えたまちづくりなどの施策、また、長引く物価高騰で苦しむ区民の生活を守るための支援対策も含め、様々な施策を展開してきたことは評価いたします。具体的な事業としては、出産・子育て支援、子育てひろばの拡充、学校給食関連事業、中小企業等経営支援、DX、GXの推進、いじめ不登校防止プロジェクト、地域福祉計画の推進、認知症支援サービスの拡充、ウォークアブルなまちづくりの検討などです。

このたびの分科会審議、また総括において質疑し、それぞれ前向きな答弁を頂きました。質疑した内容を令和8年度の予算にしっかりと反映していただくことを要望し、令和6年度各会計歳入歳出決算の認定に賛成いたします。

○小野委員長 はい。引き続き、お願いします。

富山委員。

○富山委員 令和6年度各会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から意見を申し上げます。

令和6年度は、物価高や人件費の上昇など、厳しい社会情勢の中にありましたが、本区は区民サービスの質を維持しています。子育て・教育分野ではライフステージにに応じて支える施策の充実、高齢者障害者福祉では、在宅生活支援や介護予防の推進により、地域で安心して暮らし続けられる体制が整いつつあります。防災・防犯分野では、地域訓練や備蓄体制の強化など、安心・安全のまちづくりが着実に進められました。分科会及び総括質疑を通じて、インクルーシブ教育の目的の再確認、地域のバリアフリー、神田錦町三丁目施設沿道整備について、前向きなご答弁を頂きました。一方で、増加する外国人問題、地域コミュニティの希薄化、住宅施策など、今後の課題も残されています。これらは令和8年度予算案に反映されることを要望し、本議案に賛成いたします。

○小野委員長 はい。引き続き、お願いします。

小枝委員。

○小枝委員 令和6年度各会計決算について、反対の立場から意見発表をいたします。

千代田区における約700億円の年間予算は、困っている住民に寄り添い、魅力ある、歴史ある千代田区の教育と文化を全力で守り、住民が住み続け、商売を継承できるよう全力を尽くすものでなければなりません。しかしながら、一人一人の住民を大切にして、住

民参加で幸せな未来を描き切るという点で、極めて不安の残る決算審議であった。

分割審査で確認した子育て支援や産後ケア、福祉や教育に関しては、年々拡充される事業やメニューは、それだけを見れば何と幸せなサービスが整ってきているだろうかと感じる部分も多い。問題は、それ以外、高齢者への配慮や、困窮する住宅問題含め、重要なところで目を覆いたくなるような不誠実な振る舞いや、区政の主人公である区民を見下しているかのような不遜な回答がいつもより目立ったのはなぜか。重要なことほど住民と共に歩まなければならないのに、かたくなにクローズなやり方で進めて、住民が知ったときは時遅し。なぜ繰り返されるのか。今動けば、よりよいまちづくりになるかもしれないことがあっても、時を過ごし、またもや *too late*、時遅しになってしまう焦りを真剣に受け止めてはくれないのはなぜか。やればできるはずなのに、参加型で夢のあるまちづくりにたどり着かないのはなぜなのか。

数字の間違いでは陳謝するけれども、上層部が招いた事業執行の稚拙さや、それゆえの混乱と事件について、謙虚に反省をしようとすらないということは、同じ過ちを繰り返すのではないかという不安を抱かせる。官製談合のテーブルの端緒となった副区長の関与、指示命令を、千代田区は関与がなかったことにするとともに、その指示に従って罪を犯してしまった部下である職員を孤立させ、内部告発者に対する組織の報復とも思える対応に終始しており、これは道義的に決して許されるものではない。

高額な区有地をいつの間にか無償で貸し付け、住民訴訟に発展した日比谷エリアマネジメントについても、年間3億円にも上る賃料収入があり、実質的に巨大な補助金であるにもかかわらず、かたくなに令和6年度の会計報告を区民代表の議会に示そうとはしなかった。このようなことを果たして区民はよいと言うのだろうか。一方で、公営住宅の倍率はどんどん悪化し、200倍、300倍にも膨れ上がっていることに反省の言葉もなく、困り果てている区民に即効性のある具体策も示されなかった。

多くの職員が誠実に職務に取り組んでいる中で、大変残念なことではあるが、区民の果てしない不安を払拭し、住民思いの千代田区に発展してほしいという思いを込めて、令和6年度決算の認定には反対をする。

以上です。

○小野委員長 引き続き、お願いします。

ふかみ委員。

○ふかみ委員 議案第43号、令和6年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で意見を申し上げます。

令和6年度は、未来を拓く子どもの笑顔と子育て世代の安心の方針の下、主要六つのテーマにおいて、区民目線のきめ細かなサービスが実装され、利用者本位の改善が随所に見られました。深く感謝申し上げます。とりわけ子ども費24.7%という重点配分は、ビジョン、計画、事業、成果を結ぶ、明確な意思の表れと捉えております。

財政運営については、純資産は前年度比プラス89億2,000万円、純行政コストはプラス25億600万円、プライマリーバランスはプラス62億円と、単年度の税収等で当年度支出を賄う、健全で持続可能な運営がさらに強化されました。併せて資産形成度、世代間公平性も良好で、将来世代への負担を抑え、正の遺産を残している点を心強く受け止めています。一方で、行政コスト対税収等比率は、他区と比べて相対的に低く、一定の

弾力性が確保されているものの、区民ニーズの多様化、少子高齢化、人材不足、スキル変容に備えるため、機動性をさらに高める投資と行政改革を進める必要性が様々な機会で示されたと考えています。

組織の年齢別、職層別構成で指摘された中間層の希薄さは、裏を返せば若年層のデジタルネイティブ世代が主体的に活躍する基盤づくりのチャンスだと捉えることもできます。区民のQOLを維持向上し、（発言する者あり）数字の健全性をより多くの区民の実感に変える、そのための行政改革が望まれています。現場DXと処遇・待遇改善を優先的に検討し、情報の取扱いを現代に即した運用へ見直しを進め、より多くの人の成長実感につながる分野への資源再配分を期待します。

令和8年度予算編成に向け、公開、検証、協働の姿勢で、透明性の高い推進をお願い申し上げます、議案第43号に賛成いたします。

○小野委員長 引き続き、意見発表を受けます。

春山委員。

○春山委員 私ども日本維新の会会派は、議案第43号、令和6年度千代田区各会計決算について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

分科会、委員会を通して、環境保全意識周知やヒートアイランド対策のレインガーデンや菜園設置助成といった環境政策、住環境指標を用いた住宅基本計画の策定、エリアマネジメントの推進、デジタル化のさらなる推進など、様々な生活の質の向上に向けた取組をされたこと、また、今後は風ぐるまについて、デマンド交通や自動運転などの新技術導入など、多角的に検討していくことが確認できました。しかしながら、改善を求める事項についても明らかになりました。

まず、現状においては、基礎自治体内の業務システムが統合されていないこと、基礎自治体と国のデータが連携していないことから起きる様々な課題があることが挙げられます。特に国民健康保険の法定外繰入れの課題について、システムではデータ抽出ができず、職員の長時間に及び手作業によってしか把握できないこと。また、未納者への滞納督促業務も非効率となり、例えば日本を出国された外国籍の方に納付を求めることが難しくなるという実態も明らかになりました。また、行政と区民の信頼関係の構築に資する財政情報の可視化においても、事業単位、プロジェクト単位で明確に分類されたレベルまで解像度を上げることも必要です。また、区のアセットマネジメントや事業全体の評価のためには、複数年度の視点で見る必要もあります。これらの実現によって、初めて住民参加の政策立案が可能になると考えます。加えて、これらの実現のためには、ガバメントクラウドの標準機能に様々なデータ連携を加えていくことも不可欠であり、千代田区が率先して共有化モデルを発信していくことを求めます。

以上、執行機関の職員の皆様が個々個別の事業の遂行を日々努力されていることを十分理解した上で、施策を進める上で障害となる事項に関しては、基礎自治体である区から都や国への提言を積極的に行う体制づくりを求めます。

以上、令和8年度に向けて、区民生活や行政運営に新たな変革をもたらす取組の実現に向けて進められていくことを期待し、議案43号に賛成いたします。

○小野委員長 田中委員。

○田中委員 令和6年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定について、千代田区議会国民

民主党会派として、賛成の立場から意見を申し上げます。

令和6年度は、長引く物価高騰をはじめ、多くの課題に直面する中、また、国の経済的支援対象が住民税非課税世帯に集中する中、国民生活の豊かさの向上に資する全区民を対象とした物価高騰対策、地域経済の活性化事業を実施されたことは、高い評価に値すると考えます。また、教育費や生活費の負担が増す中で、次世代育成助成や教育ローン利子補給金制度など、区独自の子育て・教育への経済的支援の実施により、現役世代の実質的な可処分所得を増やし、安心を支えました。

地域振興の分野でも、町会をはじめとする地域コミュニティの活動支援、地域をつなぐ祭礼文化や伝統行事の継承支援、さらには地域の魅力を高める文化芸術活動の推進など、地域の絆と誇りを守る取組が着実に行われ、地域経済を支える重要な柱として、商店街や中小事業者への支援も継続されました。

時代の変化に対応した防災・減災対策やデジタル化の推進、環境に配慮したまちづくり、区民優遇の二重価格の推進など、将来を見据えた取組も進められ、今後もこれらの事業が積極的に推進されることを期待します。

我々国民民主党は、行政が、税金を集めて使う側の論理ではなく、税金を納める区民の立場に立った行政運営を常に意識することが重要だと考えます。区民が納めた税金から成る財源をいかに効率的かつ効果的に使うか。そして区民が、生活や地域に還元されていると、その成果を実感できることが行政への信頼の基礎であり、区政に求められる姿だと考えます。今後も施策の効果検証を一層強化し、財源をより効率的に活用できる仕組みづくりが求められるとともに、区民への情報公開をさらに進め、区政への信頼を取り戻し、さらに高めていただくとことを期待し、令和6年度各会計決算の認定に賛成いたします。

○小野委員長 はやお委員。

○はやお委員 議案第43号、令和6年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定について、意見発表を行います。

令和6年度決算に当たり、監査委員から提出された定期監査結果報告書の中で、内部統制についてと人材育成についての2項目において、踏み込んだ指摘がなされています。特に新規採用職員や派遣職員の事務ミス、主任級の離職増加が課題とされています。これは、過去の採用抑制により、指導力と統制機能が弱体化している組織的問題の表れだと考えます。また、決算資料や主要施策の成果に記載誤りが見つかり、こうした小さなミスの積み重ねが信頼低下につながります。執行機関には、令和8年度予算編成方針における挑戦する組織風土への変革をスローガンで終わらせず、人への投資で具現化することを求めます。

令和8年度予算では、以下の3点を最優先で講じるよう希望します。

1、区民の安全、福祉に関わる職種を、減らさない分野として明確化し、人員を確保すること。

2、指導的立場の職員への研修を義務化し、ノウハウの内部蓄積を進めること。

3、中堅職員の定着と育成支援に財源を伴う重点配分を行うこと。

区政への信頼は人材の育成と安定から生まれます。執行機関が改善を進めることを期待し、本議案に賛成いたします。

○小野委員長 はい。意見発表、ほかに漏れはございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。以上で意見発表を終了いたします。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。採決は起立により行います。議案第43号、令和6年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小野委員長 岩田委員、小枝委員、牛尾委員以外の委員が賛成です。よって、本案は賛成多数により、認定すべきものと決定いたしました。どうぞご着席ください。

終わりに、議長からご挨拶をお願いいたします。

○秋谷議長 予算・決算特別委員会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

小野委員長、岩佐副委員長、池田副委員長、桜井副委員長をはじめ、委員の皆さんには、熱心なご審議、大変お疲れさまでございました。また、理事者の皆さんもご協力いただきまして、ありがとうございました。執行機関におかれましては、当予算・決算特別委員会の中で行われた貴重な議論を今後の区政運営へ反映させるよう努めていただくとともに、今後とも真摯に事務執行に当たっていただくようお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

○小野委員長 続いて、区長からご挨拶をお願いいたします。

○樋口区長 予算・決算特別委員会の閉会に当たりまして、御礼のご挨拶を申し上げます。

委員各位におかれましては、分科会、総括審議と、長時間にわたり、慎重かつ熱心なご審議を賜りました。誠にありがとうございました。9月30日には、議案第42号、令和7年度千代田区一般会計補正予算第2号につきまして、賛成多数をもって原案どおり可決を賜り、御礼を申し上げます。そして、ただいま、議案第43号、令和6年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定につきましても、賛成多数をもってご認定を賜りました。御礼を申し上げます。

分科会あるいは総括質疑の過程におきまして頂きました様々なご意見につきましては、今後十分に留意いたします。そして、区民の目線に立った区政運営に一層努力してまいります。

委員長の小野なりこ議員、副委員長の岩佐りょう子議員、池田とものり議員、桜井ただし議員のご尽力に厚く御礼を申し上げますとともに、委員各位に心より御礼を申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。長時間ありがとうございました。

○小野委員長 最後に、私からご挨拶をさせていただきます。2日間にわたり、精力的な審査と円滑な委員会運営のご協力、誠にありがとうございました。

以上で、予算・決算特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午後6時40分閉会